

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 1 8 号
発行日 令和 4 年 4 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- ・綾部市人権尊重のまちづくり
条例の制定
(人権推進課)・・・1
- ・綾部市保育士等就学資金の貸
与に関する条例の制定
(こども支援課)・・・3
- ・綾部市功労者表彰条例の一部
改正
(秘書広報課)・・・5
- ・綾部市U I ターン者定住支援
住宅の設置及び管理に関する
条例の一部改正
(定住・地域政策課)・・・6
- ・綾部市一般職職員の育児休業
等に関する条例の一部改正
(職員課)・・・7
- ・綾部市長等の給与及び旅費に
関する条例の一部改正
(職員課)・・・8
- ・綾部市教育委員会の教育長の
給与等に関する条例の一部改
正
(職員課)・・・9
- ・綾部市一般職職員の給与に関
する条例の一部改正
(職員課)・・・10
- ・綾部市会計年度任用職員の給
与及び費用弁償に関する条例
の一部改正
(職員課)・・・11
- ・綾部市地域生活支援事業に係
る利用者負担金の徴収に関す
る条例の一部改正
(障害者支援課)・・・12

- ・綾部市放課後児童健全育成事
業の実施に関する条例の一部
改正
(社会教育課)・・・13
- ・綾部市国民健康保険条例の一
部改正
(市民・国保課)・・・14
- ・綾部市特定用途制限地域内に
おける建築物等の用途の制限
に関する条例の一部改正
(都市計画課)・・・16
- ・綾部市病院事業の設置等に関
する条例の一部改正
(保健推進課)・・・17
- ・綾部市消防団員等公務災害補
償条例の一部改正
(消防本部管理課)・・・18
- ・綾部市国民健康保険条例の一
部改正
(市民・国保課)・・・19
- ・綾部市議会委員会条例の一部
改正
(議会事務局)・・・20
- ・綾部市市税条例の一部改正
(税務課)・・・21
- 規 則
- ・綾部市会計年度任用職員の給
与及び費用弁償に関する規則
の一部改正
(職員課)・・・23
- ・綾部市保育士等修学資金の貸
与に関する条例施行規則の制
定
(こども支援課)・・・24
- ・綾部市会計年度任用職員の勤
務時間、休暇等に関する規則
の一部改正
(職員課)・・・39
- ・綾部市一般職職員の育児休業

等に関する規則の一部改正 (職員課)・・・40	
・綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正 (職員課)・・・41	
・綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正 (社会教育課)・・・42	
・綾部市児童手当事務処理規則の一部改正 (こども支援課)・・・43	
・綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例施行規則の一部改正 (障害者支援課)・・・44	
・綾部工業団地水処理センターの管理及び運営規則の一部改正 (下水道課)・・・45	
・綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (市民・国保課)・・・47	
・綾部市介護保険条例施行規則の一部改正 (高齢者支援課)・・・52	
・綾部市法定外公共物管理条例施行規則の一部改正 (建設課)・・・55	
・綾部市駐車場条例施行規則の一部改正 (都市計画課)・・・56	
・綾部市事務分掌規則の一部改正 (職員課)・・・57	
・綾部市職員職名規則の一部改正 (職員課)・・・58	
・綾部市一般職職員の級別職務	

分類表に関する規則の一部改正 (職員課)・・・59	
・綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部改正 (税務課)・・・60	
・綾部市公営企業の主要職員を定める規則の一部改正 (上水道課)・・・79	
・地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正 (上水道課)・・・80	
・綾部市消防団員等公務災害補償条例9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正 (消防本部管理課)・・・81	
・綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正 (消防本部管理課)・・・82	
○告 示	
・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示 (市民・国保課)・・・83	
・市道路線区域変更告示 (建設課)・・・84	
・市道路線供用開始告示 (建設課)・・・85	
・特定空家等の緊急安全措置に係る告示 (建築課)・・・86	
・令和4年綾部市議会3月定例会において議決を経た予算の公表 (財政課)・・・87	
・綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱の制定 (高齢者支援課)・・・88	

・綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金交付要綱の制定	(商工労政課)・・・96
・綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱の制定	(林政課)・・・101
・綾部市婚活支援事業費補助金交付要綱の一部改正	(市民協働課)・・・115
・綾部市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部改正	(市民・国保課)・・・116
・綾部市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部改正	(市民・国保課)・・・117
・綾部市認知症高齢者支援事業実施要綱の一部改正	(高齢者支援課)・・・125
・綾部市福祉医療費支給事業実施要綱の一部改正	(市民・国保課)・・・128
・綾部市未熟児養育医療給付要綱の一部改正	(市民・国保課)・・・129
・綾部市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正	(こども支援課)・・・130
・綾部市老人医療費支給事業実施要綱の一部改正	(市民・国保課)・・・131
・綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部改正	(環境企画課)・・・132
・あやべ健康プラザ利用補助金交付要綱の一部改正	(市民・国保課)・・・133
・綾部市国民健康保険高額療養	

費資金貸付要綱の一部改正	(市民・国保課)・・・134
・綾部市国民健康保険高額療養費受領委任払取扱要綱の一部改正	(市民・国保課)・・・135
・綾部市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱の一部改正	(市民・国保課)・・・136
・綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱の一部改正	(商工労政課)・・・137
・綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付要綱の一部改正	(商工労政課)・・・145
・綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金交付要綱の一部改正	(商工労政課)・・・146
・綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱の一部改正	(林政課)・・・147
・農林漁業振興補助金交付要綱の一部改正	(林政課)・・・158
・綾部市防火管理に関する講習の実施要綱の一部改正	(消防本部予防課)・・・159
・綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付要綱の制定	(農政課)・・・162
・綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱の一部改正	(環境企画課)・・・178
・市道路線区域変更告示	(建設課)・・・179
・市道路線供用開始告示	(建設課)・・・180

・ 令和 4 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	(税務課)・・・181
・ 地縁団体認可告示（鍛冶屋自治会）	(市民協働課)・・・182
・ 市道路線認定及び変更告示	(建設課)・・・183
・ 市道路線区域決定告示	(建設課)・・・185
・ 市道供用開始告示	(建設課)・・・186
・ 指定居宅介護支援事業者指定告示	(高齢者支援課)・・・187
・ 指定地域密着型サービス事業者指定告示	(高齢者支援課)・・・188
・ 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定告示	(高齢者支援課)・・・189
・ 指定地域密着型サービス事業者指定告示	(高齢者支援課)・・・190
・ 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定告示	(高齢者支援課)・・・191
・ 居宅介護支援事業者廃止告示	(高齢者支援課)・・・192
・ 指定地域密着型サービス事業者廃止告示	(高齢者支援課)・・・193
・ 指定地域密着型サービス事業者廃止告示	(高齢者支援課)・・・194
・ 指定地域密着型サービス事業者廃止告示	(高齢者支援課)・・・195
・ 指定地域密着型サービス事業	

者廃止告示	(高齢者支援課)・・・196
・ 令和 4 年固定資産の価格等の登録	(税務課)・・・197
・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部改正	(社会福祉課)・・・198
・ 令和 4 年度一般廃棄物処理計画の制定	(環境保全課)・・・199
・ 綾部市新生児聴覚検査事業実施要綱の制定	(保健推進課)・・・212
・ 綾部市母子栄養強化事業実施要綱の一部改正	(保健推進課)・・・217
・ 綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金交付要綱の廃止	(商工労政課)・・・223
・ あやべ特別市民制度事業費に係る指定納付受託者の指定告示	(秘書広報課)・・・224
・ 令和 4 年度市税等の収納事務委託告示	(税務課)・・・225
・ し尿くみ取り券売りさばき業務委託に関する告示	(環境保全課)・・・227
・ くらしの資金償還金の収納事務委託に関する告示	(社会福祉課)・・・229
・ 犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務委託に関する告示	(保健推進課)・・・230
・ 綾部市立病院の診療費並びに	

務室の運営に関する要綱の制定		投票所	・ ・ ・ 282
・ 綾部市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正	・ ・ ・ 265	・ 令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	・ ・ ・ 283
○教育委員会訓令甲		・ 令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任	・ ・ ・ 285
・ 綾部市立小学校及び中学校の指定学校の変更に係る取扱規程の制定	・ ・ ・ 268	・ 令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ	・ ・ ・ 287
○選挙管理委員会告示		・ 令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における開票の場所及び日時	・ ・ ・ 288
・ 令和 4 年 4 月 1 0 日執行予定の京都府知事選挙におけるポスターの設置場所	・ ・ ・ 270	・ 令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任	・ ・ ・ 289
・ 令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	・ ・ ・ 276	・ 令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時	・ ・ ・ 290
・ 綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の 5 0 分の 1 の数	・ ・ ・ 277	・ 令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における投票管理者の変更	・ ・ ・ 291
・ 綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数	・ ・ ・ 278	○公平委員会規則	
・ 合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の 6 分の 1 の数	・ ・ ・ 279	・ 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	・ ・ ・ 292
・ 令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所	・ ・ ・ 280	○公平委員会告示	
・ 令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における期日前		・ 公平委員会委員長選任告示	

	・ ・ ・ 293
○十倉財産区告示	
・ 綾部市十倉財産区議会招集告 示	・ ・ ・ 294

綾部市人権尊重のまちづくり条例をここに公布する。

令和４年３月２５日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第１号

綾部市人権尊重のまちづくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理である。日本国憲法においても、基本的人権の享有が保障され、法の下での平等が定められている。しかし、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人、感染症患者等へのさまざまな人権侵害は依然として存在し、また、インターネット上での人権侵害、性的指向・性自認に関する新たな課題が顕在化するなど、社会情勢の変化等により、人権問題は多様化している。

国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成２８年法律第６８号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成２８年法律第１０９号）が制定され、地方公共団体においても、地域の実情に応じた人権課題の解決に向けて更なる取組が求められている。

綾部市においては、全国に先駆け「世界連邦都市宣言」を行い、「綾部市市民憲章」を制定するなど、人権尊重のまちづくりを基軸に施策の推進に取り組んできたが、多様化している人権課題に対し、市、市民及び事業者等が協力し、より一層、人権尊重の理念の普及を推進していく必要がある。

ここに私たちは、お互いの多様性を認め合い、支え合う共生社会を実現し、誰もが安心して心豊かに暮らしていける、真に、人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、人権侵害は決して許されるものではないとの認識の下、人権に関する施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、全ての市民の人権が等しく尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条 人権尊重のまちづくりの推進は、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の規定に基づき、市民及び事業者等の人権意識の高揚に努めるとともに、人権侵害を解消するための施策、その他人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、第2条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識し、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、第2条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、事業活動に関わる全ての人の人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。

（推進計画）

第6条 市長は、人権尊重のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（推進体制の充実）

第7条 市は、人権尊重のまちづくりを推進するための施策を総合的に企画し、実施するために必要な体制を整備するものとする。

（教育及び啓発の充実）

第8条 市は、市民及び事業者等の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発活動の充実を図るものとする。

（相談体制等の充実）

第9条 市は、さまざまな人権問題に関する相談に的確に応じるため、国及び京都府等と連携し、必要な相談体制等の充実に努めるものとする。

（調査）

第10条 市は、人権侵害の実態の把握やその他、人権施策の策定、実施に必要な調査を行うことができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 号

綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、保育士及び保育教諭の育成及び確保に資するため、本市において保育士又は保育教諭として保育等の業務に従事しようとする者に対し、養成施設等の修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 養成施設等 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 8 条の 6 第 1 号に規定する指定保育士養成施設並びに大学及び短期大学等の幼稚園教諭養成課程をいう。

(2) 保育等の業務 次に掲げるものをいう。

ア 児童福祉法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所（同法第 3 5 条第 3 項の規定による届出を行った施設及び同条第 4 項の規定による認可を得た施設に限る。）において行われる保育業務

イ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 に規定する障害児通所支援事業を行う事業所において行われる療育、支援等の業務

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園において行われる教育、保育業務

エ その他市長がアからウまでに規定する事業所と同等と認める事業所において行われる業務

(修学資金の貸与)

第 3 条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内において、無利息で修学資金を貸与することができる。

(1) 養成施設等に在学する者又は入学することが決定している者

(2) 養成施設等を卒業した日（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した日。以下同じ。）から 1 年を経過する日までに、市内において保育士又は保育教諭として保育等の業務に従事する意思を有する者

(修学資金の貸与額等)

第4条 修学資金の貸与額は、1学年につき100万円を限度とし、養成施設等の入学金及び授業料等の合計の範囲内の額とする。

2 修学資金の貸与期間は、2学年分までとする。

(返還の免除)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

(1) 修学資金の貸与を受けた者が、養成施設等を卒業した日（養成施設等を卒業後、更に他の養成施設等において修学した場合にあっては、当該他の養成施設等を卒業した日）から1年を経過する日までに市内の保育等の業務を行う事業所（以下「市内事業所」という。）に正規職員として雇用され、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、引き続き3年間、同一の市内事業所（複数事業所を有する法人にあっては、当該法人の有する他の市内事業所での従事を含む。）において保育士又は保育教諭として保育等の業務に従事したとき。

(2) 前号に規定する保育等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 修学資金の貸与を受けた者が、死亡又は障害により貸与を受けた修学資金を返還することが困難となったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度以後の養成施設等への入学者に対する貸与から適用する。

綾部市功労者表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 号

綾部市功労者表彰条例の一部を改正する条例

綾部市功労者表彰条例（平成 3 0 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「1 2 年以上」を「9 年以上」に改め、同条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成 2 3 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 大石定住支援住宅の項を削る。

別表 2 大石定住支援住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 5 号

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第 7 条第 1 項中「(会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第 9 条中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第 1 3 条を第 1 5 条とし、第 1 2 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 1 3 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 1 4 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2）育児休業に関する相談体制の整備
- （3）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月２５日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第６号

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和３２年綾部市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第５条中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条 令和４年６月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の綾部市長等の給与及び旅費に関する条例第５条の規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に１６７．５分の１０を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月２５日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第７号

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和２７年綾部市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第４条中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条 令和４年６月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例第４条の規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に１６７．５分の１０を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 8 号

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 4 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 6 7 . 5」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の綾部市一般職職員の給与に関する条例第 1 9 条の 4 第 2 項の規定及び綾部市一般職職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第 1 9 条の 4 第 4 項から第 6 項まで若しくは第 2 1 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 7 項、公益法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年綾部市条例第 1 号）第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 1 2 7 . 5 分の 1 5

（2）再任用職員 7 2 . 5 分の 1 0

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月２５日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第９号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第９５号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和４年３月２５日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第１０号

綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例（平成１８年綾部市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「及び障害児タイムケア事業」を削る。

別表訪問入浴サービス事業の項中「１，２５０円」を「１，２６０円」に改め、同表障害児タイムケア事業の項を削る。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

条 例

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月２５日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第１１号

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成１０年綾部市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表中

「

綾部第 1 放課後児童健全育成学級	綾部市上野町上野 1 2 9 番地	綾部小学校 通学区域
綾部第 2 放課後児童健全育成学級		
綾部第 3 放課後児童健全育成学級	綾部市上野町上野 1 6 8 番地	
綾部第 4 放課後児童健全育成学級		

を

「

綾部第 1 放課後児童健全育成学級	綾部市上野町上野 1 2 9 番地	綾部小学校 通学区域
綾部第 2 放課後児童健全育成学級		
綾部第 3 放課後児童健全育成学級	綾部市上野町上野 1 6 8 番地	
綾部第 4 放課後児童健全育成学級		
綾部第 5 放課後児童健全育成学級		
綾部第 6 放課後児童健全育成学級		

に

改める。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 2 号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和 3 4 年綾部市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 中「第 1 9 条」の次に「及び第 1 9 条の 3」を加え、同条第 1 号ウ中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同号エ中「第 9 項」を「第 1 0 項」に改め、同条第 2 号エ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 1 5 条の 6 の 2 中「第 1 9 条」の次に「及び第 1 9 条の 3」を加え、同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 1 9 条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第 1 9 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第 1 9 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 5 条又は第 1 5 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、1 0 分の 5 を乗じて得た額（第 1 5 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第 4 項に掲げる場合を除く。）。

2 第 1 5 条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 1 5 条第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 1 5 条又は第 1 5 条の 5」とあるのは「第 1 5 条の 6 の 5 又は第 1 5 条の 6 の 8」と、「第 1 5 条第 2 項」とあるのは「第 1 5 条の 6 の 5 第 2 項」と第 2 項中「第 1 5 条第 3 項」とあるのは「第 1 5 条の 6 の 5 第 3 項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第 1 9 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

（1）第 1 5 条又は第 1 5 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第 1 9 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割

合を乗じて得た額（第 15 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

（2）第 1 号に掲げる額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額（第 15 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

5 第 15 条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 4 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 15 条の 5」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 又は第 15 条の 6 の 8」と、「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 2 項」と、第 5 項中「第 15 条第 3 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 3 項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 19 条の 3 の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月２５日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第１３号

綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例

綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例（平成２８年綾部市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１田園居住地区の項中「令第１３０条の７の２で定めるもの」の次に「及び畜舎等（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第６項により認定を受けた畜舎等を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 4 号

綾部市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市病院事業の設置等に関する条例（平成 2 年綾部市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「神経内科」を「脳神経内科」に改め、「循環器内科」の次に「、内分泌・糖尿病内科」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 5 号

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

綾部市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 0 号）附則第 7 0 条第 1 項及び第 7 1 条第 1 項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 6 号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和 3 4 年綾部市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 6 中「6 3 万円」を「6 5 万円」に改める。

第 1 5 条の 6 の 1 0 中「1 9 万円」を「2 0 万円」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「6 3 万円」を「6 5 万円」に改め、同条第 3 項中「6 3 万円」を「6 5 万円」に、「1 9 万円」を「2 0 万円」に改め、同条第 4 項中「6 3 万円」を「6 5 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾部市国民健康保険条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 7 号

綾部市議会委員会条例の一部を改正する条例

綾部市議会委員会条例（平成 3 年綾部市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 4 条 招集」を「第 1 4 条 招集
第 1 4 条の 2 開催方法の特例」に改める。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第 1 4 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第 1 9 条の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
第 1 7 条に次の 1 項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第 1 4 条の 2 第 2 項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月３１日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第１８号

綾部市市税条例の一部を改正する条例

綾部市市税条例（昭和３７年綾部市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第３９条第９項中「第３２１条の８第６０項」を「第３２１条の８第６２項」に、「同条第６０項」を「同条第６２項」に改め、同条第１５項中「第３２１条の８第６９項」を「第３２１条の８第７１項」に改める。

第６２条の２第１項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第６２条の３第１項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第１１条の２第２項中「４分の３」を「５分の４」に改め、同条第３項中「附則第１５条第２７項第１号イ」を「附則第１５条第２６項第１号イ」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２７項第１号ロ」を「附則第１５条第２６項第１号ロ」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２７項第１号ハ」を「附則第１５条第２６項第１号ハ」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２７項第１号ニ」を「附則第１５条第２６項第１号ニ」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２７項第２号イ」を「附則第１５条第２６項第２号イ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２７項第２号ロ」を「附則第１５条第２６項第２号ロ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２７項第２号ハ」を「附則第１５条第２６項第２号ハ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２７項第３号イ」を「附則第１５条第２６項第３号イ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２７項第３号ロ」を「附則第１５条第２６項第３号ロ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２７項第３号ハ」を「附則第１５条第２６項第３号ハ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改める。

附則第１１条の３第６項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第８項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第１３条第１項中「１００分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあつては、１００分の２．５）」を加える。

附則第16条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の綾部市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則 の一部を改正する規則

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和 2 年綾部市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 特別支援教育支援員の項の次に次のように加える。

保育補助員（保育園勤務）、調理員（保育園勤務）	1	1 9
-------------------------	---	-----

別表第 1 保育士、看護師、管理栄養士又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職種に従事する者の項の次に次のように加える。

放課後児童支援員	1	2 5
保育士（保育園勤務）	1	2 6

別表第 1 保健師又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職種に従事する者の項の次に次のように加える。

主任放課後児童支援員	1	3 3
------------	---	-----

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「新規則」という。）別表第 1 の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 新規則の規定を適用する場合においては、改正前の綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第2号

綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例（令和4年綾部市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(貸与の申請)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人1人を立て、綾部市保育士等修学資金貸与申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、修学資金の貸与の対象となる学年の12月末までに、市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸与の可否を決定し、綾部市保育士等修学資金貸与（却下）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(返還)

第5条 前条の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた修学資金が、1学年分である場合にあっては1年、2学年分である場合にあっては2年の期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）内に、一括払又は月賦若しくは半年賦の均等払で、修学資金を返還しなければならない。ただし、修学生が死亡、疾病等により修学資金を返還できないときは、連帯保証人が返還するものとする。

(1) 養成施設等を退学したとき。

(2) 市内において保育士又は保育教諭として、保育等の業務に従事する見込みがなくなったとき。

(3) 養成施設等を卒業した日（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した日）から1年を経過したとき。

(4) 同一の市内事業所（複数事業所を有する法人にあっては、当該法人の有する他の市内事業所での従事を含む。）において保育士又は保育教諭として保育等の業務に従事しなくなったとき。

- 2 前項の規定により修学資金を返還しなければならない者は、前項各号に規定する事由が生じた日から30日以内に、綾部市保育士等修学資金返還計画承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、綾部市保育士等修学資金返還計画承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により返還計画の承認を受けた者は、返還計画を変更しようとするときは、綾部市保育士等修学資金返還計画変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、綾部市保育士等修学資金返還計画変更承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（返還の猶予）

第6条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その状況が継続している期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- （1）条例第5条に規定する修学資金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。
- （2）災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な状況にあると認めるとき。
- （3）その他市長が特別の事情があると認めるとき。

- 2 前項の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、綾部市保育士等修学資金返還猶予申請書（様式第7号）にその事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、修学資金の返還の猶予を受けようとする者が、疾病等により申請できないときは、連帯保証人が申請するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、猶予の可否を決定し、綾部市保育士等修学資金返還猶予（却下）決定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（返還の免除）

第7条 条例第5条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、綾部市保育士等修学資金返還免除申請書（様式第9号）に同条各号に規定する事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、修学資金の返還の免除を受けようとする者が、死亡、疾病等により申請できないときは、連帯保証人が申請するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、免除の可否を決定し、綾部市保育士等修学資金返還免除（却下）決定通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

（遅延利息）

第8条 修学生が、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につ

き、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（異動の届出）

第9条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、綾部市保育士等修学資金異動届出書（様式第11号）にその事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、第5号に該当するときは、その事実を証する書類の添付を要しない。

（1）休学し、復学し、退学し、又は卒業したとき（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したとき。）。

（2）停学その他の処分を受けたとき。

（3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18の規定による保育士の登録又は教職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第1に規定する幼稚園教諭の免許状の授与を受けたとき。

（4）本市において保育等の業務に従事したとき又は保育等の業務の従事先を変更したとき。

（5）本市において保育等の業務に従事しなくなったとき。

（6）氏名又は住所を変更したとき。

（7）連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は連帯保証人が死亡したとき。

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度以後の養成施設等への入学者に対する貸与から適用する。

(表面)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

綾部市長

様

申請者氏名

㊞

綾部市保育士等修学資金貸与申請書

綾部市保育士等修学資金の貸与を受けたいので、綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、修学資金の貸与を受けたときは、養成施設等を卒業した日（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した日）から 1 年を経過する日までに、綾部市内において、少なくとも 3 年間保育士又は保育教諭として保育等の業務に従事すること及び貸与を受けた修学資金の返還その他の義務について誠実に実行することを誓約します。

また、貸付金の債権管理又は保全のため、収入状況について綾部市が調査することに同意します。

記

貸 与 希 望 額		年額			円
貸 与 希 望 対 象		☐ 入学金			円
修 学 資 金		☐ 授業料 (年度分)			
他 の 修 学 資 金 等 の 貸 与 の 有 無		☐ 有 (名称 : 年額 円) ☐ 無			
本 人	ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日	
	現 住 所	〒 電話番号			
	養 成 施 設 等	学校名 (第 学年在学中) 入学 年 月 日 ・ 卒業予定 年 月 日			

連 帯 保 証 人	住 所	〒 電話番号			
	ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日	
	本 人 と の 関 係				
上記の者が上記修学資金の貸与を受けたときは、本人及び連帯保証人が相互に連帯して修学資金の返還の責めを負い、かつ、届出その他の義務について誠実に実行することを誓約します。					
連帯保証人氏名 ㊞					

(裏面)

備考

- 1 連帯保証人は、自書記入し実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。
- 2 引き続いて修学資金の貸与を受けようとするときの連帯保証人は、原則として先に貸与を受けたときと同じ人としてください。

法定代理人	住 所	〒		
		電話番号		
	ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日
	本 人 と の 関 係			
上記の者が上記修学資金の貸与を受けることに同意します。 法定代理人氏名 ㊞				

備考

法定代理人の同意は、申請者が未成年の場合にのみ必要になります。

添付書類

- (1) 養成施設等に在学する者にあつては在学証明書、入学することが決定している者にあつては入学手続きが完了していることを証する書類
- (2) 本人及び連帯保証人の住民票（本籍記載のあるもの）の写し
- (3) 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 修学資金の年額が証明できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市保育士等修学資金貸与（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市保育士等修学資金の貸与については、下記のとおり決定しましたので、綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則第 4 条の規定により通知します。

記

貸 与	貸 与 金 額	円
	貸与対象修学資金	☐ 入学金 ☐ 授業料（ 年度分）
却 下	却 下 の 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（借受人）住所

氏名 ⑩

電話番号

（連帯保証人）住所

氏名 ⑩

電話番号

綾部市保育士等修学資金返還計画承認申請書

綾部市保育士等修学資金の返還計画の承認を受けたいので、綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

養成施設等の名称	(年卒業)
貸与を受けた額 (A)	円
返還免除額 (B)	円
返還額 (A) - (B)	円
返 還 期 間	年 月から 年 月まで
返 還 方 法	一括払 ・ 均等払 (月ごとに 円)
返 還 す る 理 由	

備考

2 学年にわたり貸与を受けたときは、2 学年分を合わせて記入してください。

様式第 4 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市保育士等修学資金返還計画承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市保育士等修学資金の返還計画については、下記のとおり決定しましたので、綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則第 5 条の規定により通知します。

記

☐ 承認

☐ 不承認

理 由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（借 受 人）住所

氏名

㊞

電話番号

（連帯保証人）住所

氏名

㊞

電話番号

綾部市保育士等修学資金返還計画変更承認申請書

綾部市保育士等修学資金の返還計画の変更の承認を受けたいので、綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

養 成 施 設 等 の 名 称		(年卒業)
貸与を受けた額 (A)		円
返 還 免 除 額 (B)		円
返 還 済 額 (C)		円
返還額 (A) - (B) - (C)		円
変更前	返 還 期 間	年 月から 年 月まで
	返 還 方 法	一括払 ・ 均等払 (月ごとに 円)
変更後	返 還 期 間	年 月から 年 月まで
	返 還 方 法	一括払 ・ 均等払 (月ごとに 円)
変 更 の 理 由		

備考

2 学年にわたり貸与を受けたときは、2 学年分を合わせて記入してください。

様式第 6 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市保育士等修学資金返還計画変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市保育士等修学資金の返還計画の変更については、下記のとおり決定しましたので、綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則第 5 条の規定により通知します。

記

☐ 承 認

☐ 不承認

理 由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

印

電話番号

綾部市保育士等修学資金返還猶予申請書

綾部市保育士等修学資金の返還の猶予を受けたいので、綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

養成施設等の名称	(年卒業)
貸与を受けた額 (A)	円
返還免除額 (B)	円
返還済額 (C)	円
返還猶予申請額 (A) - (B) - (C)	円
猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
事由	

備考

2学年にわたり貸与を受けたときは、2学年分を合わせて記入してください。

添付書類

事実を証する書類

様式第 8 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市保育士等修学資金返還猶予（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市保育士等修学資金の返還の猶予については、下記のとおり決定しましたので、綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則第 6 条の規定により通知します。

記

猶 予	返 還 猶 予 期 間	年 月 から 年 月 まで
	猶 予 理 由	
却 下	却 下 の 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 9 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

印

電話番号

綾部市保育士等修学資金返還免除申請書

綾部市保育士等修学資金の返還の免除を受けたいので、綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

養成施設等の名称	(年卒業)
貸与を受けた額 (A)	円
返還済額 (B)	円
返還未済額 (A) - (B)	円
返還免除申請額	円
事由	
綾部市における保育等の業務の従事期間・従事先・職種名	

備考

2 学年にわたり貸与を受けたときは、2 学年分を合わせて記入してください。

添付書類

事実を証する書類

様式第10号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市保育士等修学資金返還免除（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市保育士等修学資金の返還の免除については、下記のとおり決定しましたので、綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

免除	返 還 免 除 額	円
	免 除 理 由	
却 下	却 下 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

印

電話番号

綾部市保育士等修学資金異動届出書

綾部市保育士等修学資金の貸与に関する条例施行規則第 9 条の規定により、下記のとおり異動について届け出ます。

記

異 動 年 月 日	年 月 日
異 動 の 内 容	

添付書類

事実を証する書類

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月２５日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第３号

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を
改正する規則

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和２年綾部市規則第１号)の一部を次のように改正する。

第１６条第１項及び第１７条第１項中「に引き続き在職した期間が１年以上」を削る。

別表第４（５）の項中「６月以上継続勤務しているもの」を「６月以上の任期が定められているもの又は６月以上継続勤務しているもの」に改める。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 号

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条（見出しを含む。）中「第 2 号」を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則
の一部を改正する規則

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和 2 年綾部市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条に次の 1 号を加える。

- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年綾部市条例第 1 号)第 7 条第 1 項に規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

第 1 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が 1 か月以下である会計年度任用職員を除く。)として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月２５日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第６号

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成１０年綾部市規則第３号）の一部を次のように改正する。

第４条の表綾部第４放課後児童健全育成学級の項の次に次のように加える。

綾部第５放課後児童健全育成学級	３５人
綾部第６放課後児童健全育成学級	３５人

様式第１号及び様式第６号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

１ この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（準備行為）

２ この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行日以前においても行うことができる。

綾部市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 7 号

綾部市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

綾部市児童手当事務処理規則（平成 2 5 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「受けたとき」の次に「、又は同令第 4 条第 3 項の規定により現況届の提出を省略させたとき」を加える。

第 1 0 条中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月２５日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第８号

綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例施行規則（平成１８年綾部市規則第３０号）の一部を次のように改正する。

様式第２号及び様式第３号中「・障害児タイムケア事業」を削る。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

綾部工業団地水処理センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 9 号

綾部工業団地水処理センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部工業団地水処理センターの管理及び運営規則（平成 2 年綾部市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適当と認めたときは」を「適否を決定して」に改める。

様式第 1 号中「様式第 1 号」を「様式第 1 号（第 2 条関係）」に改め、「㊟」を削る。

様式第 2 号中「様式第 2 号」を「様式第 2 号（第 3 条関係）」に改める。

様式第 3 号中「様式第 3 号」を「様式第 3 号（第 4 条関係）」に改め、「㊟」を削る。

様式第 4 号中「様式第 4 号」を「様式第 4 号（第 5 条関係）」に改める。

様式第 5 号中「様式第 5 号」を「様式第 5 号（第 6 条関係）」に改め、「㊟」を削り、「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

様式第 6 号中「様式第 6 号」を「様式第 6 号（第 6 条関係）」に、

「

減 免 の 額	円
減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

を

」

「

決 定 内 容	減免する ・ 減免しない
減 免 の 額	円
減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 免 す る 理 由 減 免 し な い	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月２５日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第１０号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成８年綾部市規則第１５号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「令和４年３月３１日」を「令和４年６月３０日」に改める。

様式第８号中「㊤」を削る。

様式第１０号中

「氏 名 ㊤」を「氏 名 」に改める。

様式第１３号中

「

支払方法	☐	名 義 人	金 融 機 関 名	種 別	口 座 番 号
	口座振込				
	☐ 現金				

を

「

振 込 先	名 義 人	金 融 機 関 名	種 別	口 座 番 号

に

改める。

様式第１５号中

「氏 名 ㊤」を「氏 名 」に改める。

様式第１５号の２中

「

支給方法
１．窓口払い
２．口座振込

を

振 込 先

に改め、「㊤」を削る。

様式第１８号中

「氏 名 ㊤」を「氏 名 」に改める。

様式第１９号中

「

支 払 方 法	☐ 口座振込	ふりがな 名 義 人	金融機関名	種別	口座番号
	☐ 現 金				

を

」

「

振 込 先	ふりがな 名 義 人	金融機関名	種別	口座番号

に、

」

「住所

氏名

㊞」

を

「住所

氏名

」

に、

「確認印」を「確認欄」に改める。

様式第20号中「兼領収書」を削り、

「

支 払 方 法	☐ 口座振込	ふりがな 名 義 人	金融機関名	種別	口座番号
	☐ 現 金				

を

」

「

振 込 先	ふりがな 名 義 人	金融機関名	種別	口座番号

に、

」

「申請者住所

氏名

㊞」

を

「申請者住所

氏名

」に改め、

「

	金額	円
--	----	---

領 収 欄	上記葬祭費を受領しました。			を
	年 月 日			
	綾部市長	様		
	受領者住所 氏名		㊞	

削り、「確認印」を「確認欄」に改める。

様式第 2 1 号中「㊞」を削る。

様式第 2 1 号の 2 中

支給方法	
1 窓口払い	を
2 口座振込	振込先

に改める。

様式第 2 3 号の 2 中

支 払 方 法				
窓 口 払		口 座 払		
お持ち いただくもの	・この通知書 ・被保険者証 ・申請書に使用した印鑑	振込先	金融機関	
			口座種目	
	支払場所		口座番号	
	支払期間		口座名義人	

振込先	金融機関	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義人	

改める。

様式第 2 3 号の 3 中

支 払 方 法

窓 口 払		口 座 払		
お持ち いただくもの	・この通知書 ・被保険者証 ・申請書に使用した印鑑	振込先	金融機関	
	支払場所		口座種目	
支払期間			口座番号	
			口座名義人	

を

「

振込先	金融機関	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義人	

に

」

改める。

様式第 3 4 号中「㊞」を削る。

様式第 3 9 号中

「

氏 名	印
-----	---

を

」

「

氏 名	
-----	--

に、

」

「受付印」を「受付欄」に改める。

様式第 4 1 号（その 1）中

「住 所

を

氏 名

㊞」

「住 所

に改める。

氏 名

」

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の改正規定は、令和４年３月２５日から施行する。

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 1 号

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 7 号を次のように改める。

様式第7号（第10条関係）

☐要介護・要支援新規認定
 介護保険 ☐要介護・要支援更新認定 申請書
☐要介護状態区分変更認定

綾部市長 様

次のとおり申請します。

申 請 日 年 月 日

被 保 険 者	介護保険 被保険者番号												個人番号											
	医療 保 険	保険者名											保険者番号											
		被保険者証	記号						番号						枝番									
	ふりがな												生年月日		年 月 日 (歳)									
	氏 名												性 別		男 ・ 女									
	住 所		〒 電話 ()																					
	前回の要介護 認定の結果等 (該当に○)		要介護・要支 援更新認定 の場合のみ 記入	要介護等 状態区分	・要支援1・要支援2 ・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5																			
				有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日																			
			14日以内に 他自治体から 転入した方 のみ記入	転出元自治体(市町村)名[] 現在、転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。 (既に認定結果通知を受け取っている場合は「いいえ」を選択してください。) はい ・ いいえ 「はい」の場合、申請日 年 月 日																				
	申請時の状況 (該当に○)		在 宅	住所地(住民登録地)と異なる場合はその場所、連絡先 電話 () 方																				
入所・入院 中の施設			施設名						所在地															
			入所・ 入院日	年 月 日					退院・退所予定	・有り ・無し 年 月 日 予定														
区分変更申請の場合はその理由																								

本申請書をご本人に代わって提出される場合は、その方又は事業所についてご記入ください。

提 出 代 行 者	氏名・ 施設名	該当に○(・親族 ・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業者 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設 ・その他())
	所在地	

主治医とその医療機関についてご記入ください。

主 治 医	氏 名						医療機関名											
	医療機関の 所 在 地	〒 電話 ()																

第2号被保険者(40～64歳の医療保険加入者)のみご記入ください。

特 定 疾 病 名																		
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〈同意欄〉介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を、綾部市から地域包括支援センター、介護サービス事業者の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

綾部市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 2 号

綾部市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市法定外公共物管理条例施行規則（平成 1 7 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項各号を次のように改める。

- （１）地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 6 条に規定する公営企業及び公共団体の行う事業による占用
- （２）電気、電気通信、ガス、水道、下水道の各戸引込地中埋設管類
- （３）地中に埋設された雨水排水管
- （４）電線、電気通信線等の各戸引込線
- （５）住宅、車庫等への進入路床板等
- （６）地域の事業、行事に基づく記念碑、看板等
- （７）かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
- （８）公共的な団体等（公法人・私法人・個人）が、公共的な活動を営む目的でなされる占用
- （９）前 8 号に掲げるもののほか、占用料減免申請書が提出された物件で、法令、通達等によるもの及び市長が特に必要があると認めるもの

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 3 号

綾部市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市駐車場条例施行規則（平成 1 1 年綾部市規則第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1 か月以上期間を定めて駐車場を使用」を「定期駐車を利用」に改め、「定期駐車券購入申込書（様式第 1 号）」を「市長が別に定める方法」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 定期駐車は、申込者以外は使用できない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

3 定期駐車の使用を中止する場合は、使用を中止する日までに市長が別に定める方法により申し出なければならない。

第 3 条第 4 項を削る。

第 5 条第 1 項中「定期駐車券」を「定期駐車」に改める。

第 5 条第 2 項を削る。

様式第 1 号及び様式第 2 号を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 4 号

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則

綾部市事務分掌規則（昭和 4 6 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「次長」の次に「、技監」を加え、同条第 3 項中「理事、公室長、部長」を「公室長、部長、理事」に改め、「次長」の次に「、技監」を加える。

第 4 条第 3 項中「次長」の次に「及び技監」を加える。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 5 号

綾部市職員職名規則の一部を改正する規則

綾部市職員職名規則（昭和 3 7 年綾部市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「理事、公室長、部長、担当部長、次長、危機管理監」を「公室長、部長、理事、担当部長、危機管理監、次長、技監」に、「公室長、部長、次長、危機管理監」を「公室長、部長、理事、危機管理監、次長、技監」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月３１日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第１６号

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則（昭和６０年綾部市規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「危機管理監」の次に「、技監」を加える。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 7 号

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則（昭和 4 0 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号（裏）を次のように改める。

口座振替のおすすめ

- ◎預貯金口座から自動的に払い込まれるので、納期のために金融機関へ行く手間が省け、納め忘れがなく安心です。
- ◎口座振替による納付をご希望の場合は「口座振替依頼書」の提出が必要です。依頼書は綾部市役所及び綾部市内の右記収納金融機関にあります。
- ◎預貯金口座のある右記収納金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局は全国)の窓口にて、その通帳・お届け印をご持参のうえ、お申込みください。

- ◎下記の綾部市収納金融機関等で納付してください。
京都銀行／京都北都信用金庫／京都丹の国農業協同組合／近畿労働金庫／関西みらい銀行福知山支店／近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県)／綾部市役所
- ◎下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。
MMK設置店／くらしハウス／スリーエイト／生活彩家／セイコーマート／セブンイレブン／タイエー／デイリーヤマザキ／ニューヤマザキデイリーストア／ハセガワストア／ハマナスクラブ／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／ヤマザキベジタルバーナ／ナレーション／ヤマザキデイリーストア／ローソン／ローソンストア100 (50音順)
- ◎下記のスマートフォンアプリでも納付できます。
PayPay請求書払い／LINE Pay請求書支払い (50音順)
- ◎住所・氏名等に間違いがありましたら下記お問い合わせ先へご連絡ください。
- ◎近畿2府4県以外のゆうちょ銀行で納付される場合には、この納付書はご利用できません。専用用紙(ゆうちょ銀行払込取扱票)が必要な場合は下記お問い合わせ先まで請求してください。
- ◎督促手数料・延滞金等が発生した場合は後日請求させていただきます。
- ◎コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは、合計納付額が30万円を超えるものはお取扱いができません。
また、コンビニエンスストアで納付の際は現金のみのお取扱いとなります。
- ◎コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは、バーコード印字がないものの、印字されていても読み取れない場合、又は金額訂正された場合はお取扱いができません。
- ◎スマートフォンアプリで納付された場合は、領収証書は発行されません。

お問い合わせ先	京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所 0773-42-3280(代表)
---------	--

（裏）

この証明書は車検証の返付を受けるのに必要ですから大切に保管してください。

表面の証明欄が＊印で消字したものは、継続検査対象外の車両であるいは前年度以前分が未納のため無効ですのでご了承ください。

※この証明書は継続検査用に使われる際にお切り離してください。

- ◎下記の綾部市収納金融機関等で納付してください。
京都銀行／京都北都信用金庫／京都丹の国農業協同組合／近畿労働金庫／関西みらい銀行福知山支店／近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県)／綾部市役所
- ◎下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。
MMK設置店／くらしハウス／スリーエイト／生活彩家／セイコーマート／セブン-イレブン／タイエー／デイリーヤマザキ／ニューヤマザキデイリーストア／ハセガワストア／ハマナスクラブ／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／ヤマザキスぺシャルパートナーショップ／ヤマザキデイリーストア／ローソン／ローソンストア100（50音順）
- ◎下記のスマートフォンアプリでも納付できます。
PayPay請求書払い／LINE Pay請求書支払い（50音順）
- ◎住所・氏名等に間違いがありましたら下記お問い合わせ先へご連絡ください。
- ◎近畿2府4県以外のゆうちょ銀行で納付される場合には、この納付書はご利用できません。専用用紙(ゆうちょ銀行払込取扱票)が必要な場合は下記お問い合わせ先で請求してください。
- ◎督促手数料・延滞金等が発生した場合は後日請求させていただきます。
- ◎コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは、合計納付額が30万円を超えるものはお取扱いができません。
また、コンビニエンスストアで納付の際は現金のみのお取扱いとなります。
- ◎コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは、バーコード印字がないものの、印字されていても読み取れない場合、又は金額訂正された場合はお取扱いができません。
- ◎スマートフォンアプリで納付された場合は、領収証書は発行されません。

お問い合わせ先	京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所 0773-42-3280(代表)
---------	--

様式第7号を次のとおり改める。
様式第7号

京都府綾部市個人市民税額収証書

市町村コード			口	座	番	号	加	入	者	名						
2	6	2	0	3	0											
年						指	定	番	号	納入金額(1)						
月分						円										
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。						給与分(一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
						退所得										
						延滞金										
						督促料										
						合計額										
納期限	年		月	日	(特別徴収義務者) 住所は 所在地 氏名は 名称						領収日付印					
上記のとおり領収しました。										(納入者保管)						

(表)

京都府綾部市個人市民税額納入書

市町村コード			口	座	番	号	加	入	者	名						
2	6	2	0	3	0											
年						指	定	番	号	納入金額(1)						
月分						円										
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。						給与分(一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
						退所得										
						延滞金										
						督促料										
						合計額										
納期限	年		月	日	(特別徴収義務者) 住所は 所在地 氏名は 名称						領収日付印					
※	計															
※ 収入印紙は、収入印紙の貼付を要する。										上記のとおり納入します。				(金融機関保管)		

京都府綾部市個人市民税額納入通知書

市町村コード			口	座	番	号	加	入	者	名						
2	6	2	0	3	0											
年						指	定	番	号	納入金額(1)						
月分						円										
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。						給与分(一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
						退所得										
						延滞金										
						督促料										
						合計額										
納期限	年		月	日	(特別徴収義務者) 住所は 所在地 氏名は 名称						領収日付印					
取	り	ま	と	め									局			
大阪府金事務センター (〒539—8794)										上記のとおり通知します。(受付店→京都銀行綾部支店(取りまとめ店)→綾部市)(綾部市保管)						

納入済通知書の納入金額欄に※記号は記入しないでください。

市民税 納 入 申 告 書												
綾部市長 様												
年 月 日 提出		年 月 分 人 員 人										
		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
退職手当等支払金額	納入金額(2)の欄は、原則として市があらかじめ納入すべき金額を印字しています。											
	書き損じた場合等により予備の様式を使用する場合は、納入金額(2)の欄に納入額を記入してください。											
特別徴収税額	金融機関又は、特別徴収義務者が納入金額(1)の欄の金額のみ納入する場合には、領収証書の納入金額(2)の欄の合計額の金額欄に斜線を入れてください。											
	納入金額(2)の欄は、納入金額(1)の欄と異なる金額を納入する場合又は、退職所得分等を納入する場合にのみ納入すべき金額を記入してください。その際納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消してください。											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												
(特別徴収義務者)												
住所又は〒												
所在地												
氏名又は名称												
個人番号又は法人番号												

(裏)

記入上の注意事項

- 1) この様式は、光学文字読取方式(OCR処理)の様式になっていますので、汚損、破損等のないようになっています。
- 2) 納入済通知書の納入金額欄の金額に「¥」記号は、記入しないでください。
- 3) 納入金額(1)の欄は、原則として市があらかじめ納入すべき金額を印字しています。
- 4) 書き損じた場合等により予備の様式を使用する場合は、納入金額(2)の欄に納入額を記入してください。
- 5) 金融機関又は、特別徴収義務者が納入金額(1)の欄の金額のみ納入する場合には、領収証書の納入金額(2)の欄の合計額の金額欄に斜線を入れてください。
- 6) 納入金額(2)の欄は、納入金額(1)の欄と異なる金額を納入する場合又は、退職所得分等を納入する場合にのみ納入すべき金額を記入してください。その際納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消してください。
- 7) 手書用の標準字体はJIS OCR・Bフォント又は旧JIS OCR・Bフォントで記入してください。
- 8) 「個人番号又は法人番号」欄は、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は特別徴収義務者の法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記入してください。なお、個人番号を記入する場合は、左側を1文字空けて記入してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

様式第9号を次のとおり改める。

様式第9号

徴 収 猶 予 申 請 書

年 月 日

綾部市長

様

納 税 者	住 所				職業		年齢	
	氏 名		自 宅 TEL			勤務先 TEL		

	氏名	年齢	職業(勤務先)	氏名	年齢	職業(勤務先)
同 居 親 族						

徴収猶予を必要とする	理 由					
	該 当 条 項	地方税法第15条			第1項第 号 第2項	

徴収猶予を受けようとする金額	年 度	税 目	期別	通知番号	金 額(円)	督促料	延滞金	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日まで 月間							

納 付 計 画	年 月 日	金 額(円)	年 月 日	金 額(円)
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・	
担保提供		有 (その種類)		
		無 (その理由)		

様式第 12 号を次のとおり改める。

様式第 12 号

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

年 月 日

綾部市長 様

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を下記のとおり指定しましたので、地方税法第 9 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

また、固定資産について現に所有している者が変更となったため、綾部市市税条例第 63 条の 3 の規定に基づき、地方税法第 384 条の 3 に規定する「現所有者」を申告します。

被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
	死亡年月日	年 月 日

※ 代表者の方あてに通知書及び納付書を送付いたします。

※ 現 相 所 続 有 人 者 代 表 者 兼	住 所			
	フリガナ			
	氏 名	個人番号又は法人番号 ()		
	被相続人 との続柄		電話番号	
	納付方法	☐ 納付書 ☐ 口座振替		
相 代 続 表 人 兼 現 以 所 外 者 の	氏 名	被相続人 との続柄	住 所	
備 考				

様式第42号を次のとおり改める。

様式第42号

納税管理人申告（承認申請）書（固定資産税）				
年 月 日				
綾部市長 様				
納 税 義 務 者 住 所				
氏 名				
電 話 番 号				
個人（法人）番号				
下記の者を固定資産税の納税管理人として定めましたから申告（承認申請）します。				
納 税 管 理 人	住（居）所 （所在地）			
	氏 名 （ 名 称 ）		電話 番号	
理 由				
納 税 管 理 人 承 諾 書				
年 月 日				
上記納税義務者の納税管理人となることを承諾しました。				
納税管理人氏名				

納税義務者 個人コード		年 月 日電算入力	担当者
納税管理人 個人コード			

様式第46号を次のとおり改める。
様式第46号

年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入									
	主たる給与以外の所得区									
	給与所得	退職所得	雑所得	不動産所得	農業所得	漁業所得	林業所得	所得	雑所得	所得
所得										
その他の所得計										
総所得金額①										

所得	雑損	障・寡・ひ・勤								
所得	医療費	配偶者								
所得	社会保険料	配偶者特別								
所得	小規模企業共済	扶								
所得	生命保険料	基礎								
所得	地震保険料	所得控除合計②								

(摘要)

年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入									
	主たる給与以外の所得区									
	給与所得	退職所得	雑所得	不動産所得	農業所得	漁業所得	林業所得	所得	雑所得	所得
所得										
その他の所得計										
総所得金額①										

所得	雑損	障・寡・ひ・勤								
所得	医療費	配偶者								
所得	社会保険料	配偶者特別								
所得	小規模企業共済	扶								
所得	生命保険料	基礎								
所得	地震保険料	所得控除合計②								

(摘要)

年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入									
	主たる給与以外の所得区									
	給与所得	退職所得	雑所得	不動産所得	農業所得	漁業所得	林業所得	所得	雑所得	所得
所得										
その他の所得計										
総所得金額①										

所得	雑損	障・寡・ひ・勤								
所得	医療費	配偶者								
所得	社会保険料	配偶者特別								
所得	小規模企業共済	扶								
所得	生命保険料	基礎								
所得	地震保険料	所得控除合計②								

(摘要)

(表)

税	市民税									
	税額控除額④									
	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除額④	税額控除額⑤	所得割額⑥
税										
府民税										
特別徴収税額⑧										
控除不足額⑨										
既充当額⑩										
既納付額⑪										
変更前税額⑫										
増減額(⑧-⑫)										

税	市民税									
	税額控除額④									
	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除額④	税額控除額⑤	所得割額⑥
税										
府民税										
特別徴収税額⑧										
控除不足額⑨										
既充当額⑩										
既納付額⑪										
変更前税額⑫										
増減額(⑧-⑫)										

税	市民税									
	税額控除額④									
	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除額④	税額控除額⑤	所得割額⑥
税										
府民税										
特別徴収税額⑧										
控除不足額⑨										
既充当額⑩										
既納付額⑪										
変更前税額⑫										
増減額(⑧-⑫)										

特別徴収義務者名	
----------	--

受給者番号		氏名	指定番号
住		所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求がなされた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日 綾部市長

問合せ先

受給者番号		氏名	指定番号
住		所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求がなされた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日 綾部市長

問合せ先

受給者番号		氏名	指定番号
住		所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求がなされた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日 綾部市長

問合せ先

様式第 5 5 号を次のとおり改める。

様式第 5 5 号

年 月 日

綾 部 市 長 様

住所

氏名

電話番号

個人（法人）番号

固 定 資 産 非 課 税 適 用 申 告 書

下記の固定資産は、地方税法第 3 4 8 条 に該当するので、
非課税の適用を受けたく綾部市市税条例 条の規定により申告します。

記

1 土地（１）所在地 綾部市

地 目

面 積

平方メートル

（２）所有者 住 所

氏 名

（３）用 途

2 家屋（１）所在地 綾部市

構造及び種類

床面積

平方メートル

（２）所有者 住 所

氏 名

（３）用 途

3 設立及び区域変更年月日

年 月 日

4 その用に供し始めた時期

年 月 日

5 上記の固定資産が法人等の所有でないので、別紙のとおり無料使用の証明書を添付する。

決 定 伺	決定理由		上記のとおり決定してよろしいか						
			課 長		課 長 補 佐		担 当 長		係 員
			決定年月日 年 月 日						

様式第 5 6 号を次のとおり改める。

様式第 5 6 号

年 月 日

綾 部 市 長 様

住所

氏名

電話番号

個人（法人）番号

固 定 資 産 減 免 申 請 書

下記の固定資産を綾部市市税条例第 6 0 条第 項第 号の規定により減免くださるよう申請します。

記

1 減免対象税額

納税者氏名	通知書番号	減免申請額	差引納付額	納入済額

2 減免を必要とする理由

3 対象固定資産

土 地 所在地 綾部市
地 目

面 積

m²

価 格

円

課税標準額

円

所有者 住 所
氏 名

その用に供し始めた時期

年 月 日

家 屋 所在地 綾部市

種 類

構 造

家屋番号

床面積

m²

価格

円

所有者 住 所
氏 名

その用に供し始めた時期

年 月 日

償却資産 所在地 綾部市

種 類

数 量

価 格

円

決 定 伺	決定理由		上記のとおり決定してよろしいか						
			課 長		課 長 補 佐		担 当 長		担 当
			決定年月日 年 月 日						

様式第 6 3 号を次のとおり改める。
様式第 6 3 号

軽自動車税（種別割）標識交付証明書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

納税義務者	住所 (所在地)
	氏名 (名称)

証 明 事 項	
標 識 番 号	種 別
車 名	型式認定番号
型 式	原動機の型式番号
車 台 番 号	登 録 年 月 日
総 排 気 量 又は定格出力	備 考

年 月 日

京都府綾部市長

様式第 6 5 号を次のとおり改める。

様式第65号

軽自動車税（種別割）減免申請書

〔身体障害者用・戦傷病者用・知的障害者用・精神障害者用〕

〔常時介護者運転用(身体障害者・戦傷病者・知的障害者・精神障害者)〕

年 月 日

綾部市長

様

申請者(納税義務者)

住 所

氏 名

電話番号

個人(法人)番号

車両番号		取得年月日 年 月 日	
種別	用途	車名	型式
車台番号	乗車定員 人(人)	総排気量又は定格出力 cc kw	
定置場(使用の本拠の位置) ☐ 申請者住所と同じ			
所有者住所 ☐ 申請者住所と同じ		氏名 ☐ 申請者氏名と同じ	
運転者住所 ☐ 申請者住所と同じ		氏名 ☐ 申請者氏名と同じ	
運転免許 種類 番号		免許の条件等	
運転免許の交付年月日 年 月 日		運転免許の有効期限 年 月 日	
障害者住所 ☐ 申請者住所と同じ		障害者氏名 ☐ 申請者氏名と同じ	
障害者手帳の種類・番号 (身障・戦傷・療育・精神) 府・市 号	障害者手帳の交付年月日 年 月 日		障害者の生年月日 年 月 日
障害名、傷病名		障害、傷病の程度 級・症	
減免を受けようとする理由 [] 現在受けている減免の状況(該当の番号を○で囲んでください。) ① 軽自動車税(種別割)の減免を受けている。(標識番号) ② 自動車税(種別割)の減免を受けている。(標識番号)			

◎ 障害者以外の方が所有又は運転する場合は、裏面の『使用状況に関する事項』も記入してください。

使用状況に関する事項

氏 名	勤 務 先	障害者 との続柄	生 活 状 況
障害者 ☐ 申請者氏名と同じ	勤務先・学校(施設)名	本人	☐ 単身で生活している ☐ 単身で生活していない
申請者 ☐ 申請者氏名と同じ	勤務先		☐ 生計を一にしている ☐ 生計を異にしている
運転者 ☐ 申請者氏名と同じ	勤務先		☐ 生計を一にしている ☐ 生計を異にしている
	障害者のために軽自動車等を使用する内容	左以外のために軽自動車等を使用する内容	
使用 の 目 的			
使用 する 区 間			
使用 時 間	1 日 平均 約 時間 分 上記のうち障害者等のために使用する時間 1 日 平均 約 時間 分		
上記のとおり専ら障害者のために軽自動車等を使用します。 運転者 氏名			

様式第 6 6 号を次のとおり改める。

様式第66号

鉦産税納付申告書				
綾部市長		様		年 月 日
納税義務者				
市税条例第93条の規定により下記のとおり鉦産税の納付について申告します。				
営 業 種 類			称 号	
事 業 所 所 在 地 及 び 名 称			この申告に応答 する担当の所属 及び連絡先	
税 額	課 税 標 準 額	税 率	税 額	
	円	— 100	円	

月分鉦産物価格明細書				
鉦 産 物	産 出 量	単 価	算 出 価 格	税 額
		円	円	円
計				
(参考事項)				

様式第68号

綾部市長								様								年 月 日			
特別徴収義務者																			
住 所																			
氏 名																			
電話番号																			
綾部市市税条例第135条第3項の規定により、下記のとおり入湯税の納入について申告します。																			
営 業 所 所 在 地								営 業 所 名											
年 月 分				課税標準額				税 率				税 額 (円)							
								1人1日 150円											
入 湯 税 納 入 申 告 書																			
日	課税標準			税 額			備 考			日	課税標準			税 額			備 考		
1										17									
2										18									
3										19									
4										20									
5										21									
6										22									
7										23									
8										24									
9										25									
10										26									
11										27									
12										28									
13										29									
14										30									
15										31									
16										計									

様式第71号を次のとおり改める。

綾部市長		年度		税減免申請書		年月日提出		番号	摘要
様 市税条例減免規定により のとおり申請します。		通知書番号		年	税額	軽減免除申請額	差引納付額	納入済額	可
									否
(イ) 減免を必要とする理由 (具体的に記入すること。)		(ロ) 申請者及びその同一世帯家族の状況		(ハ) 資産の状況				課長	
氏名	続柄	年齢	職業	前年中の収入金 及びその内容	田	面積		課長補佐	
						所有	m ²		
					畑	耕作	m ²		
						山林	耕作	m ²	
					宅地		耕作	m ²	
						家屋	耕作	m ²	
							担当		

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市公営企業の主要職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 8 号

綾部市公営企業の主要職員を定める規則の一部を改正する規則

綾部市公営企業の主要職員を定める規則（昭和 4 2 年綾部市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（ 3 ）技監

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 19 号

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が
定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和 42 年綾部市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）技監

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第20号

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「73,090円」を「75,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月３１日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第２１号

綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する
規則の一部を改正する規則

綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成１９年綾部市規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１条第２号中「収容されている場合」の次に「、同法第６４条の規定により保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第６６条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市告示第 17 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）第 2 0 条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和 4 年 3 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2 年 4 月 1 日	綾 0 8 3 1 - 3 2 0 2 0	昭和 2 4 年 5 月 1 3 日

綾部市告示第 18 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 4 年 3 月 9 日から令和 4 年 3 月 23 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 0 0 1	横町川糸線	新町 30 番 1 新町 30 番 2	30.90	前	最大 5.50 最小 4.90
				後	最大 11.50 最小 4.90

綾部市告示第 19 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 9 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 4 年 3 月 9 日から令和 4 年 3 月 23 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0001	横町川糸線	新町 30 番 1	新町 30 番 2

綾部市告示第 2 0 号

特定空家等への緊急安全措置を講じたので、綾部市空家等対策の推進に関する条例第 9 条第 3 項の規定により告示します。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定空家等の所在地 | 綾部市志賀郷町町ノ下 1 4 番地 |
| 2 | 緊急安全措置の内容 | 崩壊の恐れがある危険な建物等を倒し、資材は残置する。 |
| 3 | 連絡先 | 綾部市建設部建築課住宅・空家等対策担当
電話：0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 8 4 |

綾部市告示第 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 4 年度綾部市一般会計予算
- 2 令和 4 年度綾部市市立診療所等特別会計予算
- 3 令和 4 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計予算
- 4 令和 4 年度綾部市国民健康保険特別会計予算
- 5 令和 4 年度綾部市介護保険特別会計予算
- 6 令和 4 年度綾部市後期高齢者医療特別会計予算
- 7 令和 4 年度綾部市駐車場特別会計予算
- 8 令和 4 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計予算
- 9 令和 4 年度綾部市上水道事業会計予算
- 1 0 令和 4 年度綾部市下水道事業会計予算
- 1 1 令和 4 年度綾部市病院事業会計予算
- 1 2 令和 4 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 号）
- 1 3 令和 4 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 1 4 令和 3 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 1 5 令和 3 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 1 6 令和 3 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 7 令和 3 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 8 令和 3 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 9 令和 3 年度綾部市駐車場特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 0 令和 3 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 2 1 令和 3 年度綾部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 2 2 令和 3 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 3 号）

（以下揭示済）

綾部市告示第 2 2 号

綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における介護人材の確保を図り、必要な介護サービスの提供に努めるため、外国からの介護人材の確保を行う法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾部市団体事業補助金等交付規則（昭和 3 4 年綾部市規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 申請時に本市に介護事業所を設置する法人をいう。
- (2) 介護事業所 市内に所在する介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所をいう。
- (3) 外国人介護職員 市内に所在する介護事業所で介護職員として働く者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年法律第 3 1 9 号）第 2 条の 2 に規定する在留資格を有するもののうち、同法別表第 1 の 2 の表及び 5 の表の上欄に掲げる在留資格が、次のいずれかに該当し、該当する在留資格に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる活動に従事するものをいう。

ア 介護

イ 特定技能（出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の下欄第 1 号の区分とし、法務省令で定める産業上の分野は介護分野に限る。）

ウ 技能実習（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 2 8 年法律第 8 9 号）第 9 条の規定に基づき認定された同法第 8 条第 1 項に規定する技能実習計画に記載する同条第 2 項第 6 号の技能実習の内容について職種及び作業が介護に係るものに限る。）

エ 特定活動（出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 5 の表の下欄に掲げる活動は、法務省告示で定める経済連携協定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）第 2 条第 2 項に規定する介護福祉士の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として業務に従事する活動に限る。）

オ その他市長がアからエまでに定める者と同等の資格を持つと認める者

(4) 借家等 借家、アパート等をいう。

(5) 家賃等 借家等に係る家賃及び共益費を合算した額で、当月に支払う額を当月分とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、借家等を借り上げて外国人介護職員を居住させた上、当該家賃等の支払いを行う法人とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、法人が支払った家賃等の月額から、外国人介護職員が負担する額及びその他補助制度等による収入がある場合はその額を控除した額の2分の1以内の額とする。

2 前項の補助金の額の額は、借家等1戸1か月につき20,000円を上限とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 月途中において、新たに借家等を借り上げ外国人介護職員が入居した場合の当該月の補助金の額は、日割りによって算定する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、新たに借家等を借り上げた場合は外国人介護職員の入居後1月以内に、年度を超えて継続して借家等を借り上げた場合は当該継続して借り上げた年度の4月末日までに、前項に規定する申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じたときは、綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日までに、綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定者が交付期間中に借家等を必要としなくなったとき。

(2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めたとき。

(3) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に入国した外国人介護職員に係る家賃等から本補助金の対象とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 法 人 所 在 地
法 人 名
代表者役職・氏名

綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金交付申請書

綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金の交付を受けたいので、綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- （１）住宅の賃貸借契約書の写し
- （２）借家等に入居する外国人介護職員の在留カードの写し（表裏両面）
- （３）在留資格が特定活動の場合はパスポートの指定書の写し
- （４）外国人介護職員の労働契約通知書、雇用契約書等、雇用に関する書類
- （５）別紙 補助金額計算書（１戸毎に作成し借家等が複数ある場合は、補助金額の合計額を交付申請額とする。）

別紙

補助金額計算書

1 外国人介護職員が居住する借家等の概要

所在地・建物名	
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日
居住職員名及び人数	

2 補助金額

	家賃等 家賃＋ 共益費 ①（円）	入居者負担金 一人当たり 月額×人数 ②（円）	その他 補助制度 (内容：) ③（円）	差引 ④ ＝①－②－③ (円)	補助金額 ④×1／2 千円未満切捨 上限2万円 (円)
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
1 0 月					
1 1 月					
1 2 月					
1 月					
2 月					
3 月					
合計					

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金については、下記のとおり決定しましたので綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、通知します。

記

交 付	補助金交付決定額	円
	補助金交付対象期間	年 月 ～ 年 月 (年度分)
不 交 付	(理由)	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 法 人 所 在 地
法 人 名
代表者役職・氏名

綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金の申請内容を変更したいので、綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 既交付決定額 円
- 4 変更交付申請額 円
- 5 添付書類 変更内容が確認できる書類

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

法 人 所 在 地

法 人 名

代表者役職・氏名

綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金について、綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付決定期間 年 月 ～ 年 月

3 添付書類

（１）賃料等の支払を証明する書類

（２）対象の借家等に入居する外国人介護職員の給与明細書又は賃金台帳

綾部市告示第 2 3 号

綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の再拡大による影響を受け、売上げが減少するなど、業況が悪化している中小企業者等を支援するため、予算の範囲内において、京都府による新型コロナウイルス対応緊急資金等の融資制度利用時に必要となる信用保証料（以下「信用保証料」という。）の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象信用保証料)

第 2 条 補助金の交付対象となる信用保証料は、次に掲げる京都府の融資制度（以下「対象融資」という。）に係る信用保証料とする。

- (1) 伴走支援型経営改善おうえん資金
- (2) 災害対策緊急資金
- (3) 新型コロナウイルス対応緊急資金
- (4) あんしん借換資金
- (5) 新型コロナウイルス感染症対応資金

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、主たる事業所（法人にあっては本店、団体にあっては主たる事務所、個人事業主にあっては住民票の住所地）を市内に有している者であって、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げるいずれかの融資制度により運転資金の融資を受けた者であること。
- (2) 前条第 2 号から第 5 号までに掲げるいずれかの融資制度により融資を受けた運転資金の返済について条件変更を行った者であること。

2 前項の規定にかかわらず、市税に滞納がある者（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 5 9 条第 1 項の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。）は対象としない。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、対象融資に係る信用保証料の額の範囲内の額とする。

2 補助金の額は、第 3 条第 1 項各号に掲げる要件 1 つにつき、1 事業者あたり 4 0 万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、保証料を支払った日の翌々月末又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請は、第3条第1項各号に掲げる要件1つにつき、それぞれ1回に限るものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の返還等）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が保証料を支払った日から1年以内に繰り上げ返済等により信用保証料の返戻を受けた場合において、返戻後の信用保証料の額が交付決定額を下回るときは、その差額の返還を命じることができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、同年1月1日以後に発生した信用保証料に係る申請から適用する。

2 支払日が令和4年3月31日以前の信用保証料に係る補助金の交付申請において、第5条に規定する交付申請期限は、同条の規定にかかわらず令和4年5月31日までとする。

様式第1号（第5条関係）

(表面)

年 月 日

綾部市長

様

綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金交付申請書兼請求書

綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請及び請求します。

記

1 申請（請求）内容

申請（請求）者	所在地 名称（法人名・屋号） 代表者（職）・氏名 電話番号	※個人事業主は住所地を記載 ㊞
申請（請求）額	裏面①～③の合計か上限 額４０万円のいずれか少 ない額	円
誓約事項	☐ 綾部市が交付決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。 ☐ 綾部市が金融機関及び信用保証協会から、裏面の融資に関連した情報の提供を受けることに同意します。 ☐ 保証料支払日から１年以内に繰り上げ返済等により信用保証協会から保証料の返戻を受けた場合で、返戻後の信用保証料の額が交付決定額を下回るときは、その差額を返還します。	

2 補助金の振込先

金融機関名		支店名							
預金種別	普通・当座・その他	口座番号 (左詰め)							
フリガナ									
口座名義									

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

(裏面)

3 融資の内容等

京 都 府 の 融 資 制 度 名	☐ 伴走支援型経営改善おうえん資金 ☐ 災害対策緊急資金 ☐ 新型コロナウイルス対応緊急資金 ☐ あんしん借換資金 ☐ 新型コロナウイルス感染症対応資金		
種 別 (該 当 に ○)	借 入 ・ 条 件 変 更		
上 記 に 係 る 保 証 料 の 額	円①	保 証 料 支 払 日	年 月 日
金 融 機 関 名		支 店 名	
借 入 額	円	借 入 日	年 月 日

※上記と同時期の借入や条件変更がある場合は、下表に分けて記載してください。

※条件変更の場合は、借入額、借入日の欄には、当初借入時の内容を記入してください。

京 都 府 の 融 資 制 度 名	☐ 伴走支援型経営改善おうえん資金 ☐ 災害対策緊急資金 ☐ 新型コロナウイルス対応緊急資金 ☐ あんしん借換資金 ☐ 新型コロナウイルス感染症対応資金		
種 別 (該 当 に ○)	借 入 ・ 条 件 変 更		
上 記 に 係 る 保 証 料 の 額	円②	保 証 料 支 払 日	年 月 日
金 融 機 関 名		支 店 名	
借 入 額	円	借 入 日	年 月 日

京 都 府 の 融 資 制 度 名	☐ 伴走支援型経営改善おうえん資金 ☐ 災害対策緊急資金 ☐ 新型コロナウイルス対応緊急資金 ☐ あんしん借換資金 ☐ 新型コロナウイルス感染症対応資金		
種 別 (該 当 に ○)	借 入 ・ 条 件 変 更		
上 記 に 係 る 保 証 料 の 額	円③	保 証 料 支 払 日	年 月 日
金 融 機 関 名		支 店 名	
借 入 額	円	借 入 日	年 月 日

4 添付書類

- ☐ 金融機関からの借入や条件変更の内容が確認できる書類（返済予定表等）
- ☐ 京都信用保証協会に対する信用保証料の確認ができる書類（信用保証決定のお知らせ等）
- ☐ 本人確認書類の写し（個人事業主の場合のみ。運転免許証等）

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金交付要綱に基づく補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 2 4 号

綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、要適正管理森林等（京都府森林の適正な管理に関する条例（平成 2 6 年京都府条例第 3 3 号）第 5 条第 1 項に規定する要適正管理森林（以下「要適正管理森林」という。）及び市長が特に認める森林をいう。以下同じ。）において、土砂の崩壊等による荒廃により災害の原因となるおそれが生じることを未然に抑止するための立木の除去等の事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、綾部市の区域内に存する要適正管理森林等の所有者、占有者その他所有者の承諾を受けた第三者（以下「所有者等」という。）とする。

(補助対象経費等)

第 3 条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業計画)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、市長が別に定める日までに、綾部市要適正管理森林等災害予防事業計画書（様式第 1 号）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

(交付の申請)

第 5 条 補助事業者は、市長が別に定める日までに、綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合においては、これを減額して申請をしなければならない。ただし、

申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助対象事業の着手）

第 6 条 補助対象事業の着手は、原則として次条の規定による交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、補助事業者が当該交付決定前に着手する場合は、綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付決定前着工届（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、第 5 条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 4 号）により補助事業者に通知するものとする。

（変更の申請）

第 8 条 補助事業者は、別表に該当する重要な変更が生じたときは、速やかに綾部市要適正管理森林等災害予防事業変更承認申請書（様式第 5 号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに綾部市要適正管理森林等災害予防事業実績報告書（様式第 6 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、第 5 条第 2 項に規定する場合において、補助金に係る消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 10 条 補助事業者は、第 5 条第 2 項に規定する場合において、補助事業完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに綾部市要適正管理森林等災害予防事業についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式第 7 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額	重要な変更
要適正管理森林等の所有者等が実施する当該要適正管理森林等において、土砂の崩壊等による荒廃により災害の原因となるおそれが生じることを未然に抑止することを目的とした次の事業であって、京都府の補助事業採択を受けたもの（要適正管理森林で実施する事業については、当該要適正管理森林の指定の日を含む年度の翌々年度までに実施するものに限る。）に要する経費 （１） 立木の除去 （２） 土砂の除去 （３） 防護柵の設置 （４） その他市長が特に必要と認める事業	補助対象経費の2分の1以内	一の事業につき100万円	事業費の20パーセントを超える増減又は事業量の20パーセントを超える増減

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市要適正管理森林等災害予防事業計画書

綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

事業計画書 別紙 1 のとおり

収支予算書 別紙 2 のとおり

事業計画書

事業種別	事業実施主体	事業場所 (要適正管理森林の指定の有無)	事業期間	事業数量	事業費	備考
					円	
計						

注 1 「事業種別」の欄には、立木除去、土砂除去、防護柵設置等と記入してください。

注 2 「事業数量」の欄には、事業種別に応じ、除去する立木の本数、除去する土砂の量、設置する防護柵の延長等を記入してください。

注 3 次の書類を添付してください。

(1) 実施場所の位置図及び写真

(2) 見積書

別紙 2

収 支 予 算 書

1 収入の部

事業種別	予 算 額				備 考
	補 助 金	自 己 資 金	そ の 他	計	
	円	円	円	円	
計					

告 示

2 支出の部

事業種別	事 業 費	交付申請額	備 考
	円	円	
計			

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付申請書

綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金の交付を受けたいので、綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 事業の目的
- 3 事業計画書 様式第 1 号の別紙 1 のとおり
- 4 収支予算書 様式第 1 号の別紙 2 のとおり

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付決定前着工届

綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり別記条件を了承の上、届け出ます。

記

1 事業種別及び事業数量

2 事業実施者

3 事業費

4 工期 着工予定 年 月 日
完了予定 年 月 日

5 補助金交付決定前に着工を必要とする理由

（別記条件）

- 1 本事業については、着工から補助金交付決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- 2 補助金交付決定を受けるまでの間において、天変地異等の事由により実施した事業に損失が生じた場合には、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 3 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

注 「事業実施者」は、森林組合等現場施工者を記入してください。

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長



綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金について、綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	（理由）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市要適正管理森林等災害予防事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金について、下記のとおり事業内容を変更したいので、綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

- （１）事業計画書 様式第 1 号の別紙 1 のとおり
- （２）収支予算書 様式第 1 号の別紙 2 のとおり

注 2 については、様式第 1 号の別紙 1 及び別紙 2 により、変更前と変更後の内容が対比できるよう、両者を 2 段書（変更前を赤字で上段に、変更後を黒字で下段に書くこと。）にして記載してください。

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市要適正管理森林等災害予防事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金について、下記のとおり実施したので、綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 事業の目的
- 3 事業実績書 別紙 1 のとおり
- 4 収支決算書 別紙 2 のとおり

別紙 1

事業実績書

事業種別	事業実施主体	事業場所 (要適正管理森林の指定の有無)	事業期間	事業数量	事業費	備考
					円	
計						

注 1 「事業種別」の欄には、立木除去、土砂除去、防護柵設置等と記入してください。

注 2 「事業数量」の欄には、事業種別に応じ、除去する立木の本数、除去する土砂の量、設置する防護柵の延長等を記入してください。

注 3 次の書類を添付してください。

- (1) 補助事業の実施状況を示す写真
- (2) 経費の支出を確認することができる資料

別紙 2

収 支 決 算 書

1 収入の部

事業種別	精 算 額				備 考
	補 助 金	自 己 資 金	そ の 他	計	
	円	円	円	円	
計					

告 示

2 支出の部

事業種別	事業費	補助金充当額	備 考
	円	円	
計			

様式第 7 号（第 10 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市要適正管理森林等災害予防事業についての消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市要適正管理
森林等災害予防事業についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したの
で、綾部市要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記の
とおり報告します。

記

- 1 補助金額（市長が交付決定通知書により通知した額）

_____ 円

- 2 補助金の交付決定時における補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額

_____ 円

- 3 補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定額

_____ 円

- 4 補助金返還相当額（3－2）

_____ 円

注 別紙として積算の内訳を添付してください。

綾部市告示第 2 5 号

綾部市婚活支援事業費補助金交付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 1 項第 1 号中「2 0 歳」を「1 8 歳」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 2 7 号

綾部市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成 5 年綾部市告示第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 4 号中

「氏 名 ④」を「氏 名 ④」に改める。
に、「起案者 ④」を「起案者 ④」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 28 号

綾部市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（昭和 58 年綾部市告示第 25 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「費用」の次に「（以下「健康管理費」という。）」を加える。

第 9 条を第 16 条とし、第 8 条を第 15 条とし、第 7 条の次に次の 7 条を加える。

（対象者証の有効期間）

第 8 条 対象者証の有効期間は、原則として毎年 8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、有効期間中における事由別の始期及び終期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

（1）始期 次に掲げるいずれかの日

ア 第 2 条各号のいずれかに該当する者が後期高齢者医療被保険者資格を取得することにより認定を受けた場合は、当該認定の日

イ 後期高齢者医療被保険者資格を有する者が第 2 条各号のいずれかに該当することにより認定を受けた場合は、当該認定した日の属する月の翌月（認定した日が月の初日であるときは、当該月）の初日

（2）終期 次に掲げるいずれかの日

ア 対象者が、障害の程度の変更又は扶養義務者の変更により資格要件を欠くに至った場合は、当該資格要件を欠くに至った日の前日

イ 対象者が他の市町村へ転出した場合は、本市の区域内に住所を有しなくなった日の前日

（給付金の支給方法）

第 9 条 健康管理費の支給は、対象者が対象者証を保険医療機関等に提示して健康保持に係る指導を受けた場合に、市長が対象者に代わり第 5 条に規定する給付額を当該保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。ただし、対象者が緊急やむを得ない事由等により、対象者証を保険医療機関等に提示せずに健康保持に係る指導を受けた場合は、当該健康管理費を現金支給の方法で給付するものとする。

（給付金の支給申請）

第 10 条 前条ただし書の規定により健康管理費の給付を受けようとする者は、重度心身障害老人健康管理事業給付金支給申請書（様式第 4 号。以下「支給申請書」という。）に当該健康管理費として保険医療機関等に支払った費用を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（給付金の支給決定）

第 11 条 市長は、前条の規定による支給申請書の提出があったときは、その内容を審査

の上、適当と認めたときは、当該対象者に対し給付金を給付するものとする。

（損害賠償との調整）

第 1 2 条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において当該疾病若しくは負傷に係る健康管理費の全部若しくは一部を支給せず、又は返還させることができる。

（不正利得の返還）

第 1 3 条 偽りその他不正の行為によってこの要綱による健康管理費の給付を受けた者があるときは、市長はその者からその給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第 1 4 条 健康管理費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 7 条を削る。

第 6 条第 1 項中「様式第 3 号」の次に「。以下「対象者証」という。」を加え、同条第 2 項を削り、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「次条及び第 8 条において」を「以下」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「健康管理に要する費用」を「健康管理費」に改め、「相当する額」の次に「以内」を加え、同条を第 5 条とする。

第 3 条中「前条」を「第 2 条」に、「明治 3 1 年法律第 9 号」を「明治 2 9 年法律第 8 9 号」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（対象者）

第 3 条 健康管理費の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する重度心身障害老人とする。ただし、高齢者医療確保法第 5 1 条に規定する者を除く。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

重度心身障害老人健康管理事業対象者認定申請書

対 象 者	フリガナ			居住地 (住所) 綾部市	審 査 結 果
	氏名	男 女			
	生年月日	年 月 日	※ 該 当 非該当		
	後期高齢者医療被保険者証番号	番 号			
障 害 の 状 況	○ 身体障害者手帳 () 級 交付 年 月 日				※ 事 実 発 生 日 (給 付 資 格 取 得 日) 年 月 日
	○ 知能指数判定書 (I Q) 判定 年 月 日				
	○ 療 育 手 帳 () 交 付 年 月 日				
	○ そ の 他				
上記のとおり重度心身障害老人健康管理事業対象者の認定を申請します。 なお、申請に当たり私及び私の世帯員の所得状況を調査されることに同意します。 年 月 日 綾部市長 様 住 所 申 請 者 氏 名					
※ 確 認 1 住 民 基 本 台 帳 2 後期高齢者医療被保険者証 3 4 5 確認者氏名					

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所

氏 名

（被保険者番号 ）

重度心身障害老人健康管理事業給付金等代理受領委任状

京都府の区域内に所在する重度心身障害老人健康管理事業に係る取扱い保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び施術所（以下「取扱い保険医療機関等」という。）の長に対して、次の事項を委任します。

私が重度心身障害老人健康管理事業の資格を喪失するまでの間に綾部市から給付を受ける重度心身障害老人健康管理事業給付金の受領に関すること。

ただし、私が取扱い保険医療機関等において、重度心身障害老人健康管理事業による健康保持に係る指導を受け、綾部市から重度心身障害老人健康管理事業給付金が受けられる場合であって、取扱い保険医療機関等の長と私の間に金銭貸借関係がある場合に限ること。

なお、上記により受領した重度心身障害老人健康管理事業給付金等については、金銭貸借関係の清算金に充当されたいこと。

様式第 3 号中「（第 6 条関係）」を「（第 7 条関係）」に改める。
様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号（第 10 条関係）

重度心身障害老人健康管理事業給付金支給申請書

年 月 日

綾 部 市 長 様

申請者 住所 綾部市

氏名

（電話 ）

申請額	金 円
-----	-----

上記のとおり、 年 月分重度心身障害老人健康管理事業給付金の支給を申請します。

対 象 者 氏 名 生 年 月 日	年 月 日	診療 年月	年 月
健 康 管 理 指 導 機 関 名		診療 内容	入院・外来・歯科・調剤 装具・その他（ ）
後期高齢者医療 被 保 険 者 番 号		受診 日数	日

支給決定額は、次の金融機関へ振り込んでください。

振 込 先	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店	普通・当座 No.	フリガナ 名 義
-------------	--------------------	----------	--------------	-------------

上記の給付金の受領を に委任します。

年 月 日

申請者氏名 ㊞

決 裁				起 案	支 給 決 定 年 月 日	
				年 月 日 起案者		
積 算	総医療費		自己負担額		高額療養費	支給決定額
	(点) 円		①	②	① － ②	
			円	円	円	

附 則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市告示第 2 9 号

綾部市認知症高齢者支援事業実施要綱（平成 2 4 年綾部市告示第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 6 条中「する。」を「し、決定した場合には、決定通知書の写しを委託事業者に送付する。」に改める。

第 7 条第 1 項中「この事業の適切な運営を図るため、綾部市認知症高齢者支援事業登録申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない」を「委託事業者から送付される利用申込書（以下「利用申込書」という。）に必要な情報を記入の上、委託事業者に返送するものとする」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 委託事業者は、利用者からの利用申込書に基づき利用者登録を行い、利用者に設定済の機器等を送付するものとする。

第 8 条（見出しを除く。）を次のように改める。

第 8 条 市は、事業に係る初期費用及び毎月の基本料を負担するものとし、利用者は、別表に定める利用料が生じた場合には直接事業者を支払うものとする。

第 1 1 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「利用申込書の内容に変更が生じた」に、「綾部市認知症高齢者支援事業登録内容変更届（様式第 6 号）により、市長」を「委託事業者が指定する書式により、委託事業者」に改め、同項各号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

利用料（消費税別）

区分	電話による位置情報 検索料	現場急行料	破損、紛失による 機器交換費用
利用料	2 0 0 円／回	1 0 , 0 0 0 円／回	1 0 , 0 0 0 円／回

様式第 1 号を次のとおり改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市認知症高齢者支援事業利用申請書

綾部市認知症高齢者支援事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり事業の利用を申請します。

記

認知症 高齢者 (対象者)	ふりがな 氏 名		性 別	男・女
	生年月日	年 月 日 (歳)	申請者 との続柄	
	住 所			
要 介 護 度		要支援 (1 ・ 2) 要介護 (1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5)		
自 立 度		I II a II b III a III b IV V		
機器を必要 とする理由				

様式第 3 号を次のとおり改める。

様式第 3 号 削除

様式第 4 号中「㊟」を削り、様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号 削除

様式第 7 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 0 号

綾部市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 5 0 年綾部市告示第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号の 1 及び様式第 1 号の 2 中「㊟」を削る。

様式第 3 号中

「

申請者 住所

を

氏名

㊟

」

「

申請者 住所

に、

氏名

」

「起案者

㊟」を「起案者

」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 1 号

綾部市未熟児養育医療給付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 6 号中「㊤」及び「（自署又は記名押印）」を削る。

様式第 8 号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 2 号

綾部市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成 2 0 年綾部市告示第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「（以下「延長者等」という。）」を削る。

第 2 条第 1 号中「（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 3 号

綾部市老人医療費支給事業実施要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号及び様式第 3 号中「㊤」を削る。

様式第 5 号中

「
申請者 住所
氏名 ㊤ を
」

「
申請者 住所
氏名 に、
」

「
年 月 日
㊤ を
」

「
年 月 日
に改める。
」

様式第 6 号中

「氏名 _____ ㊤」を「氏名 _____ 」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 4 号

綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成 2 3 年綾部市告示第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊥」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 5 号

あやべ健康プラザ利用補助金交付要綱（平成 1 5 年綾部市告示第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正前の様式第 1 号により作成した申請書は、当分の間、これを修補して使用することができる。

綾部市告示第 3 6 号

綾部市国民健康保険高額療養費資金貸付要綱（昭和 5 6 年綾部市告示第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中 「被保険者証
の記号番号」 を 「被 保 険 者
記号・番号」 に改め、「㊞」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 7 号

綾部市国民健康保険高額療養費受領委任払取扱要綱（平成 1 7 年綾部市告示第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 2 号中

「被保険者証 「被 保 険 者
の記号番号」 を 記号・番号」 に、
「氏名 ㊟」を「氏名 」に
改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 38 号

綾部市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱（昭和 58 年綾部市告示第 73 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の様式第 1 号により作成した申請書は、当分の間、これを修補して使用することができる。

綾部市告示第 39 号

綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱（令和 3 年綾部市告示第 42 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「賃料の一部」を「賃料等の一部」に改める。

第 2 条第 1 項中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 10 日までの間に」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 10 日までの間に」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

（2）空き事務所又は空き家を購入する方法

第 3 条を次のように改める。

（補助金の額等）

第 3 条 補助対象経費、補助金の額及び申請期限は、別表のとおりとする。

第 4 条中「、補助対象事務所の開設前に」を削り、同条ただし書を削る。

第 7 条中「交付決定を受けた者は、第 3 条第 1 項に定める賃料の支払を終えてから 1 か月以内又は令和 4 年 3 月 15 日のいずれか早い日」を「補助金の交付を受けようとする者は、第 3 条に定める補助対象経費の支払を終えてから 1 か月以内又は補助金の交付を行う年度の 3 月 15 日のいずれか早い日」に改める。

第 8 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（1）補助金の交付決定から 2 年以内に事務所を廃止したとき。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

事務所の開設方法	補助対象経費	補助金の額	申請期限
賃借	補助対象事務所に係る賃料。ただし、交付決定を受けた日から6か月の期間を限度とする。	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、1か月当たり8万円を限度とする。	補助対象事務所の開設前。ただし、市長が特に必要と認めた場合は開設後6か月以内又は令和5年3月10日までのいずれか早い日
購入	補助対象事務所の開設に係る建物の改修経費	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、100万円を限度とする。	改修工事着工前

- 1 この補助金の交付を受けた者は、再度この要綱による交付を受けることはできない。
- 2 補助対象事務所に住居として使用している部分がある場合の補助対象経費は、事務所部分と住居部分の床面積で按分して算定した額とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式第 1 号中「㊤」を削り、「綾部市サテライトオフィス支援補助金交付申請書」を「綾部市サテライトオフィス支援補助金（賃借）交付申請書」に、

「

内 訳	賃料月額	※賃料（消費税除く）か 8 万円の 円① いずれか低い額
	対象月数	※令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 1 5 日までの間に賃料を支 払う月数（最大 6 か月） （令和 年 月～令和 年 月）

を

」

「

内 訳	賃料月額	※賃料（消費税除く）か 8 万円の 円① いずれか低い額
	対象月数	※令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 1 5 日までの間に賃料を支 払う月数（最大 6 か月） （ 年 月～ 年 月）

に

」

改め、同様式を様式第 1 号（その 1）とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 号（その 2）（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者（会社名及び代表名）

所在地

名 称

氏 名

綾部市サテライトオフィス支援補助金（購入）交付申請書

綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、綾部市が綾部市サテライトオフィス支援補助金の交付決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。

記

交 付 申 請 額	※①の額又は 1 0 0 万円のいずれか低い額 円		
	内 訳	改修経費 ※事務所の開設に係る建物の改修経費。消費税除く 円①	
		改修の内容	
		改修期間 年 月 日～ 年 月 日	
申 請 物 件 所 在 地			
開設（予定）日	年 月 日	配置（予定）人数	人
申 請 物 件 に おける事業計画			
担 当 者 連 絡 先	氏 名	電 話 番 号	

（添付書類）

- ☐ 法人は登記事項証明書、個人事業主は個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- ☐ 申請物件の改修に係る見積書の写し
- ☐ 申請物件の改修前の写真及び間取りが確認できる書類
- ☐ （個人事業主のみ）本人確認書類の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

様式第 3 号中「㊤」を削る。

様式第 4 号中「綾部市サテライトオフィス支援補助金実績報告書兼請求書」を「綾部市サテライトオフィス支援補助金（賃借）実績報告書兼請求書」に、

「

内 訳	賃料月額	※賃料（消費税除く）か 8 万円の 円① いずれか低い額
	対象月数	※令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 か月② 3 月 1 5 日までの間に賃料を支 (令和 年 月～令和 年 月) 払う月数（最大 6 か月）

を

」

「

内 訳	賃料月額	※賃料（消費税除く）か 8 万円の 円① いずれか低い額
	対象月数	※令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 か月② 3 月 1 5 日までの間に賃料を支 (年 月～ 年 月) 払う月数（最大 6 か月）

に

」

改め、同様式を様式第 4 号（その 1）とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

(表面)

様式第 4 号 (その 2) (第 7 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

申請者 (会社名及び代表名)

所在地

名 称

氏 名

印

綾部市サテライトオフィス支援補助金 (購入) 実績報告書兼請求書

年 月 日付け 指令第 号により交付決定のあった補助金について、綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり報告及び請求します。

記

1 事業内容

請 求 額	※①の額又は 1 0 0 万円のいずれか低い額		
	内 訳	改修経費 ※事務所の開設に係る建物の改修経費。消費税除く	
		改修の内容	
		改修期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
物 所 在 地			
開 設 日	年 月 日	配 置 人 数	人
申 請 物 件 に おける事業実績			
担 当 者 連 絡 先	氏 名	電 話 番 号	

(裏面)

2 補助金の振込先

金融機関名		支 店 名						
預 金 種 別	普通・当座・その他	口 座 番 号 (左 詰 め)						
フリガナ								
口 座 名 義								

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

3 添付書類

- ☐ 申請物件の売買契約書の写し
- ☐ 申請物件の改修経費の支払いが確認できる書類（通帳中面、領収書等）の写し
- ☐ 口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる書類の写し（通帳の表紙裏等）
- ☐ 写真（改修の内容が確認できるもの）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市告示第 4 0 号

綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付要綱（令和 2 年綾部市告示第 1 6 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付要綱

第 4 条第 2 号中「令和 3 年」を「令和 4 年」に改める。

第 6 条中「令和 4 年 1 月 7 日」を「令和 5 年 1 月 1 6 日」に改める。

附則第 2 項中「令和 4 年」を「令和 5 年」に改める。

様式第 1 号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 4 年 3 月 2 5 日から施行する。

綾部市告示第 4 1 号

綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金交付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 3 項第 1 号中「令和 3 年」を「令和 6 年」に改める。
様式第 1 号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条第 3 項第 1 号の規定は、令和 4 年 1 月 1 日以降においてリースを開始した生産設備から適用する。

綾部市告示第 4 2 号

綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱（平成 3 0 年綾部市告示第 1 2 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

補助対象事業	活動内容	補助対象経費	事業費単価
(1) 活動推進（初年度のみ）	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等	1 5 0 , 0 0 0 円以内
(2) 地域環境保全			
① 里山林保全	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等		1 h a 当たり 1 年目 1 6 0 , 0 0 0 円以内 2 年目 1 5 3 , 3 3 4 円以内 3 年目 1 4 6 , 6 6 7 円以内
② 侵入竹除去・竹林整備	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等		1 h a 当たり 1 年目 3 8 0 , 0 0 0 円以内 2 年目 3 5 3 , 3 3 4 円以内 3 年目 3 2 6 , 6 6 7 円以内

(3) 森 林 資 源利用	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等		1 h a 当たり 1 年目 1 6 0 , 0 0 0 円以内 2 年目 1 5 3 , 3 3 4 円以内 3 年目 1 4 6 , 6 6 7 円以内
(4) 森 林 機 能強化	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り		1 m 当たり 1 , 0 6 7 円以内
(5) 関 係 人 口 創 出 ・ 維 持 タ イ プ	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れのための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なたのこぎり・防護服・事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等	1 年当たり 6 6 , 6 6 7 円以内

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

活動組織名

代表者

電話番号

綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付申請書

綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金の交付を受けたいので、綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 活動組織名

2. 活動場所

3. 補助金額 円

取組メニュー	事業費単価等 (上限)		森林面積等	事業費	補助金額 (事業費の 1 / 8 以内)
活動推進費	1 5 0 , 0 0 0 円		—	円	円
地域環境保全 タイプ（里山 林保全）	1 年 目	1 6 0 , 0 0 0 円 / h a	h a	円	円
	2 年 目	1 5 3 , 3 3 4 円 / h a			
	3 年 目	1 4 6 , 6 6 7 円 / h a			
地域環境保全 タイプ（侵入 竹除去・竹林 整備）	1 年 目	3 8 0 , 0 0 0 円 / h a	h a	円	円
	2 年 目	3 5 3 , 3 3 4 円 / h a			
	3 年 目	3 2 6 , 6 6 7 円 / h a			
森林資源利用 タイプ	1 年 目	1 6 0 , 0 0 0 円 / h a	h a	円	円
	2 年 目	1 5 3 , 3 3 4 円 / h a			
	3 年 目	1 4 6 , 6 6 7 円 / h a			
森林機能強化 タイプ	1 , 0 6 7 円 / m		m	円	円
関係人口創出 ・維持タイプ	6 6 , 6 6 7 円 / 年		—	円	円
計				円	円

（注）面積は 0 . 1 h a 、延長は m 単位で記入。

(添付資料)

- 1 森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成２５年５月１６日付け２５林整森第
７４号。林野庁長官通知。）別紙３の第５の４の（１）に規定する採択申請において提
出した事業計画書の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号中「**国**」を削る。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

活動組織名

代表者

電話番号

綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上記補助事業を下
記のとおり変更したいので、綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱
第 6 条の規定により、承認されるよう申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

取組メニュー	事業費単価等 (上限)	森林面積等	事業費	補助金額 (事業費の 1 / 8 以内)
活動推進費	1 5 0 , 0 0 0 円	—	円	円
地域環境保全 タイプ（里山 林保全）	1 年 目 1 6 0 , 0 0 0 円 / h a 2 年 目 1 5 3 , 3 3 4 円 / h a 3 年 目 1 4 6 , 6 6 7 円 / h a	h a	円	円
地域環境保全 タイプ（侵入 竹除去・竹林 整備）	1 年 目 3 8 0 , 0 0 0 円 / h a 2 年 目 3 5 3 , 3 3 4 円 / h a 3 年 目 3 2 6 , 6 6 7 円 / h a	h a	円	円
森林資源利用 タイプ	1 年 目 1 6 0 , 0 0 0 円 / h a 2 年 目 1 5 3 , 3 3 4 円 / h a 3 年 目 1 4 6 , 6 6 7 円 / h a	h a	円	円
森林機能強化 タイプ	1 , 0 6 7 円 / m	m	円	円
関係人口創出 ・維持タイプ	6 6 , 6 6 7 円 / 年	—	円	円
計			円	円

（注）変更部分は 2 段書きとし、上段に（ ）書きで変更前の数値を記載すること。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

活動組織名

代表者

電話番号

綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上記補助事業について、下記のとおり事業を実施しましたので、綾部市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、実績を報告します。

記

1. 活動組織名

2. 活動場所

3. 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

取組メニュー	事業費単価等 (上限)	森林面積等	事業費	補助金額 (事業費の 1 / 8 以内)
活動推進費	1 5 0 , 0 0 0 円	—	円	円
地域環境保全 タイプ（里山 林保全）	1 年 目 1 6 0 , 0 0 0 円 / h a 2 年 目 1 5 3 , 3 3 4 円 / h a 3 年 目 1 4 6 , 6 6 7 円 / h a	h a	円	円
地域環境保全 タイプ（侵入 竹除去・竹林 整備）	1 年 目 3 8 0 , 0 0 0 円 / h a 2 年 目 3 5 3 , 3 3 4 円 / h a 3 年 目 3 2 6 , 6 6 7 円 / h a	h a	円	円
森林資源利用 タイプ	1 年 目 1 6 0 , 0 0 0 円 / h a 2 年 目 1 5 3 , 3 3 4 円 / h a 3 年 目 1 4 6 , 6 6 7 円 / h a	h a	円	円
森林機能強化 タイプ	1 , 0 6 7 円 / m	m	円	円
関係人口創出 ・維持タイプ	6 6 , 6 6 7 円 / 年	—	円	円
計			円	円

（注）面積は 0 . 1 h a 、延長は m 単位で記入。

（添付資料）

- 1 補助事業の活動を記録した書類
- 2 補助事業を実施したことを証する写真（実施前・実施中・実施後）
- 3 補助金の金銭出納について分かる書類
- 4 領収書等の支出証拠書類の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市告示第 4 3 号

農林漁業振興補助金交付要綱（昭和 5 7 年綾部市告示第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表第 1 中

「

放置竹林拡大防止事業	補助対象経費の 5 0 % 以内
------------	------------------

を

」

「

放置竹林拡大防止事業	補助対象経費の 5 0 % 以内
丹波くり生産振興事業	侵入防止柵設置
	補助対象経費の 5 0 % 以内
	品評会出品奨励
	1 点につき 3 , 0 0 0 円以内

に

」

改める。

様式第 1 号、様式第 4 号、様式第 6 号及び様式第 7 号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 4 号

綾部市防火管理に関する講習の実施要綱（平成 1 2 年綾部市告示第 1 0 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号及び様式第 2 号中「㊟」を削る。
様式第 4 号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和４年３月２５日から施行する。

綾部市告示第 5 4 号

綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 3 年 1 2 月 1 7 日からの大雪と暴風及び同月 2 6 日からの大雪等により被災した農業者等について、早急な施設再建及び経営の安定を図るため、農業者等営農継続緊急支援事業実施要領（令和 3 年 1 1 月 4 日付け 3 農産第 9 3 0 号京都府農林水産部長通知。以下「府実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、生産回復・経営再開に向けた取組を行う者に対して、緊急支援対策として予算の範囲内において綾部市農業施設雪害対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱の対象とする災害は、府実施要領第 1 の規定により京都府知事が別に定める対象災害に限る。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助対象事業は、次に掲げるとおりとし、その事業内容は府実施要領別表に定めるところにより、前条第 2 項に定める災害が発生した日以降に着手されたものとする。

- (1) 農産物生産回復支援事業
- (2) パイプハウス復旧支援事業
- (3) 宇治茶等生産施設災害復旧事業
- (4) 農林水産業者生産設備再建支援事業

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる者であり、府実施要領別表において規定する採択基準を満たすものとする。ただし、第 4 号に掲げる者については、別表第 1 の要件を満たすものも対象とする。

- (1) 農産物生産回復支援事業 3 戸以上の農業者が組織する営農組合等の団体
- (2) パイプハウス復旧支援事業 販売農家
- (3) 宇治茶等生産施設災害復旧事業 販売農家、農業者が組織する団体等
- (4) 農林水産業者生産設備再建支援事業 販売農家、畜産農家等

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表第 2 に規定する補助率により、事業ごとに算出する。ただし、その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査の上、その結果を綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付をする場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更申請等）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、第5条の規定による申請の内容について、事業費を増額又は減額する場合及び事業費の増減に関わらず事業内容を変更（軽微なものを除く。）するが生じたときや事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに綾部市農業施設雪害対策事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付は、当該事業が完了した後に交付する。

- 2 補助事業者が、当該事業を完了したときは、綾部市農業施設雪害対策事業実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）本要綱に違反したとき。
- （3）第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前条第2項に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第7条の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を綾部市農業施設

設雪害対策事業補助金消費税仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、市長が指定する日までに、同報告書により市長に報告しなければならない。

（処分制限）

第10条 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）とし、取得の日から起算するものとする。

2 処分制限期間中において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を市に納付することを条件とすることがある。

（書類の保存等）

第11条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年3月25日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

第 3 条ただし書に定める販売農家、畜産農家等（府実施要領別表において規定する採択基準を満たすものを除く。）への補助要件等	
対象施設	2 京都府農林水産業被害報告書取りまとめ要領（平成 12 年 12 月 27 日付け 2 農産第 1437 号）に基づき府に報告された施設
事業完了期限	事業実施年度の 3 月 25 日までに完了する取組
機械等の所有、能力	補助対象者が所有し被災したものと同程度の能力を有するもの ただし、農業用機械は修繕により利用可能なものは対象としない。また、汎用性の高いもの（軽トラック等）は対象としない。
気象災害等への対策	・更新した農業用機械等については、再度の気象災害等による被災に備えて、農業共済制度等による保証の加入等がなされるものであること。 ・パイプハウスの復旧に当たっては、今回と同程度の災害が発生しても、その被害を回避するための補強（タイバー（逆 T 型）、クロス（X 型）のうちいずれか）を行うこと。ただし、施設規模等で困難な場合は別途市と協議の上、同程度の効果が得られる補強を行うこと。

別表第 2（第 4 条関係）

事業名及び対象 作物	補助対象	補助率等
1 農産物生産 回復支援事業 （野菜、果樹、 花き、豆類、 茶）	府実施要領 において対 象となる資 材等	補助対象経費の 1 / 2 以内 次のア又はイのいずれか低い額を限度とする（施用 回数の上限は、用途別に 1 は場当たり 2 回までとす る。）。 ア 補助対象経費に 1 / 2 を乗じて得た額 イ 別表第 3 で定める事業費限度額に施用面積を乗じ て得た額の合計に 1 / 2 を乗じて得た額
2 パイプハウ ス復旧支援事 業（野菜、果 樹、花き）	府実施要領 において対 象となるパイ プハウス	（復旧に要する経費） 補助対象経費の 7 / 10 以内 ただし、補助事業者が共済に加入（民間事業者による 保険金も同じ扱いとする。）し、共済金が支払われる 場合は、共済金の受領額と補助金の額の合計が総事業 費を超えない範囲とする。 （撤去に要する経費） 補助対象経費の 1 / 2 以内 ただし、補助金は 290 円 / m ² を上限とする。 また、補助事業者が共済に加入（民間事業者による 保険金も同じ扱いとする。）し、共済金が支払われる場 合は、共済金の受領額と補助金の額の合計が総事業費 を超えない範囲とする。
3 宇治茶等生 産施設災害復 旧事業（茶、果 樹）	府実施要領 において対 象となる棚・ 資材	（復旧に要する経費） 補助対象経費の 4 / 10 以内 （撤去に要する経費） 補助対象経費の 1 / 2 以内 ただし、補助対象経費は 290 円 / m ² を上限とする。
4 農林水産業 者生産設備再 建支援事業	府実施要領 において対 象となる機 械等（水稻育 苗用、農業資 材用のパイ プハウスを 含む。）	（復旧に要する経費） 補助対象経費の 4 / 10 以内 農業用機械の搬入経費、手数料は除く。 ただし、1 補助事業者当たりの補助金は、10 万円以 上 100 万円以下とする。 また、共済金（民間事業者による保険金等を含む。） と補助金の合計が総事業費を超えない範囲とする。共 済等未加入の場合、補助対象経費は、総事業費の 5 割 とする。
	水稻育苗用	（撤去に要する経費）

パイプハウス及び農業資材用パイプハウス	補助対象経費の1／2以内 ただし、補助金は290円／㎡を上限とする。 また、補助事業者が共済に加入（民間事業者による保険金も同じ扱いとする。）し、共済金が支払われる場合は、共済金の受領額と補助金の額の合計が総事業費を超えない範囲とする。
農業用機械等の生産設備（パイプハウスを除く。） ただし、別表第1で定める補助要件を満たしたものに限る。	補助対象経費の2／10以内 搬入経費、手数料は除く。 ただし、1補助事業者当たりの補助金は100万円以下とする。 また、補助事業者が共済に加入（民間事業者による保険金も同じ扱いとする。）し、共済金が支払われる場合は、共済金の受領額と補助金の額の合計が総事業費を超えない範囲とする。
水稻育苗用パイプハウス及び農業資材用パイプハウス ただし、別表第1で定める補助要件を満たしたものに限る。	（復旧に要する経費） 補助対象経費の2／10以内 搬入経費、手数料は除く。 ただし、1補助事業者当たりの補助金は100万円以下とする。 （撤去に要する経費） 補助対象経費の1／2以内 搬入経費、手数料は除く。 ただし、補助金は290円／㎡を上限とする。 また、補助事業者が共済に加入（民間事業者による保険金も同じ扱いとする。）し、共済金が支払われる場合は、共済金の受領額と補助金の額の合計が総事業費を超えない範囲とする。

別表第 3（別表第 2 関係）

用 途	生産回復のための追加防除、追加施肥、播き直し用種苗、土壌改良用資材に係る事業費限度額【円／10a】					
	野菜		果樹	花き	豆類	茶
	京のブランド 産品	左記以外				
防除用農薬	4, 6 0 0	4, 6 0 0	4, 5 0 0	2, 5 0 0	9 0 0	4, 0 0 0
草勢回復用 肥料	5, 0 0 0	5, 0 0 0	3, 0 0 0	2, 5 0 0		4, 0 0 0
播き直し用 種苗	6 7, 0 0 0	6 7, 0 0 0 (※)		5 0, 0 0 0		
土壌改良用 資材	4 2, 0 0 0	4 2, 0 0 0 (※)		2 0, 0 0 0		

※地域特産物育成協議会が定めた地域重点推進品目に限る（豆類・茶を除く。）。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所

氏 名

綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付申請書

綾部市農業施設雪害対策事業補助金について交付を受けたいので、綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業着手（予定）年月日及び完了（予定）年月日
 着手（予定）年月日 年 月 日
 完了（予定）年月日 年 月 日

3 経費の負担区分 (単位:円)

事業内容	事業費	左 の 負 担 区 分		
		補助金	自己資金	その他
農作物生産回復支援事業				
パイプハウス復旧支援事業				
宇治茶等生産施設災害復旧事業				
農林水産業者生産設備再建支援事業				
合 計				

添付書類

- (1) 府実施要領で定める提出書類
- (2) 農業共済又は民間保険加入施設等を復旧する場合は、その証券又は支払通知書の写し
(交付申請時点で既に農業共済等から送付されている場合)
- (3) 農業用機械更新事業明細書（農業用機械等（パイプハウスを除く。）の更新を行う場合）
- (4) 水稻育苗用、農業資材用パイプハウス復旧事業明細書（水稻育苗用、農業資材用パイプハウスの復旧を行う場合）
- (5) 水稻育苗用、農業資材用パイプハウス撤去事業明細書（水稻育苗用、農業資材用パイプハウスの撤去を行う場合）
- (6) 修繕見込報告書（農業用機械等（パイプハウスを除く。）の更新を行う場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付要綱に基づく補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	（理由）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所

氏 名

綾部市農業施設雪害対策事業補助金変更承認申請書

綾部市農業施設雪害対策事業補助金について、下記のとおり変更・廃止したいので、綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 変更・廃止の理由
- 2 変更時期
- 3 変更内容

（注）変更内容は、様式第 1 号（補助金交付申請書）及び様式第 1 号添付書類に準じ、変更前を（ ）書きで上段に、変更後を下段に二段書きで記載してください。

4 事業着手（予定）年月日及び完了（予定）年月日

着手（予定）年月日 年 月 日

完了（予定）年月日 年 月 日

5 経費の負担区分 （単位：円）

事業内容	事業費	左 の 負 担 区 分		
		補助金	自己資金	その他
農作物生産回復支援事業				
パイプハウス復旧支援事業				
宇治茶等生産施設災害復旧事業				
農林水産業者生産設備再建支援事業				
合 計				

（注）変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載してください。

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所

氏 名

綾部市農業施設雪害対策事業実績報告書

綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 事業着手年月日及び完了年月日

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

3 経費の負担区分 (単位：円)

事業内容	事業費	左 の 負 担 区 分		
		補助金	自己資金	その他
農作物生産回復支援事業				
パイプハウス復旧支援事業				
宇治茶等生産施設災害復旧事業				
農林水産業者生産設備再建支援事業				
合 計				

添付書類

- (1) 府実施要領で定める提出書類
- (2) 農業共済又は民間保険加入施設等を復旧した場合は、その証券又は支払通知書の写し
(交付申請時点で既に農業共済等から送付されている場合)
- (3) 農業用機械更新事業明細書（農業用機械（パイプハウスを除く。）の更新を行った場合）
- (4) 水稻育苗用、農業資材用パイプハウス復旧事業明細書（水稻育苗用、農業資材用パイプハウスの復旧を行った場合）
- (5) 水稻育苗用、農業資材用パイプハウス撤去事業明細書（水稻育苗用、農業資材用パイプハウスの撤去を行った場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

綾部市農業施設雪害対策事業補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上記補助事業に関する 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、綾部市農業施設雪害対策事業補助金交付要綱第 9 条第 3 号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

円

2 上記補助金額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4 補助金返還相当額

円

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

綾部市告示第 55 号

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱（平成 28 年綾部市告示第 132 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 1 号中「購入した者」の次に「。ただし、太陽光発電出力が 2 キロワット以上のものに限る。」を加える。

様式第 1 号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 6 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 4 年 3 月 2 5 日から令和 4 年 4 月 8 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 0 5 2	上延井倉線	上延町沢 1 8 番 1 上延町沢 2 4 番 6	51.30	前	最大 6.47 最小 5.47
				後	最大 7.24 最小 6.75

綾部市告示第 5 7 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 2 5 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 4 年 3 月 2 5 日から令和 4 年 4 月 8 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0 0 5 2	上延井倉線	上延町沢 1 8 番 1	上延町沢 2 4 番 6

綾部市告示第 5 8 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年度
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧の場所 綾部市役所企画総務部税務課
- 2 縦覧の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 5 月 3 1 日まで（日曜日、土曜日
及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規
定する休日を除く。）
- 3 縦覧の時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年3月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 名 称

認可地縁団体鍛冶屋自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区域内の環境整備
- （3）集会施設の維持管理
- （4）農林業の振興、環境保全整備等に関する事
- （5）社会教育の振興に関する事
- （6）その他、必要と認められる事

3 区 域

本会の区域は綾部市鍛冶屋町の全域とする。

4 主たる事務所

綾部市鍛冶屋町御光道2番地に置く。

5 代表者

綾部市鍛冶屋町繁地51番地

植 田 輝 美

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

令和4年3月25日

綾部市告示第 6 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条の規定に基づき、道路を次のように認定及び変更する。

なお、その関係図面は下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 4 年 3 月 2 9 日から令和 4 年 4 月 1 2 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 4 5 5	井 倉 石 風 呂 3 号 線	井倉新町石風呂 3 8 番 5 井倉新町石風呂 3 8 番 3	
1 4 5 6	上 延 沢 1 号 線	上延町沢 4 2 番 2 上延町沢 2 5 番 1	
1 4 5 7	安 場 稲 田 線	安場町稲田 3 番 3 安場町稲田 8 番 2	
1 4 5 8	安 場 堂 ノ 下 線	安場町堂ノ下 2 0 番 安場町堂ノ下 3 2 番 2	
1 4 5 9	安 場 東 谷 線	安場町七斗代 1 9 番 3 安場町東谷 1 3 番 5	
1 4 6 0	大 島 梶 長 1 号 線	大島町梶長 2 7 番 2 大島町梶長 2 8 番	
1 4 6 1	上 延 沢 2 号 線	上延町沢 1 8 番 1 上延町沢 2 1 番 1	
1 4 6 2	旭 新 ノ 谷 線	旭町新ノ谷 2 番 4 旭町大門 1 番 1	

5 変更する路線

整理番号	路 線 名	変更	起 点 終 点	重要な経過地
0 5 3 5	東 光 院 線	前	上延町菅 4 9 番 上延町山ノ神 1 9 番 3	
		後	上延町菅 4 9 番 上延町堂ノ奥 6 番 3	

綾部市告示第 6 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 4 年 3 月 2 9 日から令和 4 年 4 月 1 2 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 決定する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
0 5 3 5	東 光 院 線	上延町堂ノ奥 8 0 0 5 番 2 上延町堂ノ奥 6 番 3	最大 8.75 最小 2.77	289.50
1 4 5 5	井 倉 石 風 呂 3 号 線	井倉新町石風呂 3 8 番 5 井倉新町石風呂 3 8 番 3	最大 2.64 最小 2.30	25.56
1 4 5 6	上 延 沢 1 号 線	上延町沢 4 2 番 2 上延町沢 2 5 番 1	最大 5.30 最小 3.87	43.22
1 4 5 7	安 場 稲 田 線	安場町稲田 3 番 3 安場町稲田 8 番 2	最大 9.64 最小 3.23	66.90
1 4 5 8	安 場 堂 ノ 下 線	安場町堂ノ下 2 0 番 安場町堂ノ下 3 2 番 2	最大 4.82 最小 2.34	40.90
1 4 5 9	安 場 東 谷 線	安場町七斗代 1 9 番 3 安場町東谷 1 3 番 5	最大 11.54 最小 3.11	240.50
1 4 6 0	大 島 梶 長 1 号 線	大島町梶長 2 7 番 2 大島町梶長 2 8 番	最大 8.30 最小 3.23	17.70
1 4 6 1	上 延 沢 2 号 線	上延町沢 1 8 番 1 上延町沢 2 1 番 1	最大 11.66 最小 6.00	153.38
1 4 6 2	旭 新 ノ 谷 線	旭町新ノ谷 2 番 4 旭町大門 1 番 1	最大 42.00 最小 6.80	193.40

綾部市告示第 6 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 2 9 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 4 年 3 月 2 9 日から令和 4 年 4 月 1 2 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0 5 3 5	東 光 院 線	上延町堂ノ奥 8 0 0 5 番 2	上延町堂ノ奥 6 番 3
1 4 5 5	井 倉 石 風 呂 3 号 線	井 倉 新 町 石 風 呂 3 8 番 5	井 倉 新 町 石 風 呂 3 8 番 3
1 4 5 6	上 延 沢 1 号 線	上延町沢 4 2 番 2	上延町沢 2 5 番 1
1 4 5 7	安 場 稲 田 線	安場町稲田 3 番 3	安場町稲田 8 番 2
1 4 5 8	安 場 堂 ノ 下 線	安場町堂ノ下 2 0 番	安場町堂ノ下 3 2 番 2
1 4 5 9	安 場 東 谷 線	安場町七斗代 1 9 番 3	安場町東谷 1 3 番 5
1 4 6 0	大 島 梶 長 1 号 線	大島町梶長 2 7 番 2	大島町梶長 2 8 番
1 4 6 1	上 延 沢 2 号 線	上延町沢 1 8 番 1	上延町沢 2 1 番 1
1 4 6 2	旭 新 ノ 谷 線	旭町新ノ谷 2 番 4	旭町大門 1 番 1

綾部市告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者について、法第79条第1項の規定により指定したので、法第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月30日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 社会福祉法人ふきのとう
- 2 サービスの種類 居宅介護支援
- 3 事業所の名称 ふきのとう居宅介護支援事業所
- 4 事業所の所在地 綾部市岡町長田3番地の1
- 5 事業所番号 2671800346
- 6 指定年月日 令和4年4月1日

綾部市告示第64号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者について、法第78条の2の規定により指定したので、法第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月30日

綾部市長 山崎 善也

- 1 申請者の名称 社会福祉法人ふきのとう
- 2 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護
- 3 事業所の名称 山家 小規模多機能型居宅介護施設 やまぶき
- 4 事業所の所在地 綾部市上原町木トラ1番地3
- 5 事業所番号 2691800193
- 6 指定年月日 令和4年4月1日

綾部市告示第65号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条の2に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者について、法第115条の12の規定により指定したので、法第115条の20の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月30日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 社会福祉法人ふきのとう
- 2 サービスの種類 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 3 事業所の名称 山家 小規模多機能型居宅介護施設 やまぶき
- 4 事業所の所在地 綾部市上原町木トラ1番地3
- 5 事業所番号 2691800193
- 6 指定年月日 令和4年4月1日

綾部市告示第66号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者について、法第78条の2の規定により指定したので、法第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月30日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 社会福祉法人ふきのとう
- 2 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護
- 3 事業所の名称 中筋 小規模多機能型居宅介護施設 丹都
- 4 事業所の所在地 綾部市岡町長田3番1
- 5 事業所番号 2691800201
- 6 指定年月日 令和4年4月1日

綾部市告示第67号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条の2に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者について、法第115条の12の規定により指定したので、法第115条の20の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月30日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 社会福祉法人ふきのとう
- 2 サービスの種類 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 3 事業所の名称 中筋 小規模多機能型居宅介護施設 丹都
- 4 事業所の所在地 綾部市岡町長田3番1
- 5 事業所番号 2691800201
- 6 指定年月日 令和4年4月1日

綾部市告示第68号

次の居宅介護支援事業者から介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、法第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月30日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 特定非営利活動法人ふきのとう
- 2 サービスの種類 居宅介護支援
- 3 事業所の名称 ふきのとう居宅介護支援事業所
- 4 事業所の所在地 綾部市岡町長田3番地の1
- 5 事業所番号 2671800163
- 6 廃止年月日 令和4年3月31日

綾部市告示第69号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、法第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月30日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 特定非営利活動法人ふきのとう
- 2 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護
- 3 事業所の名称 山家 小規模多機能型居宅介護施設 やまぶき
- 4 事業所の所在地 綾部市上原町木トラ1番地3
- 5 事業所番号 2691800037
- 6 廃止年月日 令和4年3月31日

綾部市告示第 7 0 号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、法第 1 1 5 条の 2 0 の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 特定非営利活動法人ふきのとう
- 2 サービスの種類 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 3 事業所の名称 山家 小規模多機能型居宅介護施設 やまぶき
- 4 事業所の所在地 綾部市上原町木トラ 1 番地 3
- 5 事業所番号 2 6 9 1 8 0 0 0 3 7
- 6 廃止年月日 令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市告示第 7 1 号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、法第 7 8 条の 1 1 の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 特定非営利活動法人ふきのとう
- 2 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護
- 3 事業所の名称 中筋 小規模多機能型居宅介護施設 丹都
- 4 事業所の所在地 綾部市岡町長田 3 番地の 1
- 5 事業所番号 2 6 9 1 8 0 0 1 5 1
- 6 廃止年月日 令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市告示第72号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の15第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、法第115条の20の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月30日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 特定非営利活動法人ふきのとう
- 2 サービスの種類 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 3 事業所の名称 中筋 小規模多機能型居宅介護施設 丹都
- 4 事業所の所在地 綾部市岡町長田3番地の1
- 5 事業所番号 2691800151
- 6 廃止年月日 令和4年3月31日

綾部市告示第 7 3 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度
固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 7 4 号

綾部市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和 3 年綾部市告示第 1 5 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 7 条第 2 項中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 6 月 3 0 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 3 月 3 1 日から施行する。

綾部市告示第 7 5 号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成 9 年綾部市条例第 7 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度綾部市一般廃棄物処理計画を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 一般廃棄物処理計画の基本計画

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画処理区域

綾部市全域を計画処理区域とする。

3 一般廃棄物の排出の状況

区 分	内 訳	数 量
ごみ関係	可 燃 ご み	7, 4 0 0 t
	不 燃 ご み	1, 1 0 0 t
	資 源 物 (び ん)	2 8 0 t
	〃 (缶 類)	7 0 t
	〃 (ペットボトル)	9 0 t
	〃 (白 色 ト レ ー)	2 t
	〃 (衣 類)	1 8 0 t
	粗大ごみ	6 0 0 t
	家 電 4 品 目	3 0 件
	有害ごみ (乾電池・蛍光灯)	2 0 t
	泥	3 0 t
	計	9, 7 7 2 t
し尿関係	し 尿	5, 9 0 0 kl
	し尿浄化槽汚泥	1 4, 4 0 0 kl
	計	2 0, 3 0 0 kl

4 一般廃棄物の処理主体

区 分	内 訳	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
ごみ関係	可 燃 ご み	綾部市 (委託)	綾部市 (直営・委託)	
	不 燃 ご み	綾部市 (委託)		綾部市 (直営・委託)
	資 源 物 (び ん)	綾部市 (委託)		綾部市 (売却・委託)
	〃 (缶 類)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)	綾部市 (売却)
	〃 (ペットボトル)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)
	〃 (白 色 ト レ ー)	綾部市 (委託)		綾部市 (委託)
	〃 (衣 類)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)
	粗大ごみ	綾部市 (直営)		綾部市 (直営・委託)
	家 電 4 品 目	綾部市 (直営)		製 造 業 者
	有害ごみ (乾電池・蛍光灯)	綾部市 (委託)		綾部市 (委託)
	泥	綾部市 (直営)		綾部市 (直営)
	有害鳥獣	福知山市 (直営)	福知山市 (直営)	綾部市 (直営・委託)
	野生動物	綾部市 (委託)	猪名川町 (委託)	綾部市 (直営・委託)
	事業系一般廃棄物	事 業 者	綾部市 (直営・委託)	
し尿関係	し 尿	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)	綾部市 (直営・委託)
	浄 化 槽 汚 泥	許 可 業 者	綾部市 (委託)	綾部市 (直営・委託)

ごみ及びし尿の収集委託業者は、株式会社エフ・イーサービス及び早田グループ株式会社の 2 業者とする。

5 処理計画

【ごみ関係】

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 分別収集の徹底

(イ) 地域集団回収の促進

イ 再資源化の数量及び方法

区 分	数 量	方 法
び ん	2 8 0 t	売却・処理委託
缶 類	7 0 t	売却
ペットボトル	9 0 t	売却・処理委託
白色トレイ	2 t	処理委託
衣 類	1 8 0 t	処理委託
集団回収	1, 0 0 0 t	各地域で実施
計	1, 6 2 2 t	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数 量
可 燃 ご み	5, 4 0 0 t
不 燃 ご み	5 0 0 t
資 源 物 (び ん)	2 8 0 t
〃 (缶 類)	7 0 t
〃 (ペットボトル)	9 0 t
〃 (白 色 ト レ ー)	2 t
〃 (衣 類)	1 3 0 t
粗大ごみ	7 0 t
家 電 4 品 目	2 0 件
有害ごみ (乾電池・蛍光灯)	2 0 t
泥	3 0 t
計	6, 5 9 2 t

イ 収集区域の範囲及び収集回数

可 燃 ご み	別表 1	不 燃 ご み	別表 2
衣 類	別表 3	資 源 物	別表 4
有 害 ご み	別表 4	粗 大 ご み	別表 5
家 電 4 品 目	別表 5	泥	別表 6

ウ 収集の方法

可 燃 ご み	ステーション方式	不 燃 ご み	ステーション方式
衣 類	ステーション方式	資 源 物	ステーション方式
有 害 ご み	ステーション方式	粗 大 ご み	戸別収集方式
家 電 4 品 目	戸別収集方式	泥	戸別収集方式

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名	綾部市クリーンセンター
所 在 地	綾部市野田町須知山 1 1 0 番地の 1 0
型 式	固形燃料製造施設 可燃ごみ固形燃料化方式
公 称 能 力	固形燃料製造施設 5 0 t / 1 6 h

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数 量
株式会社 エフ・イーサービス	2, 7 0 0 t
早田グループ 株式会社	2, 7 0 0 t
直接搬入	2, 0 0 0 t
計	7, 4 0 0 t

ウ 製造するごみ固形燃料の量 4, 0 0 0 t

エ 搬出するごみ、固形燃料の搬出先等

搬出するごみ、固形燃料	搬 出 量	搬 出 先
ごみ固形燃料	4, 0 0 0 t	兵庫県姫路市
木 類	2 0 0 t	三重県伊賀市
布 団 類	1 0 0 t	三重県伊賀市
有害鳥獣	5 0 t	京都府福知山市
野生動物	6 t	兵庫県猪名川町
刈 草・街路樹	3 0 0 t	三重県伊賀市

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

- ①処 分 場 名 綾部市最終処分場
 所 在 地 綾部市野田町須知山 1 1 0 番地の 1 0
 全 体 容 量 7 8, 0 0 0 m³
 残 余 容 量 1 2 0 m³
- ②処 分 場 名 綾部市第 2 最終処分場
 所 在 地 綾部市野田町須知山 3 3 番 1
 全 体 容 量 4 6, 0 0 0 m³
 残 余 容 量 3 4, 9 0 0 m³

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立量

区 分	数 量
株式会社 エフ・イーサービス	2 5 0 t
早田グループ 株式会社	2 5 0 t
直 営	覆 土 2, 0 0 0 t
	中間処理残渣 4 0 0 t
	汚泥残渣 7 0 t
	粗大ごみ 7 0 t
	泥 3 0 t
直 接 搬 入	6 0 0 t
福知山市 (中間処理残渣)	5 t
年 間 埋 立 容 量	3, 5 0 0 m ³

ウ 埋立計画

埋立方法 セル方式

【し尿関係】

(1) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数	量
し 尿	5, 9 0 0	kl
浄 化 槽 汚 泥	1 4, 4 0 0	kl
計	2 0, 3 0 0	kl

イ 収集区域の範囲及び収集回数

し 尿 く み 取 り 別表 7～8
 浄 化 槽 汚 泥 綾部市全域随時

ウ 収集の方法

戸別収集方式

(2) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名 綾部市衛生公苑
 所 在 地 綾部市里町久田 2 1 番地の 1 7
 型 式 好気性消化処理方式
 公 称 能 力 6 0 kl／日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数	量
株式会社エフ・イーサービス	1 0, 7 0 0	kl
早 田 グ ル ー プ 株 式 会 社	9, 6 0 0	kl
計	2 0, 3 0 0	kl

ウ 残渣の量及び処分方法

残 渣 の 量 5 0 m³
 処 分 方 法 埋立処分

【生活排水処理】

浄化槽で処理する区域及び人口

市内一円 6, 7 0 3 人

集落排水で処理する区域及び人口

西八田 東八田 物部東部 志賀郷 豊里東部 口上林 高槻 山家 吉美 物部 高谷
 地区
 4, 2 8 8 人

コミュニティ・プラントで処理をする区域及び人口

栗橋地区 9 6 人

下水道で処理する区域及び人口

中筋・綾部・吉美地区の一部 1 6, 4 5 5 人

【その他】

住民に対する広報・啓発活動

※ 年間の収集日程表及びごみ分別表（別紙 9）を各戸配布

6 処理計画適用開始期日

令和 4 年 4 月 1 日

年度 令和4年度

別表1

1 可燃ごみ

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

曜日	収	集	地	域
月・木	口上林地区 山家地区 野田町 並松町 奥上林地区 中上林地区 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 紫水ヶ丘			Aコース Bコース Cコース Dコース Dコース Eコース Eコース Fコース
火・金	駅前 中ノ町 広小路 新広小路 幸通 西新町 上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 味方町 天神町 西町団地 相生町 若松町 市役所 新町 田町 新宮町 川糸町 井倉新町団地 グランブルー 青野町 弥生団地 綾中町 月見町 東・中・西神宮寺 北西町 南西町 明知町 宮代町			

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

曜日	収	集	地	域
月・木	井倉町 プレシアス 七百石(大谷) 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区			
火・金	中筋地区 東八田地区 西八田地区			

【収集委託業者 早田グループ(株)】

年末特別収集日
月・木コース
年末 12月29日(木)
年始 1月 5日(木)
火・金コース
年末 12月30日(金)
年始 1月 6日(金)

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

2 不燃ごみ

AEI/A												
【(株)エフ・イーサービス】												
奥上林地区												
山家地区												
味方町 西町団地 紫水ヶ丘												
野田町 並松町												
新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺												
上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西												
対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	6	11	8	6	3	7	5	2	7	4	1	1

【早田グループ(株)】
井倉町 プレシマス
七百石(大谷)
吉美地区
豊里地区
物部地区
志賀郷地区

BEI/A												
【(株)エフ・イーサービス】												
中上林地区												
口上林地区												
上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町												
相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町												
グランブルー 青野町 綾中町 川糸町												
北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前												
若松町 市役所												
対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	20	25	22	20	24	21	19	16	21	18	15	15

【早田グループ(株)】
中筋地区
東八田地区
西八田地区

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

3 衣類収集

AEIJA

【(株)エフ・イーサービス】

奥上林地区
山家地区
味方町 西町団地 紫水ヶ丘
野田町 並松町
新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺
上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西

【早田グループ(株)】

井倉町 プレシアス
七百石(大谷)
吉美地区
豊里地区
物部地区
志賀郷地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	13	18	15	13	10	14	12	9	14	11	8	8

BEIJA

【(株)エフ・イーサービス】

中上林地区
口上林地区
上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町
相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町
グランブルー 青野町 綾中町 川糸町
北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前
若松町 市役所

【早田グループ(株)】

中筋地区
東八田地区
西八田地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	27	6月1日	29	27	31	28	26	30	28	25	22	22

別表4

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

4 資源及び有害ごみ

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域		業者名
												【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】	【収集委託業者 早田グループ(株)】	
1	6	3	1	7月29日	8月26日	9月29日	10月27日	11月29日	12月27日	2	3	上町 東本町 西本町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 宮代町	井倉町 プレシアス タ陽ヶ丘	
2	10	7	5	2	8月30日	9月30日	10月28日	1	5	3	7	相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 西町団地	高津町 岡町	
3	11	8	6	3	1	4	1	2	6	7	9	青野町	大島町東 大島町中 大島町西 鳥ヶ坪	
4	12	9	7	4	2	5	2	6	12	9	10	綾中町 川糸町 野田町 並松町 グランブルー	延町 上延町 安場町	
5	13	10	8	5	6	6	4	7	13	10	14	新町 田町 新宮町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前	上位田 中位田 下位田 旭ヶ丘 栗上 栗橋 栗場	
6	17	14	12	9	7	7	8	8	17	14	15	月見町 東・中・西神宮寺	栗町(大谷・大野を除く) 豊里 小西 石原 小貝 湯殿 私市 私市	
7	19	16	14	12	8	11	10	9	18	15	16	上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎	館 今田 高谷 上市 岸田 西坂 白道路	
8	20	17	15	16	9	13	11	13	19	16	17	寺町東 寺町西 若松町 市役所	志賀郷地区全域 七百石(大谷)	
9	24	21	19	17	13	14	15	15	20	17	23	奥上林地区全域 大町 弓削	岡倉 栗町(大谷・大野) 大島 鍛冶屋 小畑 下市 須波伎 新庄	
10	25	22	20	18	15	18	16	16	24	21	24	第一区 石橋 馬場 山田 竹原 瀬尾谷 片山 大町(大杉) 遊里 清水 腰悉 辻 水梨 市野瀬 市志 旭町	有岡町 里町 多田町 高倉町 小呂町 星原町	
11	26	23	21	19	16	19	17	20	26	24	28	浅原 真野 小田 引地 西屋 神谷 寺町 日置谷 殿 東山町 鷹栖町(奈留)	上八田 七百石(大日) 中筋 岡安 淵垣	
12	27	24	22	23	21	20	18	21	27	28	29	口上林地区全域 西原町 鷹栖町(長瀬)	中山 安国寺 新町 中町 上町 鐘鑄場 高瀬 大石 愛宕 七百石	
13	31	28	26	24	22	21	22	22	31	3月1日	30	戸奈瀬町 釜輪町 広瀬町 橋上町 和木町 下原町 上原町 下替町 鷹栖町(奈留・長瀬を除く)	内谷 大野 延近 門 久保 施福寺 小嶋 黒谷 八代 下八田 あやべ台	
14	28	6月2日	30	25	27	25	25	23	2月1日	3月2日	31	紫水ヶ丘 味方町	鳥居野 野瀬 下村 中川原 大又 桜が丘一丁目 桜が丘二丁目	見内

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

5 粗大ごみ

	1回目	2回目	3回目	4回目	対象地区
1	4月8日	7月8日	9月30日	12月16日	上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 味方町 西町団地 紫水ヶ丘
2	4月15日	7月15日	10月7日	12月23日	グランブルー 青野町 綾中町 川糸町 野田町 並松町 井倉町 プレシース
3	4月22日	7月22日	10月14日	1月13日	新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 若松町
4	5月13日	7月29日	10月21日	1月20日	中筋1地区(大島町東、大島町中、大島町西、高津町)
5	5月20日	8月5日	10月28日	2月17日	中筋2地区(岡町、延町、鳥ヶ坪、上延町、安場町、夕陽ヶ丘)
6	5月27日	8月12日	11月4日	2月24日	豊里地区全域
7	6月3日	8月19日	11月11日	3月3日	物部地区全域 志賀郷地区全域
8	6月10日	8月26日	11月18日	3月10日	西八田地区全域 吉美地区全域
9	6月17日	9月2日	11月25日	3月17日	東八田地区全域
10	6月24日	9月9日	12月2日	3月24日	口上林地区全域 山家地区全域
11	7月1日	9月16日	12月9日	3月31日	奥上林地区全域 中上林地区全域

別表6

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

6 泥（収集地域 綾部地区及び中筋地区）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
綾部地区1	11	9	6	4	8	5	3	7	5	16	6	6
綾部地区2	25	23	20	25	22	26	17	21	19	23	20	20

綾部地区1	上町 東本町 西本町 味方町 西町団地 紫水ヶ丘 グランブルー 青野町 綾中町 川糸町 野田町 並松町 新町 田町 新宮町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 若松町
-------	--

綾部地区2	本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 井倉町 プレシマス 駅前 月見町 東・中・西神宮寺 中筋地区全域
-------	---

綾部地区1は西町、田町を含む西町筋から東側の地域

綾部地区2は西町、田町を含まない西町筋から西側の地域

令和4年度 エフ・イーサービスし尿収集日程表

別表7

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
5	6	2	5	2	2	4	2	2	5	2	2	野田町、並松町 上町、寺町東
6	10	7	6	3	6	5	8	6	6	3	7	広小路、新広小路、田町 西神宮寺、西本町、中神宮寺 相生町、本町七丁目 本町八丁目
7	11	8	7	4	7	6	9	7	11	7	8	新宮町、新町、北西町 天神町、若松町、川糸町 綾中町
12	12	9	12	9	8	7	10	8	12	8	9	本町四丁目、本町五・六丁目 南西町、駅前通、月見町、東本町 中ノ町、幸通、西新町、東神宮寺
13	13	10	13	10	9	12	11	9	13	9	10	宮代町、明知町、岡町、延町 上延町、夕陽ヶ丘、烏ヶ坪
14	17	14	14	12	13	13	15	13	17	10	14	井倉町、弥生団地 大島町、高津町、安場町
15	18	15	15	18	14	18	16	14	18	14	15	青野町
19	19	16	20	19	15	19	17	15	19	15	16	寺町西
20	20	21	21	23	21	20	22	20	20	16	22	味方町(1組及び18組～21組)
21	24	22	26	24	22	21	24	21	24	17	23	味方町(2組～17組)
26	25	23	27	25	27	25	25	22	25	21	24	上野町・田野町
27	26	28	28	26	28	26	29	23	26	22	28	紫水ヶ丘(1組～7組)
28	31	29	29	30	29	27	30	27	31	28	29	紫水ヶ丘(8組～13組)

4月8日	5月27日	6月3日	7月8日	8月3日	9月16日	10月14日	11月4日	12月16日	1月27日	2月24日	3月3日
22日	17日	22日	22日	15日	30日	28日	18日	28日	17日	17日	17日
	24日			16日					30日	30日	30日
	30日			31日					31日	31日	31日

空き日

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
1	2	1	1	1	1	3	1	1	4	1	1	奥上林地区全域
4	9	6	4	8	5	11	7	5	10	6	6	口上林地区全域 中上林地区(第一区、真野 浅原、小田、引地、西屋)
11	16	13	11	17	12	17	14	12	16	13	13	中上林地区 (第一区、真野、浅原 小田、引地、西屋を除く)
18	23	20	19	22	20	24	21	19	23	20	20	山家地区(西原、旭町 和木、下替地、上原、下原)
25	30	27			26	31	28	26	30	27	27	山家地区(広瀬、鷹栖 東山、橋上、釜輪、戸奈瀬)

◎ お願い事項

- 1 くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
(1) 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
(2) 当日くみ取口付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。
券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
(3) くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
(4) 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要です。
ご準備をお願いします。
- 2 随時くみ取りの申込み方法について
(1) 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑（4 2－1 5 0 0）へお申込みください。
(2) 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- 3 くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑（4 2－1 5 0 0）市民・国保課戸籍住民担当（4 2－3 2 8 0内線2 6 3）へ変更届を提出してください。
- 4 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時3 0分から午後5時まで、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- 5 その他
(1) 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
(2) 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
(3) バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
(ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。)
(4) 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
(5) 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

令和4年度 早田グループし尿収集日程表

別表8

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
12	13	9	12	9	9	12	10	9	13	9	10	栗上、栗町
13	16	10	13	10	13	13	11	13	16	10	14	栗橋、栗揚 栗町大谷、栗町大野
14	17	14	14	12	14	14	15	14	17	13	15	上、中、下位田、旭ヶ丘
20	23	21	21	23	21	21	21	20	23	17	23	豊里
28	31	30	29	31	30	31	30	28	31	28	31	里町

◎ お願い事項

- 1くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
(1) 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
(2) 当日くみ取口付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。
券が出ていない時は、くみ取りを行いますので、ご注意ください。
(3) くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
(4) 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 2随時くみ取りの申込み方法について
(1) 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑（〒42-1500）へお申込みください。
(2) 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- 3くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑（〒42-1500）市民・国保課戸籍住民担当（42-3280内線263）へ変更届を提出してください。

4 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までに、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。

- 5 その他
(1) 日程以外のくみ取りは特別な場合以外ではできませんので、ご注意ください。
(2) 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
(3) バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
（ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。）
(4) 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
(5) 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
1	2	1	1	1	1	3	1	1	4	1	1	延近、門、久保、鳥居野 小嶋
4	6	2	4	2	2	4	2	2	5	2	2	中川原、下村、大又、見内 野瀬、下八田町
5	9	3	5	3	5	5	4	5	6	3	3	高槻、黒谷、八代、大石 施福寺
6	10	6	6	4	6	6	7	6	10	6	7	中山、内谷、大野、愛宕
7	11	7	7	5	7	7	8	7	11	7	8	小西、鍛冶屋、小畑
8	12	8	8	8	8	11	9	8	12	8	9	内久井、金河内、坊口 西方、仁和
15	18	15	15	17	15	18	16	15	18	14	16	岡倉、館、今田、大島
18	19	16	19	18	16	19	17	16	19	15	17	岡安、瀬垣、中筋、七百石
19	20	17	20	19	20	20	18	19	20	16	22	志賀郷、志賀、向田 別所、篠田
21	24	22	22	24	22	24	22	21	24	20	24	西坂、新庄
22	25	23	25	25	26	25	24	22	25	21	27	安国寺、新町、中町 上町、鐘鐺場
25	26	24	26	26	27	26	25	23	26	22	28	有岡町、多田町、小呂町、星原町 高倉、上八田
26	27	28	27	29	28	27	28	26	27	24	29	石原、小貝、湯殿、私市東、私市
27	30	29	28	30	29	28	29	27	30	27	30	上市、下市 須波佐、岸田、白道路

4月11日6月13日7月11日8月15日9月12日10月17日11月14日12月12日3月6日

20日27日16日22日13日20日

空き日

綾部市告示第 7 6 号

綾部市新生児聴覚検査事業実施要綱を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市新生児聴覚検査事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、新生児を対象に行う聴覚検査（以下「聴覚検査」という。）を受けた新生児の保護者に対し、聴覚検査に係る費用（以下「検査費用」という。）の一部を当該保護者に助成することにより、聴覚障害の早期発見、早期療育につなげることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新生児 出生後 28 日を経過しない乳児及びこれに類する者として市長が認めるもの

(2) 聴覚検査 新生児が出生後初めて受検した検査であって、次に掲げるいずれかの方法により実施したもの

ア 聴性脳幹反応検査（ABR 又は AABR）

イ 耳音響放射検査（OAE）

(3) 委託医療機関等 市長が聴覚検査を委託している医療機関又は助産所
(助成対象者等)

第 3 条 聴覚検査の対象者は、綾部市内に住所を有する新生児とし、助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、当該新生児の保護者とする。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額（以下「助成額」という。）は、別表に定めるところとする。

2 助成は、新生児 1 人につき 1 回限り（初回検査のみ）とする。

(受診券の交付)

第 5 条 市長は、助成対象者に対し、新生児 1 人につき 1 枚の新生児聴覚検査受診券（以下「受診券」という。）を交付するものとする。

(検査の受診)

第 6 条 医療機関等で聴覚検査を受けようとする新生児の保護者は、当該医療機関等に受診券及び母子健康手帳を提出しなければならない。

2 委託医療機関等で聴覚検査を受けた新生児の保護者は、聴覚検査に要した費用から助成額を差し引いた額を当該委託医療機関等に支払うものとする。

- 3 委託医療機関等以外の医療機関等で聴覚検査を受けた新生児の保護者は、聴覚検査に要した費用の全額を当該医療機関等に支払うものとする。

（委託医療機関等で受検の場合の助成）

第7条 市長は、委託医療機関等に受診券を提出して聴覚検査を受けた新生児の保護者に対して支払うべき助成金を、当該委託医療機関等に支払うものとする。この場合において、当該保護者は、助成金の支払いを受けたものとみなす。

- 2 委託医療機関等は、請求書に各月分の受診券を添付して、翌月10日までに市長に請求しなければならない。

- 3 市長は、前項の請求があった場合、速やかに内容を審査し、適当と認められるときは、委託医療機関等に対し、当該請求に係る金額を支払うものとする。

（委託医療機関等以外の医療機関等で受検の場合の助成）

第8条 委託医療機関等以外の医療機関等で聴覚検査を受けた新生児の保護者は、助成を受けようとする場合は、新生児の出生した日から6か月以内に、綾部市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請にあたっては、次の書類を添付しなければならない。

（1）第5条の規定により交付を受けた新生児聴覚検査受診券（医療機関等で結果が記入されたもの）で、助成金の交付決定に必要な事項が確認できるもの

（2）新生児が聴覚検査を受検した医療機関等が発行した領収書及び明細書の原本であって、助成金の交付決定に必要な事項が確認できるもの

- 3 市長は、第1項に規定する申請を受理したときは、速やかにこれを審査し、その適否を綾部市新生児聴覚検査費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 4 前項に規定する交付決定通知を受けた者は、請求書に必要な書類を添付して、市長に請求しなければならない。

- 5 市長は、前項の請求があった場合は、速やかに申請者に助成金を支払うものとする。

（委託医療機関等との連携）

第9条 市長及び委託医療機関等は、先天性難聴等の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図るため、必要に応じて連携を行うものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、偽りその他の不正の手段により、この要綱による助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に出生した新生児から適用する。

別表（第 4 条関係）

検査方法	助成額
聴性脳幹反応検査（A B R 又は A B R）	4， 0 2 0 円
耳音響放射検査（O A E）	1， 5 0 0 円

様式第 1 号（第 8 条関係）

綾部市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書

年 月 日

綾部市長 様

（申請者（保護者））

住 所

氏 名

電話番号

綾部市新生児聴覚検査事業実施要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

受 検 者 氏 名 （新生児）	
受 検 者 生 年 月 日 （新生児）	年 月 日
交 付 申 請 額	円
医 療 機 関 等 に 支 払った額	円

1 添付書類

- （１）領収書及び明細書の原本
- （２）新生児聴覚検査受診券（医療機関等で結果が記入されたもの）

2 留意事項

- （１）綾部市が発行する新生児聴覚検査受診券を使用し、綾部市が検査を委託する委託医療機関等で既に受診された場合は、助成の対象にはなりません。
- （２）交付申請額は、検査に要した費用の実費又は綾部市が定める額のいずれか少ない方の額となります。

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市新生児聴覚検査費用助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市新生児聴覚検査費用助成金交付申請について、下記のとおり交付（不交付）することを決定しましたので、綾部市新生児聴覚検査事業実施要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付 交付決定額 円
- 2 不交付
理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 7 7 号

綾部市母子栄養強化事業実施要綱（昭和 5 8 年綾部市告示第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

対象者	1 人 1 日 当 たり 支 給 量	支 給 期 間	備 考
妊 婦	牛乳 1 本又は粉乳 4 0 グラム以	支 給 申 請 書 を 受 理 し た 月 の 翌 月 初 日 か ら 出 産 し た 月 の 末 日 ま で	
産 婦 又 は 乳 幼 児	下	産 婦 の 場 合 : 出 産 し た 月 の 翌 月 初 日 か ら 3 か 月 間 乳 幼 児 の 場 合 : 出 生 の 翌 月 初 日 か ら 1 2 か 月 間。 た だ し、母 乳 育 児 を 継 続 す る 場 合 は そ の 期 間、産 婦 に 牛 乳 を 支 給 す る こ と で こ れ に 代 え る こ と が で き る。	
備 考	牛乳 1 本は、2 0 0 ミリリットルとする。 産 婦 ・ 乳 幼 児 期 に 申 請 し た 場 合 は、支 給 申 請 書 を 受 理 し た 月 の 翌 月 初 日 か ら 支 給 す る。		

第 4 条第 2 項中「又は転出したこと」を「若しくは転出したこと又は第 2 条に掲げる区分のいずれにも該当しなくなったこと」に改める。

第 6 条第 1 項中「その結果を」の次に「綾部市母子栄養食品支給・不支給決定通知書（様式第 2 号）により」を加える。

第 7 条第 1 項中「第 8 条」を「次条」に、「様式第 2 号」を「様式第 3 号」に改め、「及び母子栄養食品支給一覧表（様式第 3 号。以下「支給一覧表」という。）」を削り、同条第 2 項各号列記以外の部分を次のように改める。

母子栄養食品の受給の決定を受けた者は、次に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第 7 条第 2 項第 1 号ア中「出産した」を「受給者の場合、妊娠が終了した」に改め、同号に次のように加える。

オ 受給者が死亡したとき。

カ 第 2 項に掲げる区分のいずれにも該当しなくなったとき。

第 8 条第 2 項中「及び支給一覧表」を削り、同条第 3 項を削る。

第 9 条第 1 項中「牛乳又は乳製品を販売する業者に委託して行うものとする」を「母子栄養食品の販売業者に委託又は市で購入し支給する」に改める。

様式 1 号中「㊦」、「世帯主氏名」及び「㊤」を削り、

「

栄養食品の 支給要件	1 体重が10パーセント値以下のもの 2 疾病又は異常のあるもの () 3 保健指導又は経過観察が必要と認められたもの ()
-----------------------	---

を

」

「

栄養食品の 支給要件	1 乳幼児健康診査の結果、医師により栄養強化を行うことが必要と認められる者 2 保健指導又は経過観察、栄養強化が必要と認められる者
-----------------------	--

に改める。

」

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第 2 号

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市母子栄養食品支給・不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市母子栄養強化事業支給申請について、支給することを決定しましたので、綾部市母子栄養強化事業実施要綱第 6 条の規定に基づき通知します。

記

受給対象者名	
決定区分	1 支給 2 不支給
支給できない理由	
支給開始日	
備考	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号

受給者No.

母子栄養食品支給台帳

世帯主氏名
世帯確認年月日 1 年 月 日
2 年 月 日

住所

電話番号

妊 産 婦					乳 幼 児				
氏 名					氏 名				
生年月日 年 月 日					生年月日 年 月 日				
支給期間 年 月 日から 年 月 日まで					支給期間 年 月 日から 年 月 日まで				
受給券 交付 月 日	支 給 月	受給券 番号	支給品目	支給対象者 (妊産婦・乳 幼児)	受給券 交付 月 日	支 給 月	受給券 番号	支給品目	支給対象者 (妊産婦・乳 幼児)

- (注) 1 受給券は毎月「受給券交付月日」欄に契印して交付すること。
2 この台帳用紙は綴込式とし、現に食品を支給しているものと、既に支給を完了したものを区分して整理編綴すること。

出 産 予 定 日 年 月 日 出 産 日 年 月 日

様式第 4 号

受給券 (月分)

受給券No.		発行年月日	年 月 日
受給者	妊産婦氏名		
	乳児氏名		
受給品目		数量	
綾部市福祉保健部保健推進課長 ㊟			

受給明細書 (月分)											
受給券											
受給品目・量											
受給日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
母子栄養食品を受け取った日を○で囲んでください。											
上記のとおり、受給しました。 年 月 日 綾部市長 様 受給者 住所 氏名 ㊟ (乳幼児については保護者)											
上記のとおり、支給しました。 金額 (うち消費税) 品目： 数量： 請求者 住所 氏名 ㊟											
振込依頼書	口座開設場所										
	預金種別	普通 ・ 当座									
	口座番号										
	口座名義										

様式第 5 号中「㊤」を削る。

様式第 6 号中「綾部市 町」、「㊤」及び「受給該当者名（ ）」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 8 0 号

綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金交付要綱（令和 2 年綾部市告示第 1 1 3 号）は、廃止する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 8 1 号

あやべ特別市民制度事業費に係る指定納付受託者を指定しましたので、綾部市会計規則(昭和 5 7 年 4 月 1 日綾部市規則第 2 号) 第 3 2 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 7 3 1 番地

名 称	所 在 地
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 7 3 1 番地

2 歳入の種類

諸収入 (あやべ特別市民会費)

3 指定日

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市告示第 8 2 号

市府民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、市営住宅使用料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、介護保険料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、浄化槽使用料及び上水道使用料の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項及び第 158 条の 2 第 6 項、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 23 第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 33 条第 1 項、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 44 条第 1 項、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 45 条の 7 第 1 項、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項並びに綾部市会計規則第 33 条第 2 項（昭和 57 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

2 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

綾部市告示第83号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先氏名・住所

氏 名	住 所
村 上 芳 朗	広小路二丁目13-3
平 田 和 生	駅前通17
岸 見 金 一	相生町23-4
林 多 嘉 子	月見町上正屋33
四 方 和佳子	神宮寺町西谷3
安 村 弘 子	寺町堂ノ前9-1
ツ バ メ 会	井倉町樋ノ元14-1
山 内 みや子	青野町西ノ後15-13
(株)京都公害防止センター	青野町走り下12-1
若 宮 酒 造 (株)	味方町薬師前4
雨 林 洋 子	田野町風久呂1-3
八 田 邦 子	綾部市味方町薬師谷300-41
高 本 裕 幸	本町四丁目1-5
木 下 和 美	本町七丁目69
荻 野 義 則	西町一丁目57-1
村 上 敏 夫	大島町沓田11-3
羽 室 了	岡町弓場4-1
清 水 由美子	栗町ウケ川30
喫 茶 24	小貝町新八21
四 方 善 次	里町西ノ糸11-6
有限会社空山の里	鍛冶屋町花ノ木6-4
豊里地区自治会連合会事務所	栗町大野1-202
西八田地区自治会連合会事務所	岡安町岡22-1
東八田地区自治会連合会事務所	梅迫町溝尻1-16
山家地区自治会連合会事務所	鷹栖町豊後田32
物部地区自治会連合会事務所	物部町東野46-1
志賀郷地区自治会連合会事務所	志賀郷町北町17
口上林地区自治会連合会事務所	武吉町中井根35
中上林地域振興協議会	八津合町縄手1
奥上林地域振興協議会	故屋岡町三反田15

氏 名	住 所
綾 部 会 館	味方町石風呂 5 0 - 5
栗文化センター	栗町相定 4 7 - 3

- 2 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで。

綾部市告示第 8 4 号

くらしの資金償還金の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項及び綾部市会計規則第 3 3 条第 2 項（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号

2 委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 8 5 号

犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

住 所 京都市下京区西七条掛越町 6 5 番地

氏 名 公益社団法人 京都府獣医師会
会長理事 清 水 弘 司

2 委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 8 6 号

綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
公益財団法人 綾部市医療公社	京都府綾部市青野町大塚 2 0 番地の 1

2 委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 8 7 号

下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

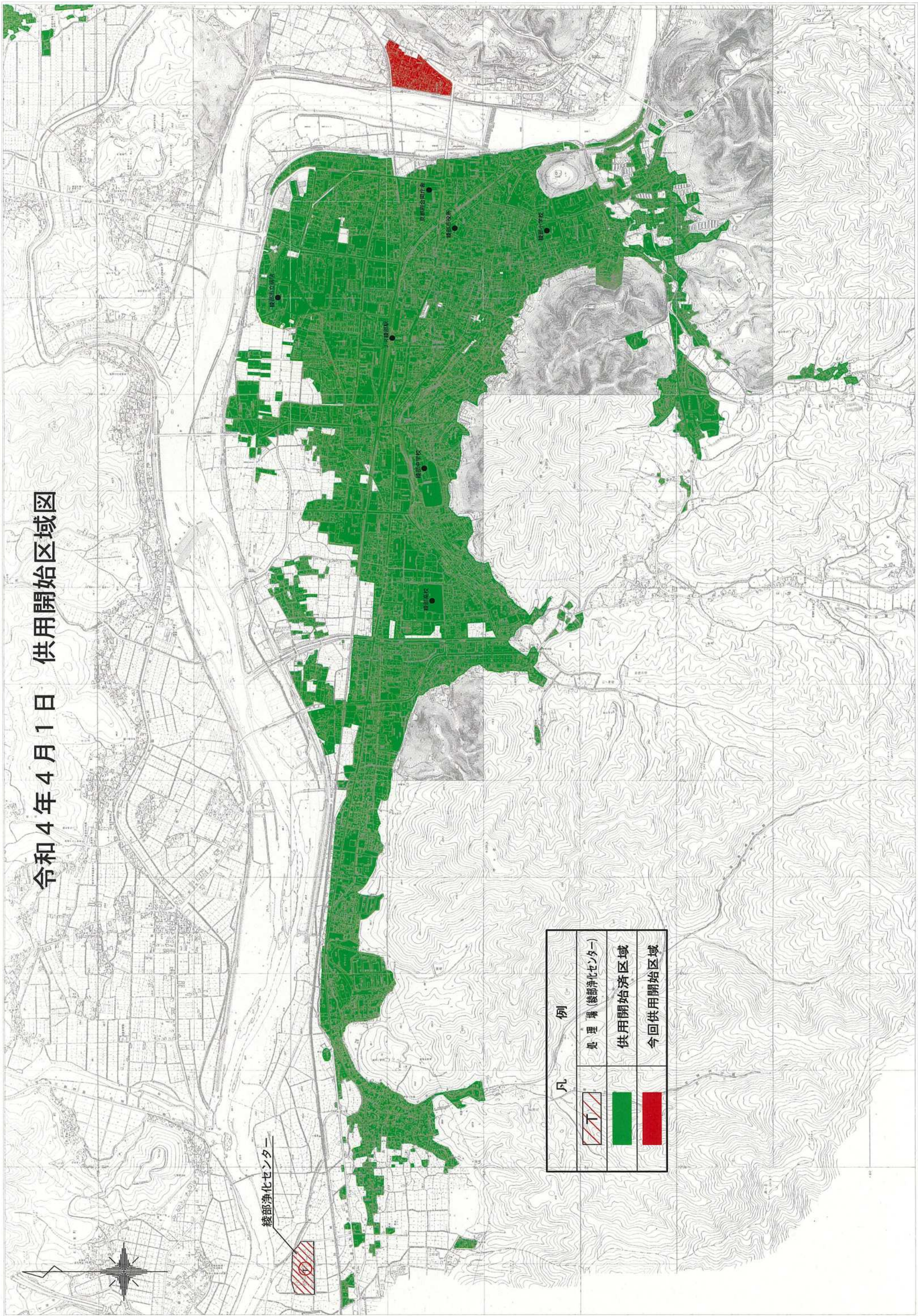
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和 4 年 4 月 1 日
- 2 下水を排除すべき区域 味方町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 味方町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和 4 年 4 月 1 日
- 6 下水を処理すべき区域 味方町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - （1）位置 高津町横枕 8 番地
 - （2）名称 綾部浄化センター

令和4年4月1日 供用開始区域図



綾部市告示第88号

綾部市指定ごみ袋の取扱販売業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 令和4年度 取扱販売店等の名称・所在地

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
雨林たばこ店	綾部市田野町風久呂1番地の3
京都丹の国農業協同組合 本店	綾部市宮代町前田20番地
ウエルシア綾部宮代店	綾部市宮代町宮ノ下12番地の1
丸金屋酒店	綾部市相生町23番地の4
有限会社 お酒のヒラタ	綾部市駅前通17番地
フレッシュバザール綾部幸通り店	綾部市幸通り23番地
バザールタウン綾部アスパ館	綾部市綾中町花ノ木30番地
バザールタウン綾部ストック館	綾部市西町三丁目
マツモトあやべ店	綾部市宮代町宮ノ下16番地の2
生鮮&業務スーパー 青野店	綾部市青野町高田76番地
エフエッチ商店	綾部市青野町西ノ後15番地の13
仁丹堂薬局	綾部市相生町30番地の6
セブン-イレブン綾部井倉町店	綾部市井倉町南大町2番地
高山荒物商店	綾部市田町37番地
ファミリーマート綾部駅前通店	綾部市駅前通39番地の2
松田紙店	綾部市西町二丁目93番地
ミニストップ綾部井倉店	綾部市井倉町西田5番地の2
ローソン綾部高東分校前店	綾部市川糸町南古屋敷20番地の4
株式会社 オオツキ綾部店	綾部市味方町アミダジ14番地の1
ワインショップ高本	綾部市本町四丁目1番地の5
株式会社 古和田電機商会	綾部市駅前通5番地の4
株式会社 サンコード	綾部市井倉町樋ノ元9番地
株式会社 ジュンテンドー綾部店	綾部市青野町西中居30番地
有限会社 佐々木酒店	綾部市西町二丁目98番地
寿産業有限会社	綾部市青野町館ノ後56番地
モリモト薬局	綾部市西町一丁目47番地
モリモト薬局Rivi店	綾部市青野町西ノ後43番地
株式会社 藤善綾部店	綾部市青野町東青野59番地
ローソン綾部西町店	綾部市西町三丁目北大坪19番地
ココカラファイン綾部店	綾部市西町三丁目北大坪19番地
ローソン綾部宮代店	綾部市宮代町門ノ前14番地

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
生鮮&業務スーパー綾部店	綾部市大島町ニ反目9番地の1
ARワーク株式会社	綾部市安場町打越2番地の3
きもの・婦人服 はむろ	綾部市岡町弓場4番地の1
ゴダイドラッグ綾部店	綾部市大島町畠田10番地の4
セブン-イレブン綾部高津店	綾部市高津町三反田8番地の1
セブン-イレブン綾部大島町店	綾部市大島町畠田1番地の18
ドラッグユタカ綾部店	綾部市大島町南和田11番地
ディスカウントドラッグコスモス綾部店	綾部市上延町八反37番地の1
マルゼンしかた	綾部市里町西ノ糸11番地の6
京都丹の国農業協同組合綾部広域営農経済センター	綾部市里町敷田1番地
京都生活協同組合中丹支部	綾部市桜が丘三丁目5番地の2
三ツ丸ストア 下八田店	綾部市下八田町下沢11番地の3
NPO法人 西八田ふれあいサロン	綾部市岡安町大道16番地
ファミリーマート綾部下八田店	綾部市下八田町大坪8番地
ローソン綾部湊垣店	綾部市湊垣町高野23番地の1
株式会社 コメリハードアンドグリーン綾部店	綾部市下八田町堂ノ下13番地の1
八木株式会社綾部営業所	綾部市湊垣町古川12番地
セブン-イレブン綾部下八田店	綾部市下八田町角田19番地の1
黒谷和紙協同組合	綾部市黒谷町東谷3番地
ふれあい弥仙の里	綾部市於与岐町宮ノ下17番地
片山商店	綾部市広瀬町宮ノ前7番地
山家ふれあいの駅運営委員会	綾部市上原町戸尻8番地の5、8番地の6
いこいの村栗の木寮	綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地
たかお商店	綾部市十倉名畑町欠戸18番地の6
大島ストアー	綾部市豊里町福垣153番地
だるまや	綾部市豊里町福垣155番地
横田商店	綾部市舘町下舘58番地の2
株式会社 清水設備工業	綾部市栗町ウケ川30番地
有限会社 空山の里	綾部市鍛冶屋町花ノ木6番地の4
京美堂	綾部市物部町南前田18番地
京都丹の国農業協同組合綾部西部地域農業振興係	綾部市新庄町太ヶ鼻8番地
山本商店	綾部市志賀郷町成田15番地
志賀郷地域振興協議会	綾部市志賀郷町北町17番地
五泉の里	綾部市五泉町西巻49番地の3
京都丹の国農業協同組合綾部東部地域農業振興係	綾部市睦合町井谷14番地
大石商店	綾部市故屋岡町小中下1番地の2
小西商店	綾部市故屋岡町小中下22番地
株式会社 緑土	綾部市睦寄町在の向10番地
オサトマーケット八百仁	綾部市田町4番地

綾部市告示第 8 9 号

証明書等自動交付サービスに係る手数料の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項及び綾部市会計規則第 3 3 条第 2 項（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町 2 5 番地

2 委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 9 0 号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定納付受託者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和 5 7 年 4 月 1 日綾部市規則第 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 7 3 1 番地
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 7 3 1 番地
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目 2 4 番 1 2 号
SB ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 - 3
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス
株式会社 DG フィナンシャル テクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南 3 - 5 - 7 デジタルゲートビル 10 階
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町 22-14 N.E.S ビル N 棟 2 階

2 歳入の種類
寄附金

3 指定日
令和 4 年 4 月 1 日

綾部市告示第 9 1 号

ふるさと納税収納代行事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目 2 4 番 1 2 号

氏 名	住 所
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号

氏 名	住 所
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 1 4 番 1 号 楽天クリムゾンハウス

氏 名	住 所
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町 2 2 - 1 4 N.E.S.ビル N 棟 2 階

2 委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

綾部市訓令甲第 1 号

序 中 一 般

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令

綾部市決裁規程（昭和 3 6 年綾部市訓令甲第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 中「次長」の次に「、技監」を加える。

第 1 0 条中「主幹」を「担当課長、主幹」に改める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 2 号

序 中 一 般

綾部市公文書例の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公文書例の一部を改正する訓令

綾部市公文書例（昭和 6 1 年綾部市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 第 2 項第 1 号中「公用文作成の要領（昭和 2 7 年 4 月 4 日付け内閣閣甲第 1 6 号）」を「「公用文作成の考え方」の周知について（内閣文第 1 号内閣官房長官通知）」に改める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市公告第 13 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 3 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1. 接 種 実 施 期 間 令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日

2. 予 防 接 種 の 種 類 新型コロナウイルスワクチン

3. 接 種 費 用 無料

4. 予防接種を受ける期日及び場所

日程及び期間	施設名及び接種場所
令和 4 年 2 月 12 日（土）	特別養護老人ホーム第 2 松寿苑・グループホームたのやま
令和 4 年 2 月 13 日（日）	ミストラルとよさと・生活支援ハウス高齢者支援センター松寿苑・ 高齢者支援センター松寿苑小規模特養あたご
令和 4 年 2 月 19 日（土）	特別養護老人ホーム第 2 松寿苑
令和 4 年 2 月 20 日（日）	特別養護老人ホーム松寿苑・養護老人ホーム松寿苑 ケアハウスウォーターヒルズ松寿
令和 4 年 2 月 26 日（土）	特定施設ケアハウスたのやま・ニチイケアセンターゆらの里
令和 4 年 2 月 27 日（日）	特別養護老人ホーム第 2 松寿苑・小規模特養おかやす
令和 4 年 2 月 5 日（土）、 2 月 11 日（金・祝）、2 月 19 日（土）	綾部市保健福祉センター
令和 4 年 2 月 23 日（水）から令和 4 年 5 月上旬頃まで 水曜日午後（3 月中）、土曜日午後、 日曜日午前・午後、 祝日午前・午後実施する。	あやべ・日東精工アリーナ
個別接種実施医療機関	綾部市立病院、綾部ルネス病院、京都協立病院、あやべ協立診療所、 米谷外科整形外科医院、志賀整形外科クリニック、白波瀬医院、畑 内科医院、柳川整形外科医院、安村外科内科診療所、山下整形外科 医院、由良産婦人科・小児科医院、横山医院 （※初回接種については、綾部市立病院、綾部ルネス病院、京都協 立病院のみ）

5. 対 象 者

- ・ 初回接種 12 歳以上の方
- ・ 追加接種 18 歳以上で初回 2 回を完了した日から、6 か月の期間が経過した方

6. 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

下記にあてはまる方はワクチンを接種することができない。

- ・ 明らかに発熱している人（※ 1）
- ・ 重い急性疾患にかかっている人
- ・ ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※ 2）の既往がある人

- (※1) 明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指す。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断させる場合はこの限りではない。
- (※2) アナフィラキシーや、全身性の皮膚、粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

綾部市公告第 1 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

令和 4 年 3 月 1 5 日から令和 4 年 3 月 2 9 日まで

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条の規定に基づく下記の定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1. 接種実施期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

2. 個別接種対象年齢

予 防 接 種 名		対 象
四種混合（DPT-IPV） 1 期		生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者
三種混合（DPT）		
不活化ポリオ単独（IPV）		
二種混合（DT） 1 期		
二種混合（DT）		十一歳以上十三歳未満の者
麻しん・風しん		第 1 期 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
		第 2 期 五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前から当該始期に達する日の前日までの間にある者
風しん		第 5 期 風しん抗体保有率が低い昭和三十七年四月二日～昭和五十四年四月一日生まれの男性
日本脳炎	第 1 期	生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者
	第 2 期	九歳以上十三歳未満の者
	特例措置	平成十九年四月二日～平成二十一年十月一日生で九歳以上十三歳未満の者
		平成七年四月二日～平成十九年四月一日生で二十歳未満の者
結核（BCG）		一歳に至るまでの間にある者
ヒブ感染症		生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症		生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
子 宮 頸 が ん 予 防 ワ ク チ ン（HPV）		十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
キャッチアップ接種		平成九年四月二日から平成十八年四月一日までの間に生まれた女子
水痘		生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
B型肝炎		一歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症		生後六週に至った日の翌日から、生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者

3. 個別接種実施医療機関 結核（BCG）は（*）のついた医療機関のみで実施。

医療機関名	所在地	電話番号	備 考
綾部市立病院（*）	青野町	4 3 - 0 1 2 3	
京都協立病院（*）	高津町	4 2 - 0 4 4 0 4 2 - 0 0 2 5 (小児科直通)	
大久保医院	本町 8 丁目	4 2 - 1 1 9 0	ロタ、ヒブ、肺炎球菌、二・四種混合、IPV、B 型肝炎、子宮頸がん、日本脳炎は実施なし。
白波瀬医院	岡町	4 3 - 0 1 7 7	ロタ、ヒブ、肺炎球菌、四種混合、IPV、B 型肝炎、麻しん風しん 1 期、水痘、子宮頸がんは実施なし。
野間医院八田診療所	上杉町	4 4 - 0 0 0 1	ロタ、ヒブ、肺炎球菌、IPV、B 型肝炎、HPV は実施なし。
由良産婦人科小児科医院	本町 1 丁目	4 2 - 2 5 2 8	IPV、二種混合、日本脳炎 2 期と特例措置は実施なし。
横山医院	若松町	4 2 - 1 0 7 3	ロタ、IPV、HPV は実施なし。

綾部市公告第16号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき成人用肺炎球菌予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和4年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 実施期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 自己負担 自己負担 4,000円

※令和4年度については、75歳以上の方は、2,000円

※ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度がありますが、事前の手続きが必要です。

3 対 象 下記の生年月日の方

昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生の方	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生の方
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生の方	昭和 7年4月2日～昭和 8年4月1日生の方
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生の方	昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日生の方
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生の方	大正11年4月2日～大正12年4月1日生の方

4 実施医療機関

名称	所在地
綾部市立病院	青野町大塚20-1
綾部ルネス病院	大島町二反田7-16
京都協立病院	高津町三反田1
綾部市志賀郷診療所	志賀郷町北町19-2
大久保医院	本町八丁目115
あやべ協立診療所	駅前1
米谷外科整形外科医院	田町13
米谷医院口上林診療所	十倉名畑町欠戸18-6
白波瀬医院	岡町鳥居27-3
志賀整形外科クリニック	宮代町15
中島整形外科医院	幸通9
野間医院八田診療所	上杉町渋市2
畑内科医院	青野町高田91
安村外科内科診療所	井倉町大將軍37
柳川整形外科医院	大島町二反田7-20
山下整形外科医院	青野町西青野28-3
横山医院	若松町庵ノ上58-10

綾部市公告第 17 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1. 接 種 実 施 期 間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日
2. 予 防 接 種 の 種 類 新型コロナウイルスワクチン
3. 対 象 綾部市に住所を有する 5 歳～11 歳のうち接種を希望する方
4. 接 種 費 用 無料
5. 日 程 及 び 実 施 場 所

接種方法	日 程		場 所
	1 回目	2 回目	
集団接種		4 月 9 日（土）	綾部市保健福祉センター
		4 月 17 日（日）	
	4 月 2 日（土）	4 月 23 日（土）	
個別接種	毎週火曜日（祝日除く）午後		京都協立病院

6. 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

下記にあてはまる方はワクチンを接種することができない。

- ・ 明らかに発熱している人（※ 1）
- ・ 重い急性疾患にかかっている人
- ・ ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※ 2）の既往がある人
- ・ 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態の人

（※ 1）明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指す。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断させる場合はこの限りではない。

（※ 2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚、粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

綾部市公告第 18 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 1 2 項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について公告する。

令和 4 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道事業管理規程第1号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月25日

綾部市長 山崎善也

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

綾部市企業職員給与規程（昭和44年綾部市水道課管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の綾部市企業職員給与規程第40条第1項の規定及び綾部市企業職員給与規程（以下「給与規程」という。）第40条第3項から第5項まで若しくは第50条第1項から第3項まで若しくは第6項、公益法人等への綾部市職員の派遣等に関する条例（平成14年綾部市条例第1号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

（2）再任用職員 72.5分の10

2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

綾部市上下水道事業管理規程第 2 号

綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部事務分掌規程（昭和 5 0 年綾部市水道課管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 4 条第 2 項中「次長」の次に「又は技監」を加える。

第 5 条中下水道課の項第 2 9 号を第 3 0 号とし、第 1 1 号から第 2 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

（ 1 1 ）綾部雨水ポンプ場の管理運営に関すること。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第3号

綾部市上下水道部職員職名規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道部職員職名規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部職員職名規程（昭和50年綾部市水道課管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次長」の次に「、技監」を加える。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第 4 号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

綾部市企業職員給与規程（昭和 4 4 年綾部市水道課管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）技監

別表第 2 中「課長の職務」を「課長、担当課長又は主幹の職務」に改め、「次長の職務」を「次長又は技監の職務」に改める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年４月１日

綾部市長 荒 木 敏 文

綾部市議会規則第２号

綾部市議会会議規則の一部を改正する規則

綾部市議会会議規則（昭和４２年綾部市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第８６条中「、印刷して」を削り、「配布する」を「配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）する」に改める。

第９４条の次に次の１条を加える。

（出席委員に関する措置）

第９４条の２ この章における出席委員には、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第１１７条に次の１項を加える。

４ 前３項の場合において、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第１２８条に次のただし書を加える。

ただし、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第１３０条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第１項中「起立させ、起立者」を、「起立又は挙手させ、起立者又は挙手者」に改め、同条第２項中「または」を「又は」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 前項の規定にかかわらず、オンラインによる会議において、委員長が挙手者の多少を

認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、電磁的に記録した映像の確認により挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第１３１条に次の１項を加える。

３ 前２項の規定にかかわらず、オンラインによる会議においては、投票で表決をとることができない。

第１３６条中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第１４１条に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、法第１０９条第９項の規定に基づく条例の規定により、委員

会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第 1 6 5 条の次に次の 1 条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第 1 6 5 条の 2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市学校運営協議会規則をここに公布する。

令和4年3月31日

綾部市教育委員会

教育長 村 上 元 良

綾部市教育委員会規則第2号

綾部市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づき、綾部市立の小学校及び中学校（以下これらを「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、綾部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置するものとする。ただし、教育委員会が学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、2以上の学校について1の協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、その旨を当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関し協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長に通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) その他対象学校の校長が必要と認める事項

- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

- 2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力及び参画等の促進に努めるものとする。

- 2 協議会は、前項の促進のため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(組織)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長その他の教職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

- 2 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合には、新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、前項のほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
- (2) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す行為

(任期)

第10条 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

- 2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長その他教職員を会長に選出することはできない。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議事に参加することができない。

(会議の公開)

第13条 会議は、特別な事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するための措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任し、又はその委嘱を解くことができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき
- (2) 第9条の義務に違反したとき
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

綾部市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月３１日

綾部市教育委員会
教育長 村 上 元 良

綾部市教育委員会規則第３号

綾部市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の
一部を改正する規則

綾部市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則（昭和４８年綾部市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出しを「（指定学校の変更）」に改め、同条第１項中「区域外就学許可申請書」を「指定外就学許可申請書（様式第１号）」に改め、同条第２項中「許可書」を「指定外就学許可書（様式第２号）」に改める。

附則の次に次の２様式を加える。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

綾部市教育委員会教育長 様

現住所

保護者氏名

指定外就学許可申請書

指定学校の変更について、下記の理由により許可を申請します。

記

旧（新）住所

児童生徒名

学年（ 年 月 日生）

指 定 学 校 綾部市立 学校

就学希望学校 綾部市立 学校

申 請 理 由

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 年 月 号
日

様

綾部市教育委員会
教育長

指定外就学許可書

年 月 日申請の指定学校の変更について、下記のとおり許可します。

記

児童生徒名 学年（ 年 月 日生）

就 学 校 綾部市立 学校

許 可 期 限 年 月 日から 年 月 日まで

適 用 許可期限が終了した場合又は申請事由に変更があった場合は、直ちに正規の指定学校へ就学すること。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月３１日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市教育委員会規則第４号

綾部市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

綾部市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和５８年綾部市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１５条の２の次に次の１条を加える。

（共同学校事務室）

第１５条の３ 学校に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の４の規定に基づき綾部市立小中学校共同学校事務室（以下「共同学校事務室」という。）を置く。

２ 共同学校事務室を置く学校（以下「設置校」という。）及び事務の共同処理を行う学校（以下「対象学校」という。）は、別表２のとおりとする。

３ 共同処理を行う事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和３１年政令第２２１号）第７条の２第１号及び第２号に規定する事務のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）学校経営に関すること。

（２）文書の收受その他文書管理、公文書の審査、情報公開及び個人情報の保護に関すること。

（３）教職員の福利厚生に関すること。

（４）財務及び会計に関すること。

（５）学校事務の効率化及び標準化の推進に関すること。

（６）事務職員の研修に関すること。

（７）その他共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと認められる事務に関すること。

４ 共同学校事務室に室長、副室長、室員を置く。

５ 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

６ 副室長は、室長を補佐し、執務を整理する。

７ 室長、副室長及び室員は、対象学校の事務職員の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。ただし、室長については当該事務職員の中から命ずることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者を命ずることがある。

８ 共同学校事務室の室長、副室長及び室員は、対象学校の効果的かつ円滑な学校運営に

資するため、連絡調整を図り、相互に協力するよう努めなければならない。

9 共同学校事務室の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 16 条関係）

設置校	対象学校
室長の属する学校	綾部小学校、中筋小学校、豊里小学校、物部小学校、志賀小学校、吉美小学校、西八田小学校、東八田小学校、東綾小学校、上林小学校、綾部中学校、豊里中学校、何北中学校、八田中学校、東綾中学校、上林中学校

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月３１日

綾部市教育委員会
教育長 村 上 元 良

綾部市教育委員会規則第５号

綾部市就学援助規則の一部を改正する規則

綾部市就学援助規則（平成３０年綾部市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中第８号を第１０号とし、第７号の次に次の２号を加える。

（８）卒業アルバム代

（９）オンライン学習通信費

第４条第２項中「第７号」を「第９号」に改める。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市教育委員会告示第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和3年度第13回（3月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和4年3月22日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- | | | |
|---|-----|----------------------|
| 1 | 日 時 | 令和4年3月25日（金）11時から |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室） |

綾部市教育委員会告示第5号

綾部市立小中学校共同学校事務室の運営に関する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市立小中学校共同学校事務室の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾部市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和58年綾部市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第15条の3の規定に基づき設置する綾部市立小中学校共同学校事務室（以下「共同学校事務室」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(共同学校事務室運営会議)

第2条 共同学校事務室の円滑な運営を図るため、共同学校事務室運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

2 運営会議は、共同学校事務室で行う事務の内容、共同学校事務室の運営その他共同実施に関し必要な事項について協議する。

3 運営会議は、室長、副室長及び室員で構成する。

4 運営会議は、必要に応じて室長が招集し、月1回程度開催するものとする。

5 運営会議の事務局は、共同学校事務室に置く。

(共同学校事務室推進協議会)

第3条 共同学校事務室に関する連絡及び調整のため、共同学校事務室推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、共同学校事務室の活動に関し必要な事項について協議する。

3 協議会は、室長、副室長及び教育委員会事務局の職員のうち教育委員会が指定する者その他教育委員会が必要と認める者で構成する。

4 協議会は、必要に応じて室長が招集し、会議を年1回程度開催するものとする。

5 協議会の事務局は、共同学校事務室に置く。

(共同事務の分担)

第4条 共同学校事務室の分掌事務は、運営会議が別に定める。

2 共同学校事務室に、共同事務を適正かつ効果的に実施するため、業務を分担して特定の業務を専門的に実施する部会を置くことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市教育委員会告示第 6 号

綾部市特別支援教育就学奨励費支給要綱（昭和 5 9 年綾部市教育委員会告示第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市教育委員会
教育長 村 上 元 良

第 3 条に次の 1 号を加える。

（ 8 ） オンライン学習通信費

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会訓令甲第 1 号

綾部市立小学校及び中学校の指定学校の変更に関する取扱規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市教育委員会
教育長 村 上 元 良

綾部市立小学校及び中学校の指定学校の変更に関する取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、綾部市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則（昭和 4 8 年綾部市教育委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）第 3 条の規定に基づく指定学校の変更に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運用)

第 2 条 この規程の運用に当たっては、児童生徒の保護を第一に考えて行うものとする。

(許可基準)

第 3 条 保護者が規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、指定学校の変更を申し立てたときの許可基準は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第 4 条 この規程は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 8 0 条に規定する特別支援学校に就学する児童生徒には適用しない。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に就学すべき学校以外の学校に変更をしている児童生徒については、この訓令の相当規定により変更の許可がなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

許可基準

区 分	事 由	許可期間	申請書添付書類
1 住居に関する理由	年度途中の異動で、前住所地の学校を希望する場合	年度の末日までの間	
	1年以内に住所の異動が確定的で、新住所地の学校を希望する場合	住民票異動日まで の間	転居が確実であることを確認できる書類
	仮転居後、1年以内に必ずもとの校区に居住することが明らかで、前住所地の学校を希望する場合	仮転居終了日まで の間	同上
2 教育的配慮を要すると認める場合	特別支援学級入級のため、特別支援学級設置校への通学を希望する場合	年度の末日までの間	
	身体虚弱により、他の学校への通学を希望する場合	年度の末日までの間	医師の診断書
	いじめや不登校等の理由により、他の学校への通学を希望する場合	年度の末日までの間	教育長が必要と認める書類
	その他、特に必要とする場合	年度の末日までの間	同上

綾部市選挙管理委員会告示第 3 6 号

令和 4 年 4 月 1 0 日執行予定の京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

**令和4年4月10日執行予定
京都府知事選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番号	住所	名称	備考
1	1	1	綾部市田野町風久呂	風久呂団地入口矢三商店様前畑	
2	1	2	綾部市上野町上野5	西日本農業研究センター西側フェンス	
3	1	3	綾部市田野町赤坂	田野町コミュニティセンター法面	
4	1	4	綾部市寺町農屋敷	寺町西入口	
5	1	5	綾部市上野町上野129	綾部幼稚園東側	
6	1	6	綾部市新宮町91	綾部市立図書館	
7	1	7	綾部市上野町上野168	綾部小学校フェンス	
8	1	8	綾部市寺町上石	大谷住宅集会所フェンス	
9	1	9	綾部市寺町農屋敷	正暦寺様西側駐車場	
10	2	1	綾部市若竹町12	市役所東駐車場北側フェンス	
11	2	2	綾部市川糸町丁畠地内	京都府綾部総合庁舎フェンス	
12	2	3	綾部市並松町上溝口1	市民センター駐車場消防団綾部分団第2部横	
13	2	4	綾部市野田町仲ノ後8-1	消防ポンプ格納庫前	
14	2	5	綾部市味方町薬師前16	由比濱好子様宅	
15	2	6	綾部市味方町舟ノ上8-1	菱田真人様宅	
16	2	7	綾部市味方町薬師谷	紫水ヶ丘団地入口	
17	3	1	綾部市若竹町8-1	綾部市役所	
18	3	2	綾部市綾中町	大槻洋司様宅横フェンス	
19	3	3	綾部市青野町西青野	Chou Chou サクラティエフェンス	
20	3	4	綾部市西町三丁目南大坪	綾部市市民センター門塀	
21	3	5	綾部市綾中町花ノ木30	アスパ様北駐車場道路側フェンス	
22	3	6	綾部市青野町大塚	桑の苑門扉横フェンス	
23	3	7	綾部市青野町大塚	市立病院前入口	
24	4	1	綾部市駅前通東石ヶ坪	駅南広場府道側	
25	4	2	綾部市相生町17	綾部保育園フェンス	
26	4	3	綾部市神宮寺町重代1-1	昭和モータース様事務所横フェンス	
27	4	4	綾部市本町七丁目53	旧日交商事(株)綾部整備工場様フェンス	
28	4	5	綾部市本町八丁目95	(有)マルゼン様所有地	
29	4	6	綾部市神宮寺町西谷	桑井組様作業所前公園	
30	5	1	綾部市宮代町	八幡児童公園	
31	5	2	綾部市井倉町館2	井倉町児童遊園地	
32	5	3	綾部市宮代町前田	京都丹の国農協様本店	
33	5	4	綾部市宮代町明知20	綾部中学校グラウンド下	
34	5	5	綾部市井倉町梅ヶ畑20	日東精工様玄関前駐車場	
35	5	6	綾部市井倉新町北大橋18-1	井倉新町団地3棟東側フェンス	
36	5	7	綾部市井倉新町石風呂1	グンゼ研究開発部様フェンス	
37	6	1	綾部市岡町斗代	美容室パンビー様横ブロック塀	
38	6	2	綾部市延町北在家7	朝倉文芳様宅前	
39	6	3	綾部市延町鳥居	小林商店様前ガードレール	
40	6	4	綾部市安場町鳴竹12-1	鳴竹集会所	
41	6	5	綾部市上延町岩鼻97	上延1号緑地	
42	6	6	綾部市大島町二反田11-3	綾部ルネス病院様駐車場フェンス	
43	6	7	綾部市大島町大江	大島町中公会堂前ガードレール	
44	6	8	綾部市岡町下山27-37	樋口明様宅	
45	6	9	綾部市大島町南天田井15-1	山崎モータース様駐車場	
46	7	1	綾部市高津町高土井	集落入口市道ガードレール	
47	7	2	綾部市高津町荒倉	高津農林組合様農産物集出荷施設横	
48	7	3	綾部市高津町三反田	京都協立病院様フェンス	
49	7	4	綾部市高津町藤ノ木5-2	プラトーあやべ様横空き地	
50	7	5	綾部市高津町北川	高津町防火水槽	

**令和4年4月10日執行予定
京都府知事選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番号	住所	名称	備考
51	7	6	綾部市高津町藤ノ木	大槻裕成様宅前	
52	8	1	綾部市里町敷田	府道綾部インター線四方順市様宅向かい付近	
53	8	2	綾部市桜が丘一丁目	嶋田透様宅横フェンス	
54	8	3	綾部市有岡町前田25	杉山泰一様宅	
55	8	4	綾部市有岡町志庭垣	志庭垣橋横空き地	
56	8	5	綾部市多田町鳴田33	参田建夫様宅	
57	8	6	綾部市多田町前地	多田町公会堂	
58	8	7	綾部市高倉町大懐	ゴミ集積所横	
59	8	8	綾部市星原町井の谷1	星原町公民館下	
60	8	9	綾部市小呂町岸ヶ下12	渡辺彰様宅隣空き地	
61	9	1	綾部市釜輪町乙味井根上	釜輪町公民館前ガードレール	
62	9	2	綾部市釜輪町唐次道ノ上	山家東部簡易水道釜輪加圧ポンプ室フェンス	
63	9	3	綾部市戸奈瀬町道ノ下	戸奈瀬町公会堂	
64	10	1	綾部市鷹栖町豊後田32	基幹集落センター	
65	10	2	綾部市下原町五反田	村上工務店様資材置き場	
66	10	3	綾部市上原町戸尻8	山家駅前広場	
67	10	4	綾部市下替地町北野	集会所付近防火水槽北側府道法面	
68	10	5	綾部市東山町山家	東綾中学校グラウンドフェンス	
69	10	6	綾部市旭町西ノ内	奥野定夫様宅前空き地	
70	10	7	綾部市橋上町築14-1	橋上町集荷場前	
71	10	8	綾部市広瀬町二和橋15	佐々木鉄工所様ブロック塀	
72	11	1	綾部市和木町佐々戸	竹原いずみ様宅豚舎跡空き地	
73	11	2	綾部市西原町弓矢	西原町公民館横防火水槽	
74	11	3	綾部市和木町樋ノ口	市道和戸成2号入り口ガードレール	
75	11	4	綾部市和木町和戸谷	和久一也様宅車庫横山すそ	
76	12	1	綾部市上八田町西ノ迫	塩尻早苗様宅西側府道敷	
77	12	2	綾部市上八田町泉ヶ丘坂口3	塩尻卓司様宅前防火水槽	
78	12	3	綾部市七百石町中山11	慈眼寺様下防火水槽横畑	
79	12	4	綾部市七百石町カイ中	大日バス停前府道敷(府道西側)	
80	12	5	綾部市七百石町足縄手	消防詰所向かい側	
81	12	6	綾部市七百石町八幡2	大町公会堂	
82	12	7	綾部市七百石町湯ノ戸	十倉義様宅東側Y字路空き地	
83	13	1	綾部市岡安町土樋ノ下5番地の1	交差点角	
84	13	2	綾部市岡安町大道	西八田小学校	
85	13	3	綾部市中筋町井根淵1-2	㈱渋谷組様事務所先三差路先	
86	13	4	綾部市中筋町鶴ヶ岡	木下商店様横防火水槽	
87	13	5	綾部市中筋町野	中筋会館前畑	
88	14	1	綾部市下八田町中溝8-9	斎藤明様宅前道路法面	
89	14	2	綾部市下八田町柿差32	内藤昇様宅下	
90	14	3	綾部市淵垣町藪ノ下6	梅原秋野様宅	
91	14	4	綾部市淵垣町古川14	旧北都信用金庫淵垣支店様裏駐車場横空地	
92	14	5	綾部市淵垣町三社田	あやべ台入口市道フェンス	
93	14	6	綾部市淵垣町横田32	大田豊様宅横畑	
94	15	1	綾部市中山町梅ノ木段6	四方克実様宅	
95	15	2	綾部市中山町本丸段	井上久夫様宅前防火水槽	
96	15	3	綾部市安国寺町井根尻9-2	渡邊品江様宅北側畑	
97	15	4	綾部市安国寺町下背戸	安国寺公民館前	
98	15	5	綾部市安国寺町上背戸	渡辺信和様宅前空き地	
99	15	6	綾部市安国寺町宮ノ腰2	大槻幸一様前ガードパイプ	
100	16	1	綾部市梅迫町鐘鋳場	八田地区交換機設置前	

**令和4年4月10日執行予定
京都府知事選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番号	住所	名称	備考
101	16	2	綾部市梅迫町溝尻	日本交通株式会社様梅迫営業所跡地	
102	16	3	綾部市上杉町洪市	野間医院様東八田分院筋向い	
103	16	4	綾部市上杉町横縄手	大石公民館前空地	
104	16	5	綾部市上杉町中嶋	東八田小学校上り口	
105	16	6	綾部市高槻町城ノ腰21	消防ポンプ格納庫前法面	
106	17	1	綾部市上杉町ヤボセ	鳥居野グラウンド前	
107	17	2	綾部市上杉町道場14-5	京都丹の国農協八田支店様倉庫前府道法面	
108	17	3	綾部市上杉町中寺口	施福寺公民館前	
109	17	4	綾部市上杉町井ノ迫	(株)京綾貨物輸送様裏空地	
110	17	5	綾部市上杉町下雉路	吉田建一様宅前空地	
111	17	6	綾部市上杉町坂5-6	エムハウス様横法面	
112	17	7	綾部市上杉町門ノ坪42	旧稲葉製作所様前空地	
113	18	1	綾部市於与岐町レダニ	上野司様宅先三差路空地	
114	18	2	綾部市於与岐町宮ノ下17	弥山会館入口横防火水槽	
115	18	3	綾部市於与岐町安ノ坂	中川原作業場	
116	18	4	綾部市於与岐町赤道	作業場跡地	
117	19	1	綾部市黒谷町東谷3	黒谷資料館跡地	
118	19	2	綾部市八代町藤角13-2	八代橋横	
119	20	1	綾部市十倉志茂町大農	廣瀬義晴様所有空地	
120	20	2	綾部市十倉中町上川原65-1	東部グラウンド上り口空地	
121	20	3	綾部市十倉向町仲村	渡邊美由紀様宅横畑	
122	20	4	綾部市十倉名畑町	旧口上林小学校フェンス	
123	20	5	綾部市武吉町辻	武吉公民館前広場	
124	20	6	綾部市佃町柳ヶ迫33	井上真弓様宅	
125	20	7	綾部市忠町小白井	口上林分団第4部詰所東側道路法面	
126	20	8	綾部市井根町南ノ前	永井フジ枝様宅前畑	
127	21	1	綾部市位田町浦壁58番地	位田町浦壁58番地宅前庭	
128	21	2	綾部市位田町市場	中位田遊園地フェンス	
129	21	3	綾部市位田町蓮花寺	蘆田定一様宅横資材置き場	
130	21	4	綾部市位田町寺町3-1	下位田遊園地前	
131	21	5	綾部市位田町岬	旭ヶ丘公会堂前ガードレール	
132	22	1	綾部市栗町ガラ	栗文化センターフェンス	
133	22	2	綾部市栗町南ユルズ5-1	高橋辰一様宅	
134	22	3	綾部市栗町桶底3-1	永井精様宅横ガードレール	
135	22	4	綾部市栗町小東1	消防団豊里分団詰所フェンス	
136	22	5	綾部市栗町北ノ前48	栗上茶業組合ガレージ東側	
137	22	6	綾部市位田町岡倉	門数好様北側空地	
138	23	1	綾部市豊里町福垣96	豊里警察官駐在所横茶畑	
139	23	2	綾部市館町森下10	伊治卓様宅向かい側	
140	23	3	綾部市館町シボラ	古和田工作所様横空地	
141	23	4	綾部市今田町元立石	今田自治会様駐車場	
142	23	5	綾部市大畠町上り戸	大畠公民館前	
143	24	1	綾部市小西町内田28	小西茶工場様	
144	24	2	綾部市小西町有坪	小西簡易児童遊園地フェンス	
145	24	3	綾部市鍛冶屋町茅倉16	里山交流研修センター前	
146	24	4	綾部市鍛冶屋町六反	六反作業場前	
147	24	5	綾部市小畑町中村	梅垣春樹様宅ブロック	
148	24	6	綾部市小畑町天野前27	山下信行様宅石垣	
149	25	1	綾部市石原町長畑	石原自治会ごみ集積所向かい府道法面	
150	25	2	綾部市小貝町岬上通	小貝橋西側三叉路府道敷	

**令和4年4月10日執行予定
京都府知事選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番号	住所	名称	備考
151	25	3	綾部市小貝町所堺6-2	湯殿公会堂前ガードレール	
152	25	4	綾部市私市町上野	私市東簡易児童遊園フェンス	
153	25	5	綾部市私市町中村段	私市公会堂下ガードフェンス	
154	26	1	綾部市物部町横椽	須波伎中央公民館前	
155	26	2	綾部市物部町天野10	物部町防火水槽フェンス	
156	26	3	綾部市物部町南前田1	四方友明様宅	
157	26	4	綾部市物部町六地藏	下市バス停横空き地	
158	26	5	綾部市物部町城山2	坂根國昭様宅前庭	
159	27	1	綾部市物部町東物部119	岸田児童遊園地	
160	27	2	綾部市白道路町下五反田10-1	岸本孝昭様宅横畑	
161	27	3	綾部市物部町西樋ノ口25	物部会館フェンス	
162	27	4	綾部市物部町西樋ノ口	ふれあい広場フェンス	
163	28	1	綾部市西坂町弥谷3	谷口忠夫様宅横防火水槽	
164	28	2	綾部市西坂町黒満坪	諏訪神社様前空き地	
165	28	3	綾部市西坂町段ノ岡38-1	大槻弘和様宅横防火水槽	
166	28	4	綾部市西坂町宮床103-1	ごみ集積所横空き地	
167	28	5	綾部市西坂町堂ノ岡22-1	堂ノ岡作業場下(中野様宅横)	
168	28	6	綾部市西坂町東ノ段37	赤見坂作業場隣田和すみ江様宅	
169	29	1	綾部市新庄町北37	石ノ隈バス停裏畑下	
170	29	2	綾部市新庄町太ヶ鼻	旧しらはせ理容店様南側空き地	
171	29	3	綾部市新庄町柿19-3	永井省三様宅前畑	
172	29	4	綾部市新庄町初	奥ポンプ格納庫横	
173	30	1	綾部市白道路町鎌倉田28	岡村佳子様宅横	
174	30	2	綾部市白道路町谷ノ奥13	平田治様宅横畑	
175	30	3	綾部市白道路町深田14	大石将文様宅隣法面	
176	30	4	綾部市白道路町桜ヶ坪	(株)白道路興農会様倉庫前法面	
177	30	5	綾部市白道路町摺鉢田	山岡茂様宅先ガードレール	
178	31	1	綾部市志賀郷町家際29	志賀公民館前	
179	31	2	綾部市志賀郷町南町15	志賀郷バス停前	
180	31	3	綾部市志賀郷町儀市前	下町橋土手	
181	31	4	綾部市志賀郷町丁田8	志賀小学校前	
182	31	5	綾部市仁和町亀ヶ坪26	塩見吉弘様宅前道路法面	
183	32	1	綾部市向田町久保田	岡井保様宅敷地(東側)	
184	32	2	綾部市別所町流田5-1	別所停留所前	
185	32	3	綾部市別所町小丸山	別所町公会堂前ガードレール	
186	32	4	綾部市篠田町クゴノシタ	山添達男様宅向かい府道法面	
187	32	5	綾部市篠田町祝田8	篠田集荷場前	
188	33	1	綾部市坊口町由里	坊口公会堂前	
189	33	2	綾部市坊口町下山岡	京都縦貫道橋脚フェンス	
190	33	3	綾部市金河内町辻道27	ほ場整備石碑前	
191	33	4	綾部市金河内町筋海	加柴和成様宅横防火水槽フェンス	
192	33	5	綾部市内久井町元屋敷	内久井公民館横倉庫	
193	34	1	綾部市西方町薦ヶ迫	消防ポンプ格納庫横防火水槽フェンス	
194	34	2	綾部市西方町味噌尾68	大槻國夫様宅	
195	34	3	綾部市西方町貝尻	西方町公会堂横法面	
196	34	4	綾部市西方町家ノ奥19	大槻修様宅	
197	34	5	綾部市西方町虫田48	岡本勇様空き地	
198	35	1	綾部市睦合町古川	ゲートボール場前空き地	
199	35	2	綾部市睦合町念道	第一区公民館前	
200	35	3	綾部市睦合町中畑	浅原公民館前	

**令和4年4月10日執行予定
京都府知事選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番号	住所	名称	備考
201	35	4	綾部市睦合町井谷2	寺澤正人様宅	
202	35	5	綾部市睦合町下引地	引地公民館空き地	
203	36	1	綾部市八津合町清水ノ下	片岡耕之助様宅横防火水槽	
204	36	2	綾部市八津合町縄手	観光センター駐車場	
205	36	3	綾部市八津合町馬場	馬場集荷場先防火水槽	
206	36	4	綾部市八津合町祖里	井上昇様宅向かい市道ガードレール	
207	36	5	綾部市八津合町村中	仲島孝男様宅横空き地	
208	36	6	綾部市五津合町荒木48	岩崎冬子様宅ブロック	
209	36	7	綾部市五津合町大田2-2	農産物直売所横法面	
210	36	8	綾部市五津合町入道25	弓削作業場前ガードレール	
211	37	1	綾部市五津合町ユリノ下	清水作業場向かい法面	
212	37	2	綾部市五津合町高岸	鎌部稔様宅北側防火用水横	
213	37	3	綾部市五泉町西巻	五泉荘向かい道路法	
214	37	4	綾部市五泉町田中	市之瀬橋横道路法	
215	37	5	綾部市五泉町宮ノ腰20-1	市志公民館前ガードレール	
216	38	1	綾部市睦寄町長野	井長守様宅横畑	
217	38	2	綾部市睦寄町段ヶ端	志古田公民館前法	
218	38	3	綾部市睦寄町市場16	生野敦子様宅横空地	
219	38	4	綾部市睦寄町鳥垣	坂尾呂神社様下	
220	38	5	綾部市睦寄町堂ノ下14	草壁公民館跡地横	
221	38	6	綾部市睦寄町有安1-1	有安公民館前グラウンドフェンス	
222	38	7	綾部市睦寄町古井前	古井公民館前防火水槽	
223	39	1	綾部市故屋岡町三反田	健康管理センター	
224	39	2	綾部市故屋岡町小中13	仲道一彦様横防火水槽	
225	39	3	綾部市故屋岡町在中	八代公民館横ガードレール	
226	39	4	綾部市故屋岡町平垣	八木博喜様前防火水槽	
227	39	5	綾部市故屋岡町神子谷下21番地の1	山崎正治様宅向かい府道法面	
228	39	6	綾部市光野町イガミ3	志馬嘉門様宅府道向かい側空き地	
229	40	1	綾部市光野町前田	光野橋下詰道路縁	
230	40	2	綾部市老富町堂ノ下	みのだ橋詰空地	
231	40	3	綾部市老富町ヒシリ4-3	老富会館前	
232	40	4	綾部市老富町西ガチ10	市茅野作業場	

綾部市選挙管理委員会告示第 37 号

令和 4 年 4 月 10 日執行の京都府知事選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和 4 年 3 月 14 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

- | | | |
|---|-----|------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和 4 年 3 月 24 日（木） 午後 5 時 10 分 |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所本庁北 3 階奥会議室
綾部市若竹町 8 番地の 1 |

綾部市選挙管理委員会告示第 38 号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 50 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 4 年 3 月 23 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

552 人

綾部市選挙管理委員会告示第 39 号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 4 年 3 月 23 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

9, 199 人

綾部市選挙管理委員会告示第 4 0 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 4 年 3 月 2 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

4, 6 0 0 人

綾部市選挙管理委員会告示第 4 1 号

令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

投 票 所 一 覧

投 票 区	投票所の施設の名称	所 在 地
第 1 投票区	綾部市立綾部幼稚園	綾部市上野町上野 1 2 9
第 2 投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠 1 0 - 2
第 3 投票区	綾部市保健福祉センター	綾部市青野町東馬場下 1 5 - 6
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	湯殿作業場	綾部市小貝町所堺 6
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町稗イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	京都丹の国農協旧睦合連絡所	綾部市睦合町井谷 1 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	ふるさと味あやべ工房	綾部市睦寄町鼠塚 3
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第 4 2 号

令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

期日前投票所名	所 在 地	期日前投票所を 設 け る 期 間
綾部市役所 本庁 1 階会議室	京都府綾部市若竹町 8 番地の 1	令和 4 年 3 月 2 5 日（金）から 令和 4 年 4 月 9 日（土）まで 午前 8 時から午後 8 時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町 上荒木 5 番地	令和 4 年 4 月 7 日（木）から 令和 4 年 4 月 9 日（土）まで 午前 9 時から午後 7 時まで

綾部市選挙管理委員会告示第 4 3 号

令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和 4 年 3 月 2 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

投票管理者・同職務代理者選任表

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
1	四 方 敏 夫	寺町門田20番地	久 下 博 史	西町三丁目北大坪3番地の4
2	貴 田 耕 平	若竹町下番取28番地の1	由 良 真 一	福知山市字天田249番地の27
3	杉 山 秀 行	若松町57番地	吉 松 正 人	福知山市前田小字一ノ宮1440番地の8
4	泉 修 二	駅前通7番地	野 間 俊 樹	船井郡京丹波町坂原森ノ本9番地の1
5	安 村 義 昭	井倉新町横縄手10番地の1	松 藤 晃	上延町下雑面77番地の1
6	田 中 信 喜	大島町二反田5番地の4	石 原 良 樹	青野町六反目27番地 グラン・ブルーL棟102
7	朝 倉 正 道	高津町北川72番地	平 岡 靖 之	高津町両岡谷31番地の3
8	村 尾 泰 造	有岡町田部32番地	植 原 英 一	里町西ノ糸19番地の3
9	林 誠	戸奈瀬町家ノ後67番地の1	四 方 和 之	鷹栖町風呂屋11番地
10	白波瀬 京 子	下原町五反田61番地	中 倉 司	上延町苅屋田8番地の1
11	四 方 正 明	西原町猪ノ坂1番地	西 村 亘	西原町弓矢16番地
12	相 根 忠	上八田町八田前17番地の1	小 嶋 剛 史	上杉町石子7番地の6
13	安 達 貞 紀	渕垣町角19番地の4	蘓 理 忠 則	福知山市北平野町12番地の9
14	富 田 宣 之	渕垣町カトカ16番地の2	松 下 修	桜が丘二丁目17番地の10
15	植 山 格 爾	中山町段5番地	渡 辺 秀 和	七百石町西岡15番地
16	塩 尻 正 尚	梅迫町岡ノ段21番地	守 屋 俊 則	福知山市中坂町1番地の26
17	北 村 良 広	上杉町崩23番地の4	川 島 稔 久	味方町中ノ坪66番地の6
18	吉 崎 敏 明	於与岐町カミヤ6番地の1	野瀬井 常 樹	桜が丘二丁目1番地の15
19	石 角 豊 昭	黒谷町西谷24番地	天 野 将 明	駅前通4番地の1
20	渡 邊 逸 郎	十倉中町上川原83番地	高 橋 要一朗	桜が丘二丁目3番地の8
21	小 西 孝 宏	位田町田岸30番地	四 方 博 文	福知山市字長田239番地の237
22	永 井 智 子	栗町相定35番地の6	梅 原 俊 介	若松町1番地
23	大 槻 久 雄	豊里町福垣197番地	野 間 義 憲	青野町館ノ後40番地 バリユーージュ青野A102号
24	塩 見 百 代	小畑町中村20番地	伊賀原 司	今田町下開10番地
25	酒 井 好 春	小貝町峠上通8番地	岩 崎 成 樹	青野町西ノ後27番地の12
26	谷 口 重 喜	物部町西ノ宮14番地	岡 田 佳 伯	物部町戸尻5番地の1
27	山 下 眞一郎	物部町広畑77番地	森 本 泰 弘	若松町11番地の4
28	芦 谷 和 明	西坂町堂ノ岡14番地	岡 田 太 郎	神宮寺町加迫17番地の12
29	西 田 好 郎	新庄町大迫23番地	酒 井 貴 弘	桜が丘二丁目15番地の10
30	四 方 勝 一	白道路町桜ヶ坪32番地	居 合 克 樹	福知山市石原5丁目4番地の2
31	郷 橋 伸 一	仁和町谷坪7番地	出 口 勇 樹	綾中町花ノ木5番地
32	麿 嶋 久 男	向田町祓イ森2番3番合地	近 松 幹 太	青野町館ノ後51番地 コーポ楓201
33	加 柴 和 成	金河内町筋海5番地	坂 根 博 之	坊口町由里26番地
34	関 口 誠	西方町桜21番地	村 上 智 規	中ノ町2丁目34番地の3
35	川 北 達 哉	青野町鶴ノ目11番地の46	馬 田 雅 之	井倉町館12番地の5
36	葛 目 光 男	八津合町神谷106番地	太 田 治 生	井根町菱田1番地の1
37	波多野 文 義	五泉町辻前44番地	森 本 直 樹	福知山市石原5丁目30番地
38	長 尾 之 輝	睦寄町長野2番地	武 宏 樹	青野町大塚81番地の2
39	松 井 浩	故屋岡町大道19番地	田 中 松 彦	下八田町八ヶ谷1番地
40	岩 崎 悦 郎	西町三丁目南大坪39番地の2	古和田 実	睦寄町小野田8番地

綾部市選挙管理委員会告示第 4 4 号

令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和 4 年 3 月 2 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

期日前投票所における投票管理者・同職務代理者選任表

綾部市役所本庁 1 階会議室

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
3 月 2 5 日（金）	吉 崎 進	綾部市上杉町小嶋 3 0 番地	大 槻 淳 平	福知山市石原 2 丁目 2 1 8 番地
3 月 2 6 日（土）	高 野 俊 道	綾部市梅迫町中町 3 8 番地	志 賀 由 佳	綾部市上延町下雑面 8 4 番地の 1
3 月 2 7 日（日）	西 田 愛 子	綾部市老富町小谷 3 番 4 番合地	加 藤 恵 梨	綾部市安場町西ノ段 6 番地
3 月 2 8 日（月）	吉 崎 進	綾部市上杉町小嶋 3 0 番地	近 藤 傑	福知山市字土 4 番地の 1 1 2
3 月 2 9 日（火）	高 野 俊 道	綾部市梅迫町中町 3 8 番地	飯 室 誠	福知山市篠尾新町 3 丁目 7 4 番地 ポレスター福知山 1 5 0 2 号
3 月 3 0 日（水）	中 田 誠 治	綾部市上野町上野 1 番地の 2	表 裕 紀	綾部市上野町下池田 2 3 番地の 4
3 月 3 1 日（木）	西 田 愛 子	綾部市老富町小谷 3 番 4 番合地	松 村 淳 史	綾部市青野町東馬場下 2 1 番地の 1 6
4 月 1 日（金）	中 田 誠 治	綾部市上野町上野 1 番地の 2	梅 原 俊 介	綾部市若松町 1 番地
4 月 2 日（土）	吉 崎 進	綾部市上杉町小嶋 3 0 番地	吉 崎 伊久寿	綾部市上杉町小嶋 1 0 番地の 4
4 月 3 日（日）	高 野 俊 道	綾部市梅迫町中町 3 8 番地	四 方 健 史	綾部市桜が丘 2 丁目 1 4 番地の 1 2
4 月 4 日（月）	西 田 愛 子	綾部市老富町小谷 3 番 4 番合地	久 下 祐 介	綾部市川糸町堀ノ内 1 番地の 1 9
4 月 5 日（火）	中 田 誠 治	綾部市上野町上野 1 番地の 2	大 槻 江 美	綾部市桜が丘一丁目 6 番地の 1 0
4 月 6 日（水）	吉 崎 進	綾部市上杉町小嶋 3 0 番地	村 上 寛	綾部市七百石町八幡 1 6 番地
4 月 7 日（木）	中 田 誠 治	綾部市上野町上野 1 番地の 2	三本木 紀 子	綾部市青野町館ノ後 4 3 番地の 1
4 月 8 日（金）	中 田 誠 治	綾部市上野町上野 1 番地の 2	野々垣 博 子	綾部市上延町岩鼻 7 0 番地の 2
4 月 9 日（土）	吉 崎 進	綾部市上杉町小嶋 3 0 番地	大 槻 一 郎	綾部市高津町荒倉 2 0 番地の 6

上林いきいきセンター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
4 月 7 日（木）	西 田 愛 子	綾部市老富町小谷 3 番 4 番合地	志 賀 久 男	綾部市上延町下雑面 8 4 番地の 1
4 月 8 日（金）	高 野 俊 道	綾部市梅迫町中町 3 8 番地	市 村 武 士	綾部市上延町八反 1 2 6 番地の 1
4 月 9 日（土）	西 田 愛 子	綾部市老富町小谷 3 番 4 番合地	浜 木 宏一郎	福知山市字拝師小字今安川 2 6 1 番 4

綾部市選挙管理委員会告示第 4 5 号

公職選挙法第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和 4 年 3 月 2 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

投 票 区 名	投票所を開いている時間
第 1 9 区投票所（黒谷公民館）	午前 7 時から午後 7 時まで
第 4 0 区投票所（水源の里・老富会館）	午前 7 時から午後 7 時まで

綾部市選挙管理委員会告示第46号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における綾部市開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和4年3月24日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

- 1 開票場所 日東精工株式会社体育館
綾部市宮代町門ノ前20番地
- 2 開票日時 令和4年4月10日（日） 午後9時30分から

綾部市選挙管理委員会告示第 4 7 号

令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和 4 年 3 月 2 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

京都府知事選挙

開票管理者

住 所 綾部市梅迫町中町 3 8 番地
氏 名 高 野 俊 道

同職務代理者

住 所 綾部市老富町小谷 3 番 4 番合地
氏 名 西 田 愛 子

綾部市選挙管理委員会告示第48号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和4年3月24日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

- | | | |
|---|-----|----------------------------|
| 1 | 場 所 | 綾部市役所第一委員会室
綾部市若竹町8番地の1 |
| 2 | 日 時 | 令和4年4月7日（木）午後5時10分から |

綾部市選挙管理委員会告示第 4 9 号

令和 4 年 3 月 2 4 日付け綾部市選挙管理委員会告示第 4 3 号で告示した令和 4 年 4 月 1 0 日執行の京都府知事選挙における投票管理者について、次のとおり変更した。

令和 4 年 3 月 3 1 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高 野 俊 道

投票区	投票管理者	
	氏 名	住 所
1 6	西 村 勲	梅迫町新町 2 5 番地の 1

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月３１日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公平委員会規則第１号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和４２年綾部市公平委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「理事、公室長、部長」を「公室長、部長、理事」に改め、「次長」の次に「、技監」を加える。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

綾部市公平委員会告示第 1 号

令和 4 年 3 月 2 5 日開催の公平委員会の会議において、下記の委員を委員長に選任しました。

令和 4 年 3 月 2 5 日

綾部市公平委員会

委員長 森 津 一 男

記

住 所 綾部市八津合町日置村中 8 番地

氏 名 森 津 一 男

綾部市十倉財産区告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 296 条の規定に基づき、次の事件について令和 3 年 3 月 23 日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和 4 年 3 月 17 日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山 崎 善 也

付議事件

- 1 令和 3 年度綾部市十倉財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 令和 4 年度綾部市十倉財産区特別会計予算